

第5次 宜野座村 総合計画

(後期基本計画)

2021(令和3)年度▶2025(令和7)年度

水と緑と太陽の里・宜野座村



ごあいさつ

本村では、「むらづくりの羅針盤」として、平成 28 年度 (2016) ～令和 7 年度 (2025) を計画期間とする「第 5 次宜野座村総合計画（基本構想）」を策定し、「水と緑と太陽の里・宜野座村」をむらづくりの将来像に掲げ、村民と協働による地域づくりを進めております。これまでに村議会をはじめ、関係者のご支援のもと、各種分野において着実の成果がみられ、令和 2 年度国勢調査において人口も 5,833 人を数えるまでに成長し、豊かな自然と歴史文化が息づく、暮らしやすい活力のあるむらとして発展してきました。

一方で、我が国では更なる少子高齢化の進行、大型台風や集中豪雨など自然災害の激甚化、更には新型コロナウイルス感染症の拡大などが社会全体の大きな課題に直面するとともに、IoT や AI などの新たな技術の飛躍的な発展が、人々の暮らしや働き方をも大きく変えようとしている状況です。

この度、策定した令和 3 年度 (2021) から令和 7 年度 (2025) を計画期間とする後期基本計画では、基地問題や赤土流出問題などの長年に亘る懸案事項への対応はもとより、前期基本計画策定後に顕在化、変化した課題に的確に対応するとともに、先人たちが築き上げてきた住みよい宜野座村、そして更なるポテンシャルを秘めた宜野座村をより良いかたちで次世代に引き継ぐために、この計画から新たな視点として、SDGs（持続可能な開発目標）の取組と関連づけています。多様化する住民ニーズや社会をとりまく環境の変化に敏感かつ柔軟に呼応しつつ、村民と行政の協働によるむらづくりに取り組むことで、本計画の各施策を着実に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言を頂きました、村議会をはじめ、村総合開発審議会委員の皆様や、アンケート調査やパブリックコメントを通して、多大なご協力をいただきました皆様に、心から感謝申し上げるとともに、引き続き、本村発展のために、村民ならびに関係者の皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い致します。

令和 4 年 3 月

宜野座村長 當眞 淳



村民憲章 ≒ SDGs

「水と緑と太陽の里 宜野座村」を未来に引き継ぐために、私たち（村民）が35年以上にわたって取り組んできた「村民憲章」です。そして、「誰ひとり取り残さない」の理念の下、貧困や不平等・格差、気候変動等の課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」があります。

実は、「美しい村をつくる」「住みよい村をつくる」「活力のあるむらをつくる」等、常日頃から「村民憲章」を意識し、取り組んできた活動は、「SDGs」と重なります。

「SDGs」は、私たちにとって遠い話や難しい話ではありません。普段の活動に、ひとつプラスして、「村民憲章」「SDGs」に取り組みましょう。

<宜野座村民憲章（昭和60年9月制定）>

私たち宜野座村民は

1. 自然を愛し、美しい村をつくりましょう。

（自然・環境の保護育成：花や緑を育て、川や海をきれいにし、清潔で美しい村づくりをうたった。）

1. きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。

（豊かな人間性：郷土を愛し、老人をいたわり、互いに助け合い、きまりや時間を守り、明るいあいさつを交わす住みよい村づくりをうたった。）

1. 産業をおこし、活力ある村をつくりましょう。

（産業の振興：勤労を尊び、産業の振興を図り、若者の夢のもてる活力ある村づくりをうたった。）

1. 教養を高め、文化の村をつくりましょう。

（教育の振興・文化の発展：子どもを愛し、伸びてゆく力を育て、伝統芸能を大切にし、薫り高い文化の村づくりをうたった。）

1. スポーツに親しみ、明るい村をつくりましょう。

（健康・幸福な家庭：心身を鍛え、健康づくりに励み、幸福で明るい家庭や村づくりをうたった。）

<SDGsのゴール>



目 次

＜1編 序論＞

1 総合計画の位置づけ（目的、役割、計画の構成と期間）	2
補足：計画の全体構成	6
補足：後期基本計画の見方	8

＜2編 後期基本計画＞

1章 子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり”

基本施策 1-1 子育て支援の充実	12
基本施策 1-2 魅力ある幼児・学校教育の推進	16
基本施策 1-3 生涯スポーツ・生涯学習の推進	22
基本施策 1-4 地域文化の継承と文化活動の振興	26
基本施策 1-5 国内外の交流活動の推進	30

2章 生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり”

基本施策 2-1 地域福祉の推進	34
基本施策 2-2 生涯にわたる健康づくりの推進	38
基本施策 2-3 高齢者福祉の推進	42
基本施策 2-4 障がい者福祉等の推進	46
基本施策 2-5 社会保障の充実	50

3章 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”

基本施策 3-1 自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進	56
基本施策 3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成	60
基本施策 3-3 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備	64
基本施策 3-4 環境衛生の向上	66
基本施策 3-5 基地問題の対応	68

4章 魅力と個性にあふれた“産業づくり”

基本施策 4-1 地域に根ざした農業の振興	72
基本施策 4-2 新たな水産業の推進	76
基本施策 4-3 地域特性を活かした観光・商工業の振興	78
基本施策 4-4 情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用	82
基本施策 4-5 雇用の創出	84

5章 安心・安全で快適な“環境基盤づくり”

基本施策 5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実	88
基本施策 5-2 道路・交通基盤の整備・充実	92
基本施策 5-3 上水道の充実及び農業集落排水事業の推進	94
基本施策 5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実	96
基本施策 5-5 交通安全及び防犯対策の充実	98

6章 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”

基本施策 6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進	102
基本施策 6-2 効率的な行政運営の拡充	104
基本施策 6-3 健全な財政運営の確立	108

＜参考資料＞

1 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画とSDGsとの対応表	112
2 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の経緯	114
3 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の体制及び審議会等の名簿	116
4 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の諮問及び答申	119

1

編

序

論

1 総合計画の位置づけ 2

1. 計画策定の目的 2

2. 総合計画の役割 3

3. 計画の構成と計画期間 4

4. 基本構想、SDGs、総合戦略との関係等 5

補足：計画の全体構成 6

補足：後期基本計画の見方 8



1 総合計画の位置づけ

1. 計画策定の目的

本村は、平成19年3月に第4次宜野座村総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、「水と緑と太陽の里・宜野座村」を将来像として、村民と行政が知恵と力を出し合い、ともに協力してむらづくりを進めてきました。

これまでの計画期間においては、少子高齢化及び人口減少時代の到来をはじめ、世界的な金融・経済危機、地球温暖化対策、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高揚など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。

しかし、本村においては、今後、少子高齢化に伴う地域活力の低下、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、社会保障費の増大などが予想されることから、これまで以上に厳しい財政状況になることが想定され、これからは、時代の変化や多様化する村民ニーズに柔軟に対応できる自主性と地域の特性を生かしたむらづくりを進めていくことが求められています。

第5次宜野座村総合計画は、こうした社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築き上げてきたむらづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、本村がさらに発展していくむらづくりに取り組むための総合的な指針として策定します。



2. 総合計画の役割

○村の最上位計画である「むらづくりの羅針盤」

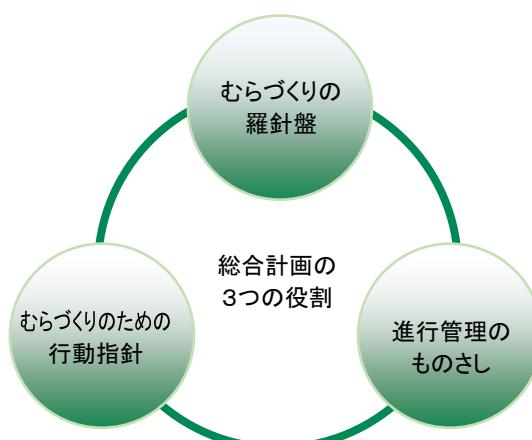
- ・総合計画は、地方自治体が目指す将来像とそれを達成するための基本的な方針等を定める計画です。また、宜野座村のむらづくりの基本となる最上位の計画であり、本村の自治の道しるべとなる『むらづくりの羅針盤』です。
- ・また、国や沖縄県、近隣市町村等に対しては、本村の基本的な考え方を主張し、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していく役割も担っています。

○村民と行政の協働による「むらづくりのための行動指針」

- ・将来的にむらづくりの担い手が減少することが見込まれる中、行政のみならず村民や団体、事業所等が連携・協力してむらづくりを進めていく必要があります。
- ・そのため、それぞれが対話や交流を重ね、目標を共有し、お互いへの理解と共感を大にし、協力し合う関係を生み出していく協働による『むらづくりのための行動指針』としての役割を担っています。

○計画的なむらづくりの達成状況を示す「進行管理のものさし」

- ・総合計画は、本村が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取り組みが計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。
- ・各分野の目標を明確にし、その目標の達成状況を示す『進行管理のものさし』としての役割を担っています。



3. 計画の構成と計画期間

第5次宜野座村総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」、「実施計画」から構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、本村が目指すむらづくりの目標（将来像、むらづくりの方向、将来人口）を定め、これを実現するための施策大綱、施策体系等を示します。

2016(平成28)年度を初年度とし、2025(令和7)年度を目標年度とする10年間の構想です。

(2) 基本計画

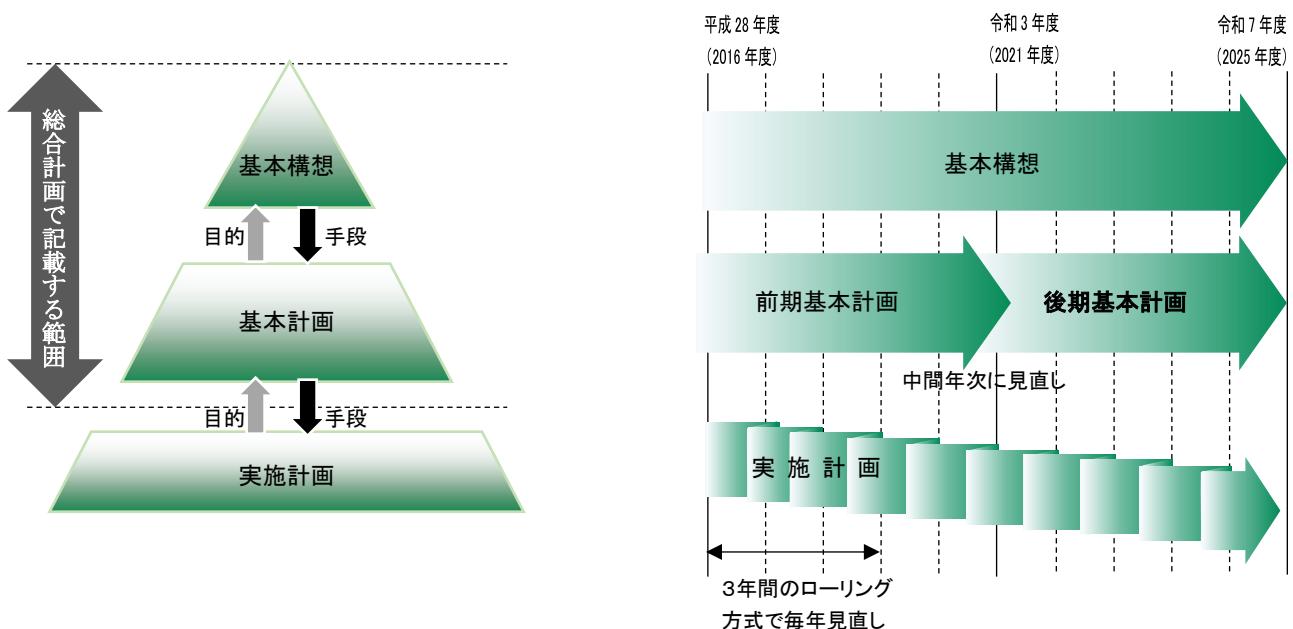
基本構想で掲げた目標及び施策大綱を実現するために、健康福祉、教育文化、産業振興等の分野別の基本的な方向や施策等を総合的・体系的に示します。

2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までの5年間を前期基本計画、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間を後期基本計画とし、必要な見直しへその際(中間年次)に行います。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となるものです。

計画期間は3年間（ローリング方式）とし、毎年見直しを行います。





4. 基本構想、SDGs、総合戦略との関係等

■ 基本構想

本村の基本構想（第5次宜野座村総合計画 平成29年3月）は、「むらづくりの将来像（将来像、将来人口、土地利用構想）」、「むらづくりの施策大綱（むらづくりの基本方向、村政運営の方向）」、「むらづくり重点戦略」から構成され、将来像を実現するために基本的な政策の考え方を定めています。

2016(平成28)年度から2025(令和7)年度を基本構想の期間としており、将来人口の修正以外は現行の基本構想を変えないで、引き続き踏襲するものとします。

2025(令和7)年を目標年とする将来人口は5,800人としていましたが、令和2年の国勢調査では5,833人と目標人口を達成しています。そのため、2025(令和7)年の将来人口は6,000人に修正します。

本村の人口推移と将来人口



■ SDGsの考え方

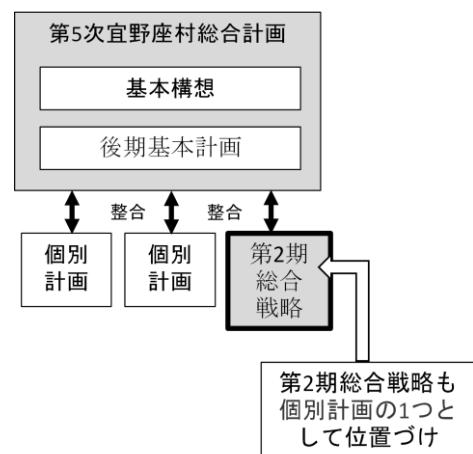
SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた世界共通の目標です。SDGsは17の「目標」からなり、各目標を細分化し、達成期限を定めた「ターゲット」が169あります。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方は、持続可能な村政運営、地方創生の実現に資するものであることから、第5次宜野座村総合計画・後期基本計画の施策とSDGsを関連づけ、一体的な推進を図ります。

■ まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

「第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本村の最上位計画である第5次宜野座村総合計画の将来像を実現するため、「まちの創生」・「ひとの創生」・「しごとの創生」を基本とした、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた個別計画の一つとして位置づけています。

総合計画と総合戦略の関係性

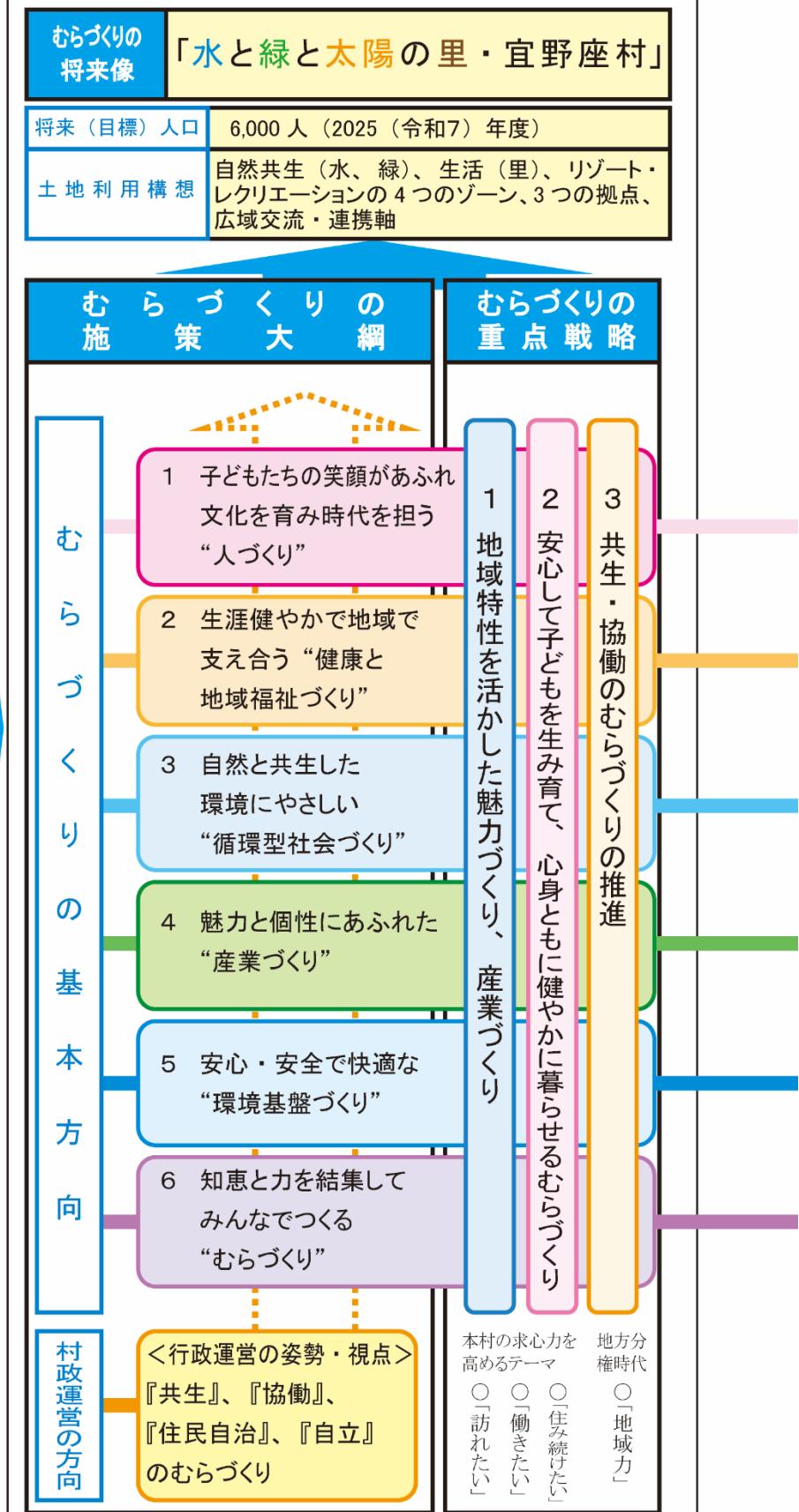


補足：計画の全体構成

計画策定の背景

○時代の変化	○基本的な課題と展望
①人口減少と少子高齢化の進展 ②安全・安心意識の高揚 ③成長社会から成熟社会の到来 ④エネルギーと地球環境問題 ⑤産業・雇用構造の変化 ⑥高度情報化や国際化の進展 ⑦地方分権・地域主義の進展	①豊かな自然と伝統文化・芸能、安らぎのある居住環境や支えあう地域社会を大切にし、次世代に継承するむら ②心豊かで子どもの笑顔が輝き、地域の活力を生む人づくり ③ゆいまーる（相互扶助・連帯）で築く、健康福祉社会の実現 ④地域の魅力を活かした産業振興と働きやすい環境の創出 ⑤安心・安全で快適に暮らせる生活環境の充実 ⑥村民主体のむらづくりの進展
○村民意向	○村民意向
①むらづくり施策の期待で、満足度及び重要度が高いのは『保健・福祉』と『教育・文化』。『産業』の重要度は高いものの、満足度が低い。 ②重要度の高い施策（重点項目）は、「子育て支援の充実」が最も高い。 ③将来の望ましい土地利用については、「自然環境等を保全・維持しながら体験型の観光を増やしていく」が最も高い。 など	①むらづくり施策の期待で、満足度及び重要度が高いのは『保健・福祉』と『教育・文化』。『産業』の重要度は高いものの、満足度が低い。 ②重要度の高い施策（重点項目）は、「子育て支援の充実」が最も高い。 ③将来の望ましい土地利用については、「自然環境等を保全・維持しながら体験型の観光を増やしていく」が最も高い。 など

基本構想 《計画期間：2016（平成28）～2025（令和7）年度》





後期基本計画 《計画期間：2021（令和3）～2025（令和7）年度》

政策1
“人づくり”

- 基本施策 1-1 子育て支援の充実
- 基本施策 1-2 魅力ある幼児・学校教育の推進
- 基本施策 1-3 生涯スポーツ・生涯学習の推進
- 基本施策 1-4 地域文化の継承と文化活動の振興
- 基本施策 1-5 国内外の交流活動の推進

政策2
“健康と地域
福祉づくり”

- 基本施策 2-1 地域福祉の推進
- 基本施策 2-2 生涯にわたる健康づくりの推進
- 基本施策 2-3 高齢者福祉の推進
- 基本施策 2-4 障がい者福祉等の推進
- 基本施策 2-5 社会保障の充実

政策3
“循環型社会
づくり”

- 基本施策 3-1 自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進
- 基本施策 3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成
- 基本施策 3-3 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備
- 基本施策 3-4 環境衛生の向上
- 基本施策 3-5 基地問題の対応

政策4
“産業づくり”

- 基本施策 4-1 地域に根ざした農業の振興
- 基本施策 4-2 新たな水産業の推進
- 基本施策 4-3 地域特性を活かした観光・商工業の振興
- 基本施策 4-4 情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用
- 基本施策 4-5 雇用の創出

政策5
“環境基盤
づくり”

- 基本施策 5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実
- 基本施策 5-2 道路・交通基盤の整備・充実
- 基本施策 5-3 上水道の充実及び農業集落排水事業の推進
- 基本施策 5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実
- 基本施策 5-5 交通安全及び防犯対策の充実

政策6
みんなで
“むらづくり”

- 基本施策 6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進
- 基本施策 6-2 効率的な行政運営の拡充
- 基本施策 6-3 健全な財政運営の確立

補足：後期基本計画の見方

後期基本計画で各分野における施策等を下記のように構成しています。

基本施策：
基本政策を実現するための最も基本となる施策を記載しています。

施策のめざす方向：
基本施策を展開していくうえで、めざすべき基本的な方向を記載しています。

現状と課題：
本施策を推進する背景として、全国あるいは本村の現状とこれからの取組課題等を記載しています。

2編 後期基本計画

基本施策 6-1

村民参加による協働のむらづくりの推進

▶ 施策のめざす方向

地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「(仮称)○○区むらづくり構想」等の策定の促進等の村民参画のシステムを構築します。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図ります。

▶ 現状と課題

本村は松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区及び城原区の6行政区からなり、地域住民が主体となって特色あるむらづくりに取り組んでいます。また、行政連絡会議の毎月開催、各行政区と行政懇談会の毎年開催や各事業の説明会等、村行政と各区の連絡体制は整っており、情報交換や意見交換を実施しています。このように行政区毎の主体的な取り組みは活発であり、漢那区では毎年区独自に「漢那区防災避難訓練」を実施するなど、地域が主体的に防災活動に取り組み、区民の防災意識が高まりつつあります。宜野座村は農業中心の風土から地縁的なつながりが強く、区単位での独自な活動が培われ、「小さな自治体」としての機能を果たしています。

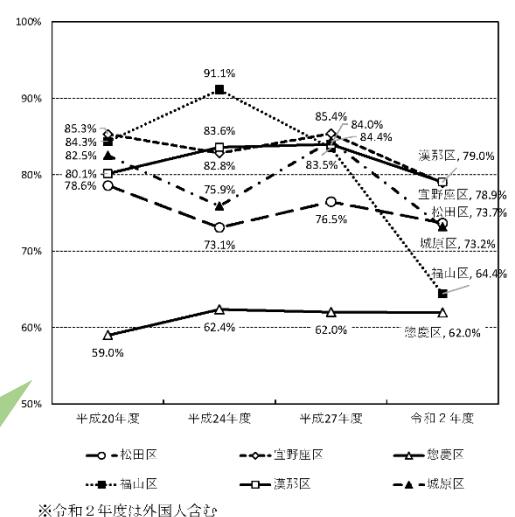
一方で、転入者の増加や集合住宅の増加等に伴い、自治会加入率は各区とも低下または横ばいとなっており、地域コミュニティの希薄化や地域力の低下が懸念されます。

地域住民と行政の協働による自立したむらづくりを目指すため、平成26年度より宜野座村むらづくり村民会議を立ち上げ、平成26～29年度に開催し、参加者からむらづくりに関わる企画・提案を頂きました。しかしながら、参加者が少ない、継続的な開催が難しい、企画・提案(Plan)から実行(Do)に至っていない等、運営面や進行管理面において課題となっています。

今後とも、地域住民と村行政が共にむらづくりを考え、地域住民による地域の課題解決や展望に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。これからは自治体経営における行政中心か

参考データ（グラフ・表）：
本市の現況と課題について、分かりやすく表現するための参考データを掲載しています。

■行政区別自治会加入率の推移





SDGs :
基本施策ごとに関連するSDGsの目標を示しています。

基本政策 :
「水と緑と太陽の里・宜野座」の将来像を実現するための6つの柱を記載しています。

基本政策6 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”

▶ 関連するSDGsの目標

目標	4 貧の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 環境にやさしいまちづくりを	12 つくる責任をもつた経済を	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

▶ 施策展開

(1) 地域主体によるむらづくり活動・計画策定の支援

- ①各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努めます。
- ②各区における地域課題を解決するよう、「(仮称)○○区むらづくり構想」等の策定を促進します。
- ③婦人会及び青年会等の活動を支援します。
- ④宜野座村郷友会と連携して交流事業等に取り組みます。

(2) 村民参画のシステムの構築

- ①村民主体型のむらづくりを推進するため、村民自らがむらの将来を考え・語り合いながら、村政に提案・主体的に行動する、村民参画の機会の確保及び村民参画・協働の担い手として活躍できるしくみの構築に努め、協働のむらづくりを進めます。
- ②村民や地域が主体となって企画・提案できるよう、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討します。
- ③地域で活躍できるむらづくり活動のリーダーや担い手の育成を図ります。
- ④多くの役割を担う働き盛り世代の負担を軽減するため、参加しやすい行事・イベントづくりを推進するとともに、村や区の行事・イベント等の整理・縮小に努めます。

(3) 各区との情報交流及び広報・公聴活動の充実

- ①定期的に行政連絡会議を開催して各区との連携を図るとともに、各区で毎年開催している行政懇談会の充実を図り、連絡調整や情報交流の場づくりに努めます。
- ②村広報誌や村ホームページ等による行政情報の発信の充実や行政相談等を活用し、公聴活動の充実を進めます。

(4) 村民参画機会の充実

- ①行政と地域の協議の機会を拡充するとともに、パブリックコメントやアンケート等の様々な媒体・手段を活用し、村民のむらづくりへの意向の把握に努めます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
行政連絡会議の開催	毎月1回	毎月1回	
行政懇談会の開催	各行政区毎年1回	各行政区毎年1回	
巡回行政相談	奇数月に1回	奇数月に1回	
自治会加入率	72.2%	72.2%以上	

施策展開 :

「基本施策」及び「施策のめざす方向」を実現するための取り組み内容を記載しています。また、取り組みの主体や連携・協力する団体等を明確にするよう示しています。

指標 :

「施策展開」に取り組み、その達成状況を示す指標です。

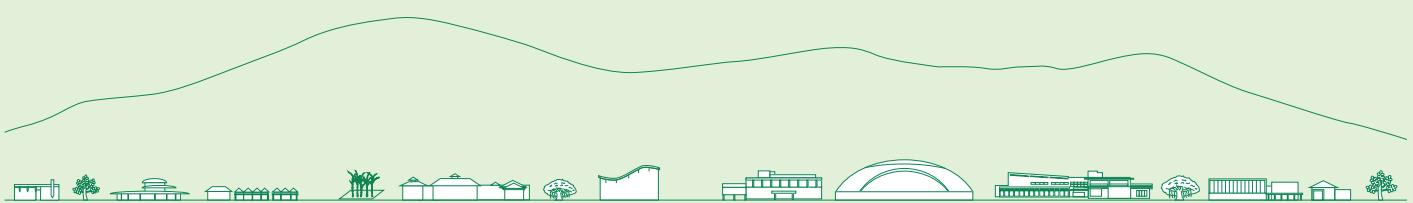
・現状値は令和2年度等、目標指標は令和7年度を基本的に示しています。

1 章

基本政策 1

「子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり”」

基本施策 1-1 子育て支援の充実	12
基本施策 1-2 魅力ある幼児・学校教育の推進	16
基本施策 1-3 生涯スポーツ・生涯学習の推進	22
基本施策 1-4 地域文化の継承と文化活動の振興	26
基本施策 1-5 国内外の交流活動の推進	30



基本施策 1-1

子育て支援の充実

▶ 施策のめざす方向

安心して妊娠出産が迎えられ、地域ぐるみで子育てを応援する環境づくりを進めます。子育て中の保護者等が子育てに関して正しい理解を深め、不安や負担感を軽減できるよう相談体制の充実を図り、増大する保育ニーズへ対応するため、認可保育所（園）の定員拡充や多様な保育サービスの確保と質の向上に努めます。また、教育・保育の一体的な提供体制を構築していくため、認定こども園の設置検討を行います。

▶ 現状と課題

宜野座村は、妊婦相談から赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援に関する各種教室の開催等の母子保健事業や子ども医療費助成を積極的に取り組んできました。本村の合計特殊出生率^{※1}は全国で6番目（平成29年度報告）に高くなっています。近年、出生数や子育て世帯の転入が増加していることから、相談支援が必要な母子の十分な把握に努め、子育て世帯の孤立を防ぐとともに、妊娠早期からの育児不安への対応、母子の健康管理や産後ケア等、切れ目のない相談支援体制の充実が求められています。加えて、不妊治療助成事業実施等、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

本村では、核家族化や女性の社会進出、保護者の就労形態の多様化に伴い、村民の保育ニーズは年々増大しています。令和2年3月に「第2期宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育・子育て支援サービスの充実、子育てに関する相談、子ども等の安心・安全の確保、要支援児童への対応等、地域ぐるみでの子育て支援に取り組んでいるところです。

村内には認可保育所（園）が3か所あり、宜野座村立保育所、社会福祉法人の松田保育園、かんな保育園で0歳児から4歳児まで受け入れています。待機児童解消対策としてこれまで3保育所（園）ともに定員枠を拡大し、令和2年4月現在、村立保育所77名、松田保育園100名、分園光保育園21名、かんな保育園120名の合計318名の定員となっています。今後も引き続き、村民の保育ニーズに基づき、保育士の確保や施設の新增改築を推進し、待機児童ゼロの維持に向けた取り組みが求められています。また、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、幼保一元化^{※3}についても検討が必要です。さらに、各保育所（園）では、延長保育事業や発達支援児保育等を実施しており、村立保育所及び松田保育園では一時預かり保育事業、松田保育園及びかんな保育園では家庭保育の保護者や子どもを支援する「子育て支援センター事業」を実施しています。育児のサポートをする「ファミリー・サポート・センター^{※2}事業」については、引き続き事業の周知及び利用促進が課題となっています。保護者の就労形態や保育ニーズを的確に捉え、子どもたちの健やかな成長を支える子育て環境の充実を目指す必要があります。

※1：合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。

※2：幼保一元化とは、教育・保育制度を一元化する国の政策のこと。

※3：ファミリー・サポート・センターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

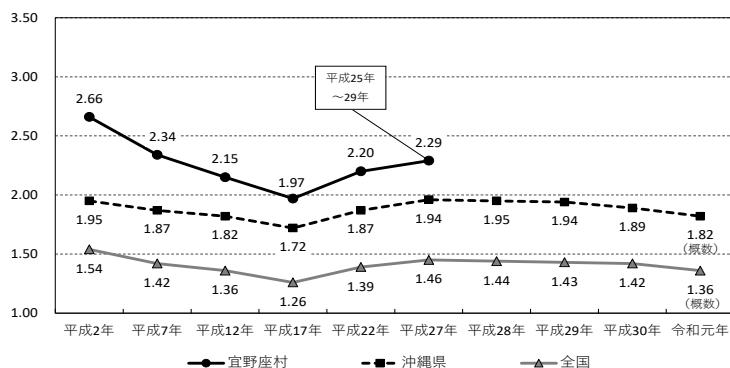
放課後児童健全育成事業^{※4}は、平成27年度に宜野座区、平成28年度に惣慶区と漢那区、平成30年度に松田区で事業開始し、利用者は年々増加しています。各クラブ校区で受け入れており、城原区の児童は漢那区、福山区の児童は宜野座区と惣慶区を利用しています。地域の実情にあった放課後の児童支援を行うとともに、今後も子どもたちが地域の中で、心豊かにたくましく育っていく環境をさらに充実させることが重要です。

本村では虐待の発生予防・早期発見や特定妊婦への適切な支援を図るため「宜野座村要保護児童対策地域協議会」を設置し、学校や地域、関係機関等の連携のもと、機能強化に努めています。

そのほか、児童扶養手当の状況をみると、平成26年度以降、支給対象数は減少傾向にありましたが、平成30年度は増加しています。そのため、経済的な自立や子育て、精神面等への支援に引き続き取り組んでいきます。また、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー^{※5}」についても、現状の把握や課題を整理し、保護者と子ども達に必要な支援を継続的に行うため、関係機関と連携を図って行く必要があります。

障がいや発達に関する相談等が増えており、障がいや発達の気になる子については早期発見、早期支援が大切であることから、乳幼児期の母子保健や保育、義務教育等分野をこえた、子どもや保護者への切れ目のないサポートが重要です。また、希望する療育や教育、地域の子育て支援が受けられるよう相談支援が求められています。

■合計特殊出生率の推移



資料：沖縄県・全国は厚生労働省關鶴情報部「人口動態統計」、宜野座村は沖縄県中部福祉保健所「福祉保健所活動概況」

■ひとり親世帯数・出現率

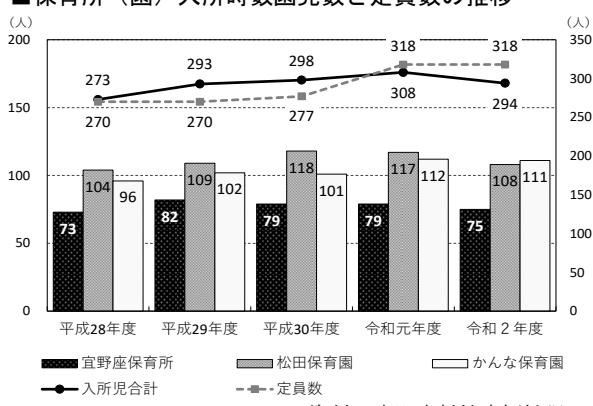
△	総世帯数		母子世帯				父子世帯			
			世帯数	出現率	世帯数	出現率	世帯数	出現率	世帯数	出現率
	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年
宜野座村	1,928	2,188	125	125	6.48	5.71	29	29	1.50	1.33
沖縄県	547,288	591,388	29,894	28,860	5.46	4.88	4,912	4,390	0.90	0.74

資料：沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課（各年8月1日現在）

※母子世帯とは、配偶者のいない女子と20歳未満の子どもがいる世帯

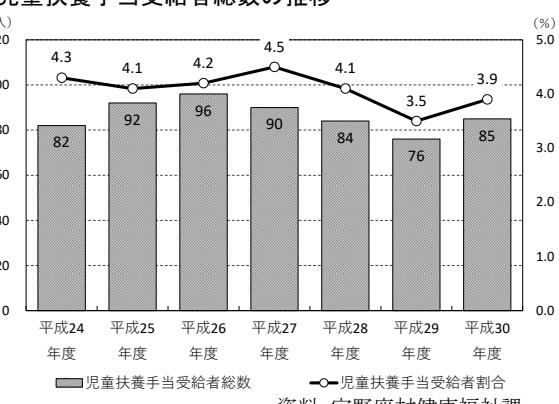
※父子世帯とは、配偶者のいない男子と20歳未満の子どもがいる世帯

■保育所（園）入所時数園児数と定員数の推移



資料：宜野座村健康福祉課

■児童扶養手当受給者総数の推移



資料：宜野座村健康福祉課

※4：放課後児童健全育成事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び活動の場を与えて健全な育成を図る事業。

※5：ヤングケアラーに法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どももとされている。

▶ 関連する SDGs の目標



▶ 施策展開

(1) 安心して子どもを産み育てる環境づくり（母子保健の推進）

- ①妊娠・出産期から新生児、乳幼児期を通して母子の心身の健康が維持されるよう、健康診査、家庭訪問、保健相談・指導を充実します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援の充実を図るため、拠点となる「子育て世代子育て包括支援センター」の体制整備に取り組みます。
- ②産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦、産後初期段階における母子に対する産婦健康診査・産後ケアに取り組みます。
- ③育児に関する学習、交流の機会を提供し、子育てに関する情報発信を行います。育児不安や育てにくさを感じる保護者支援に取り組みます。
- ④乳幼児期から規則正しい食習慣を確立するため、保育所（園）、幼稚園、学校及び家庭等と連携した食育を推進します。
- ⑤感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図ります。
- ⑥子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するため、引き続き、0歳から18歳を対象に医療費の保険適用分を全額補助します。加えて、これまで未就学児を対象としていた現物給付（窓口無料化）の対象年齢を中学生まで拡大します。
- ⑦子どもから大人へと変化していく時期の心身の健やかな成長を促進するため、思春期保健学習を推進します。
- ⑧不妊治療費助成や相談窓口等の周知に努めます。

(2) 保育・子育てサービスの充実

- ①増大する保育ニーズや待機児童ゼロへの対応のため、認可保育所（園）の定員枠の拡大や保育士確保、5歳児保育の実施に取り組みます。
- ②保護者の就労形態や多様化する保育ニーズを把握し、通常保育をはじめ、時間外保育（延長保育）や一時預かり等の多様な保育サービスを提供します。質の高い保育サービスが提供されるよう、保育士の研修機会の充実や必要な処遇改善を進めます。
- ③老朽化が進む村立保育所については、建替・改築・修繕等による保育環境の充実を検討します。同時に、村民の教育・保育ニーズや待機児童対策の動向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供体制を構築していくため、認定こども園の設置に向けた検討を行います。
- ④乳幼児期から学童期へと連続した幼児教育や子育て支援を展開するため、保・幼・小の連携を強化し、引き続き交流事業等を充実します。
- ⑤子どもたちの健やかな育ちをサポートするため、医療費の助成や各種手当等により、経済的な負担の軽減を図ります。

(3) 地域における子育て支援活動の推進

- ①ファミリー・サポート・センター事業の利用促進とサポート会員の増加のため、事業の周知活動を強化します。
- ②地域における子育て相談や家庭保育等の子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図ります。
- ③各種子育てサービスや育児サークル等の子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行います。

(4) すべての子どもの権利を守る取り組みの充実

＜要保護児童への対応の充実＞

- ①要保護児童及び保護者への適切な支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会^{※1}に参画する関係機関との連携を密にし、協議会の活動を強化します。
- ②母子保健や児童福祉、教育、貧困対策等の各分野の事業を通じ、ヤングケアラーなどの要保護児童の早期発見に努め、子どもや保護者等への相談対応を行うとともに、地域住民及び地域の各団体等と連携した情報収集や必要に応じた見守り活動等を行います。

＜ひとり親家庭等の自立支援の推進＞

- ③ひとり親家庭が抱える悩みや不安に対し、適切な支援につながるよう相談窓口の周知を図ります。
- ④就業のための相談窓口の周知や、講座等の情報提供の充実に努めます。村内事業所へ雇用に伴う優遇制度等の情報提供を図ります。
- ⑤生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に児童扶養手当を支給し、経済的な負担軽減を図ります。また、子どもの生活を保障するため、養育費の確保等について広く意識啓発を図ります。

＜切れ目のない療育支援の充実＞

- ⑥子どもの障がいの早期発見に努め、専門機関の連携のもと、保護者等が治療・療育等について相談できる体制の充実を図ります。
- ⑦発達に応じた適切な療育や希望する教育・保育、地域における子育て支援が切れ目なく受けることができるよう、子どもや保護者に寄り添う支援を行います。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
合計特殊出生率	2.29 (平成30年度)	2.35	平成27年沖縄県人口増加計画の目標値
認可保育所（園）定員数	318名 (0～4歳児)	380名 (0～5歳児)	「子ども・子育て支援計画」と認定こども園設置検討を考慮
放課後児童健全育成事業実施箇所数	4箇所 (4支援単位)	4箇所 (4支援単位)	既存のクラブでの支援単位を増やすことで定数を確保

※1：要保護児童対策地域協議会は、虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会のこと。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援も行い、要対協、地域協議会ともよばれる。

基本施策 1-2

魅力ある幼児・学校教育の推進

▶ 施策のめざす方向

<幼児期の教育・保育>

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期であることから、学びの経験となる集団活動での「遊び」等を通して総合的な指導の充実を図ります。また、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、預かり保育等の継続とともに、幼稚園、保育所（園）の状況に応じた「認定こども園^{※1}」への移行等について検討します。保育所や幼稚園等と小学校との連携を一層強化し、子どもの発達や学びの連続性を確保していきます。

<小中学校、高校・大学への進学>

学校・家庭・地域・行政の相互連携のもと、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい児童・生徒の育成を目指し、特色のある小中学校の教育内容や教育体制、地域に開かれた学校運営の充実や子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な教育環境の充実に努めます。また、本村の中学生や高校生が進学したくなるような学習環境の充実や、育英資金の適切な運営による経済的負担の軽減に努めます。

▶ 現状と課題

<幼児期の教育・保育>

近年、全国的には少子化・核家族化や共働き等の就労形態の変化等により、子どもの保育・教育環境は刻々と変化しています。

宜野座村では、松田幼稚園、宜野座幼稚園、漢那幼稚園の3幼稚園で5歳児保育を実施しており、松田・宜野座・漢那の各小学校に併設しています。令和2年度の各幼稚園の園児数は、松田幼稚園22人、宜野座幼稚園43人、漢那幼稚園11人で、年度によって増減はあるものの緩やかに増加しています。

本村では、家庭における教育費の経済的負担軽減と子育て支援を図るため、全国的に本格実施（平成27年4月）となった子ども・子育て支援新制度よりも早く、平成21年度から保育料の無償化に取り組み、令和元年10月には年間を通して利用する世帯を対象に、預かり保育料を無償化としました。また、共働きの保護者も多いことから、預かり保育を配置し、毎年度、在園児数に対して90%以上の高い利用率となっています。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等による「幼保一元化」については、沖縄県内の動向をはじめ、利用面や運営面、経済面、施設面等を含めて、各園の実情やニーズにあった方法を関係課や関係団体等と協議して検討していくため、認定こども園検討設置委員会が令和2年4月に設立されました。

※1：認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。

＜小中学校、高校・大学への進学＞

宜野座村内の学校教育機関については、松田小学校、宜野座小学校、漢那小学校の3小学校と、村全体を1校区とした宜野座中学校が設置されており、学校・家庭・地域社会及び行政の連携により、社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の育成に努めています。平成23年以降の児童数及び生徒数の推移をみると、児童数及び生徒数ともに緩やかに増加傾向がみられます。また、宜野座村には、県立宜野座高等学校が立地し、広域的な教育機関としての役割を果たしていますが、近年、生徒数が減少傾向にあります。本村の教育環境をより充実させ、地域の活性化のためにも県立宜野座高等学校との連携が必要です。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かなたくましい児童・生徒の育成を目指して、各学校の実態に応じた創意工夫を生かした教育活動や児童生徒一人ひとりの確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成を図る必要があります。また、新学習指導要領（平成29年度告示）に基づき、一人ひとりが持続可能な社会の創り手の育成を図るため、学校教育におけるSDGs（目標4）を推進し、その実施に向けた教育課程の編成が求められます。

学力向上に係る取り組みとしては、昭和61年以降、宜野座村学力向上推進委員会において、学校・家庭・地域及び行政が一体となった取り組みを行っており、令和元年度の全国学力学習状況調査では小学校で全教科全国平均を上回る等の成果が現れ、中学校においては全国平均に近づきつつあり、県平均を大幅に上回る成果がみされました。今後とも継続して学校におけるPDCAマネジメントサイクル※3に基づいた「確かな学力の向上」のための「わかる授業」を構築していく必要があります。

令和3年度より、「GIGAスクール構想」※4の実現に向け、児童生徒全員に一人一台の端末が整備され、ICT機器を活用し、自らの学びを深める学習形態が実施されます。また、それを支える先生方の指導力の向上により、さらに進んだ質の高い教育が求められます。そのため、行政と学校が連携し、教職員研修の充実を図ります。また、災害や感染症の発生等による臨時休業の緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる体制を整えます。

村内には民間の学習塾がなく、学習環境を整えるために平成21年に村営学習塾「21世紀みらい」を宜野座村文化センター内に設置し、平成27年度から中学生・高校生の教科運営を民間委託して効率的な運営や生徒ニーズに応じた学習指導を展開しています。また、平成27年度以降、中学生及び高校生とも入塾希望者が定員数を上回っており、面接等を経て入塾した生徒から毎年、国公立大学合格者を輩出し、令和元年度は9名となっています。

育英資金については、返済額より滞納額が上回り、貸付と返済のバランスが悪くなっていることから、平成28年度に会則を改定しました。

学校施設の整備については、倒壊の恐れがあったブロック塀の改修や宜野座中学校の屋内体育施設の天井落下防止対策、教室不足の解消に取り組む等、より良い教育環境づくりに取り組んでいます。一方で、各小学校のプールの老朽化や修繕等による適切な維持管理が課題となっています。

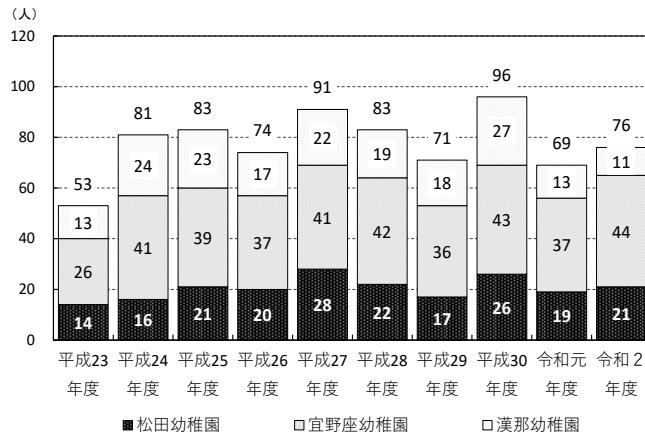
また、各学校では児童生徒や教職員をはじめ、PTA・保護者等により校内の美化・緑化活動が行われており、令和元年度には漢那小学校が『花のカーニバル2020スクール部門』において県知事賞を受賞しました。

学校と保護者・地域との連携では、PTA活動や子ども育成活動をはじめ、読み聞かせボランティアや地域伝統の指導等があり、各種活動が盛んに行われています。

※3：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

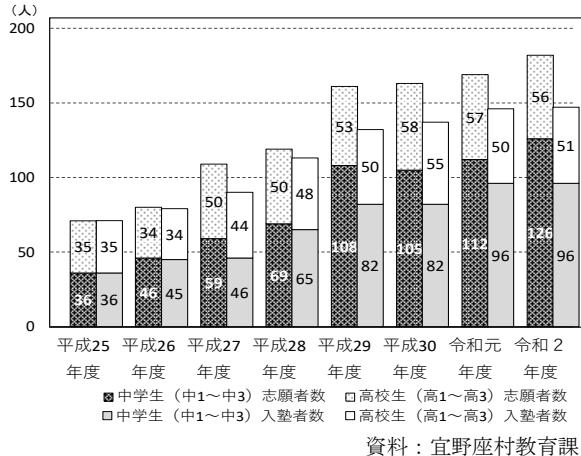
※4：GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」のこと。誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す構想。

■幼稚園児数の推移



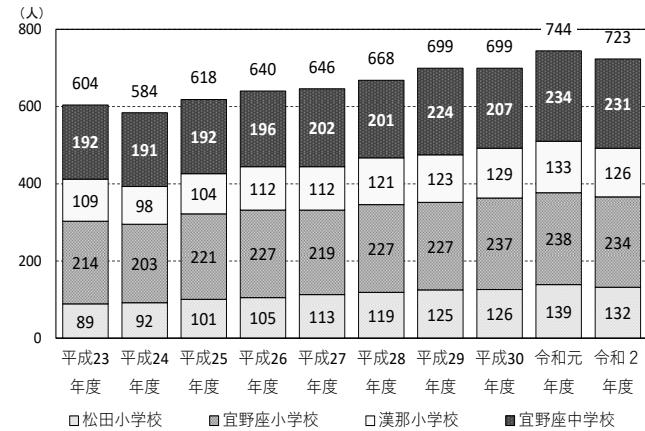
資料：沖縄県教育委員会「学校基本調査」、宜野座村教育課

■村営学習塾「21世紀みらい」年度別志願倍率及び入塾者数の推移



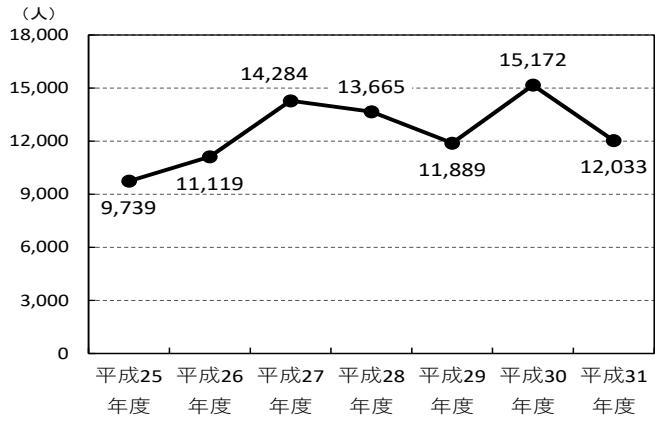
資料：宜野座村教育課

■児童生徒数の推移



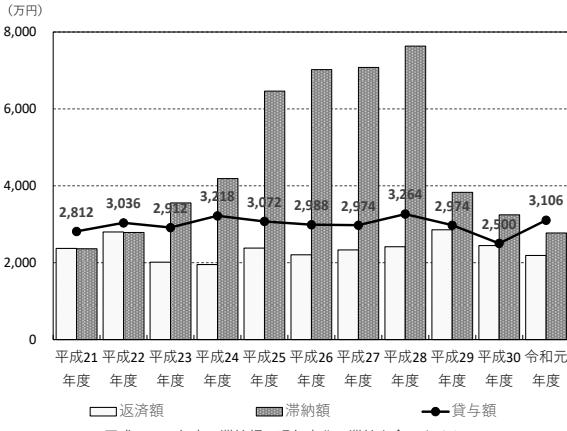
資料：沖縄県教育委員会「学校基本調査」、宜野座村教育課

■幼稚園の預かり(午後)保育(延べ人数)



資料：宜野座村教育課

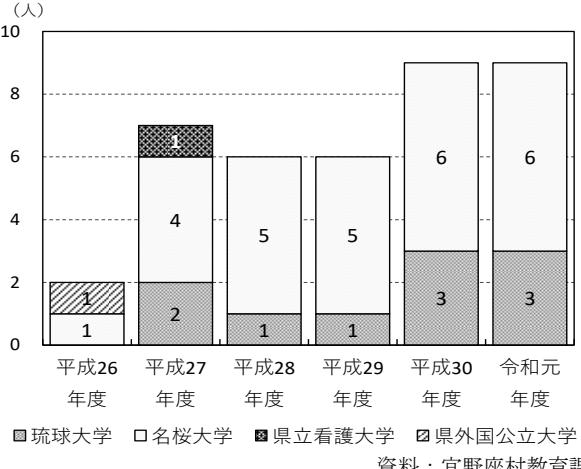
■宜野座村育英資金の状況



※平成17～24年度の滞納額は現年度分の滞納を含みません。

資料：宜野座村会計管理室

■塾生の年別国公立大学合格者の推移



資料：宜野座村教育課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう 	2 貢献をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 貨の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 
	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 					

▶ 施策展開

(1) 幼児教育の充実

- ①学校教育のはじまりとしての幼児教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即した教育内容の充実に努めます。
- ②各種研修会等を通じて、教員の資質・専門性の向上に努め、社会環境の変化に対応する多様な幼児教育の展開を図ります。
- ③宜野座村子ども子育て事業計画に基づき、地域ニーズに応じた預かり保育の充実に努めるとともに、子育て支援センターにおける利用者支援の実施や保護者の経済的支援等、子育て世帯への支援を推進します。
- ④発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する幼稚園児に対して、特別支援サポーターの配置等による特別支援教育の充実、その保護者との共通理解を深めるための研修機会の充実に努めます。
- ⑤保育士・幼稚園教諭、学校教諭等が連携して子ども等の情報を共有する等、保育園、幼稚園、小学校における円滑な連携を推進します。
- ⑥保護者の就労の有無に関わらず、等しく教育・保育を一体的に受けられる認定こども園の設置について、子どもを中心に各幼稚園の実情や関係団体等との協議を踏まえ、検討を進めます。

(2) 小中学校の教育内容の充実

- ①小中学校の全体的な学力向上と健全な心身を培い豊かな人間性を育むため、知・徳・体の調和のとれた宜野座っ子を育てる教育内容の充実に努めます。
- ②わかる授業の構築を図るため、『宜野座村「授業づくり」共通実践10項目』及び「宜野座っ子学習5つのやくそく」を推進します。
- ③学校の実態に応じて学習支援員を配置する等、授業中における支援や放課後・長期休業中の補修を実施し、確かな学力の定着・向上を目指した学習指導の工夫・充実に取り組みます。
- ④総合的な学習の時間の充実、勤労観や職業観を育むキャリア教育の充実、人権・道徳・平和教育の充実を図ります。
- ⑤ALT（外国語指導助手）を活用した外国語活動・英語教育の充実や、宜野座村海外移住者子弟研修生等との交流による国際理解教育の推進を図ります。
- ⑥情報教育の推進を図るため、IT指導員の配置や教職員のICT機器活用及び指導力の向上、宜野座村ITオペレーションパークの協力による研修等に取り組みます。
- ⑦地域文化や文化財、博物館等を活用し、郷土の自然・歴史・文化学習の充実を図ります。

⑧食育を通じ成長期にある児童生徒の肥満や痩せ等の予防と改善を図り、心身の成長や健康づくりに取り組みます。

⑨教職員の資質の向上を図るため、村主催各種研修（定例校長研修会・教職員研修等）の充実をはじめ、公開授業の推進や校内研修の充実等を推進します。

（3）教育体制及び学校運営の充実

①児童生徒への指導・相談体制の充実を図るとともに、青少年健全育成協議会の活動を充実します。

②学校の実態に応じて特別支援サポーター・スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理士の派遣等を行い、児童生徒一人ひとりに合わせた継続的な支援体制の充実を図ります。

③幼稚園教育の充実に向けた3幼稚園連携を充実するとともに、保育園・幼稚園・小中学校との連携による子育て支援を進めます。

④学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校運営のため、学校評議員制度の充実、公開授業の推進、各学校のホームページの定期的な更新、PTA活動の充実等に取り組みます。

また、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）^{※1}」の導入の検討を含め、連携を通した学校と地域双方の活性化に努めます。

⑤宜野座村教育委員会による学校訪問等を実施し、小中学校と行政の相互連携の充実を図ります。

⑥宜野座高校と連携・協力し、より魅力のある教育環境づくりを支援するため、キャリア教育への協力や村民による部活動への外部コーチ支援等、必要な支援を推進します。

（4）子育て支援体制の充実

①地域と連携して、小学生のいる保護者の子育てと就労の両立等を支援するため、地域単位（学校区単位）による放課後児童クラブ^{※2}を支援します。

②沖縄県子どもの貧困対策推進計画を踏まえつつ、本村の地域の実情に応じた「子供の貧困対策」に取り組みます。平成28年度から子ども支援員を配置しており、保護者と子ども達に必要な支援を行うため、関係機関と連携を図っていきます。また、子どもの居場所では、食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を提供することができるよう運営支援を行います。

③青少年を育成するため、学校・家庭・地域と連携し、より良い地域社会の環境づくりを進めるとともに、青少年の自主的・自発的な活動の支援や児童生徒等への指導・相談体制の充実に努めます。

④村立の幼稚園、小学校及び中学校に在籍する園児、児童、生徒の学校給食費を無償化し、子育て支援を推進します。

（5）高校・大学等への進学支援

①村営学習塾「21世紀みらい」の効率的な運営と学習意欲・学力向上を図り、国公立大学等を目指す中学生及び高校生を支援し、将来の地域を担う人材育成に取り組みます。

②高等教育の機会均等を得させるため、経済的な理由で高等学校等以上及び専門学校への入学が困難な者に対し、入学に必要な経費の一部を給付し、さらには育英資金の無利子貸与を行うとともに、育英資金の円滑運営に取り組みます。

（6）子どもたちの安全で快適な環境づくりの充実

①幼児・児童生徒が安全で楽しく学べる幼稚園・学校施設の整備や適切な維持管理に取り組みます。

②教育活動に応じた教材や備品等の充実に取り組みます。

③学校・保護者・地域との連携による学校の美化・緑化活動を促進します。

※1：コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

※2：放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
幼稚園の預かり保育	100%	100%	
学習支援員の配置(小学校)	5人/年	適宜配置	学校規模に応じて配置
習熟度別対応支援員(中学校)	4人/年	5人/年	
特別支援サポーター	15人/年	適宜配置	ニーズに合わせて対応



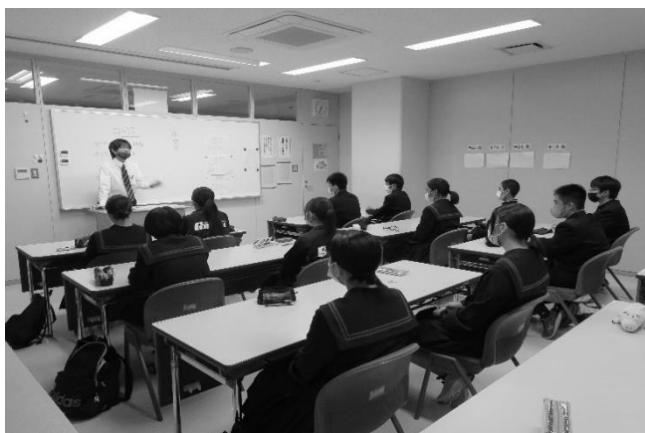
宜野座放課後児童クラブ完成予想図



読み書きフェスティバル



宜野座中学校遠隔授業 (GIGAスクール)



村営学習塾「21世紀みらい」

基本施策 1-3

生涯スポーツ・生涯学習の推進

▶ 施策のめざす方向

幼児から高齢者まで、村民の誰もがいつでもどこでも学び、気軽に運動することができるよう、地域や学校、関係団体等と連携しながら、地域ぐるみの生涯スポーツや生涯学習、図書館活動を推進するとともに、その活動の場となる施設の充実を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村には、宜野座村総合グラウンド、宜野座村総合体育館、宜野座村野球場、宜野座ドーム、ぎのざ打撃練習場をはじめ、パークゴルフ場、農村公園、漢那ダム湖畔公園、海洋型健康増進施設等の施設が充実しており、子どもから大人まで幅広くスポーツ・レクリエーション活動が盛んに取り組まれています。各区スポーツ振興会や村スポーツ推進委員等はスポーツ・レクリエーション活動の普及・指導に努め、村民の健康増進の役割を果たしています。今後もスポーツ・レクリエーション活動の裾野を広げていくため、スポーツ推進委員等の養成や確保を図るとともに、スポーツ教室やイベントの開催等に努める必要があります。

利用しやすい社会体育施設予約のシステム化については、平成28年度に取り組み、平成29年4月から予約システムを供用開始しています。

運動・スポーツ施設の整備については、平成28年3月に策定した「宜野座村中心地区基本計画」を踏まえ、中心地区周辺ゾーンの整備規模、内容の検討を進めており、既設の総合グラウンド（陸上競技場）の機能については新競技場へ移行する計画となっています。

一方で、全国的に普及している総合型地域スポーツクラブについては、平成26年に設立準備委員会を開催し検討していますが、総合型地域スポーツクラブを支える組織とその活動を支える財源の確保が課題となっています。指定管理者制度^{※1}を活用することで、社会体育施設の管理や事業を受託して収入源としている総合型クラブもあることから、調査・検討が必要となっています。

生涯学習については、中央公民館や宜野座村文化センター図書館棟（和室、コンピューター室、L・L/視聴覚室、児童センター、女性センター）で様々な生涯学習講座やイベント等を開催し、村民の生涯学習活動を支援しています。また、村と各区の公民館担当者で公民館運営や講座の情報の共有化を図っており、引き続き、村と区が双方の役割を補完する関係を構築していきます。昭和54年に建設された中央公民館については、40年を経過し、耐震性能が脆弱で老朽化が著しく、教育・文化施設としての機能も古いことが課題となっており、新施設整備への対応が求められています。

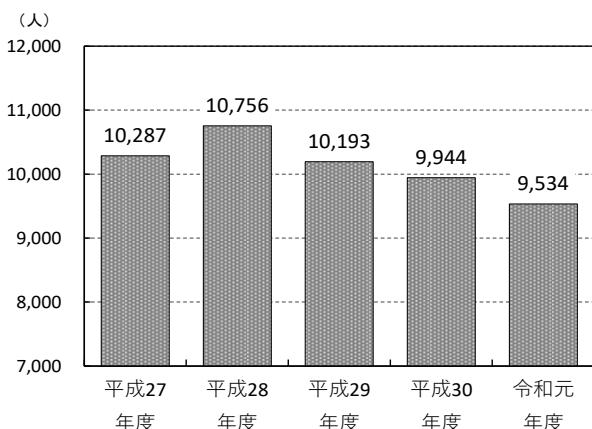
宜野座村文化センター図書館では、資料の収集・提供をはじめ、施設機能を有効に活用した利用サービスの充実、児童・児童を対象にお話会（月2回）の開催、村民や読み聞かせボランティア、保育士、司書、外部講師等により、読み聞かせ講座や朗読講座、講演会等の図書館講座を開催しています。

一方で、図書館の利用者は減少傾向にあり、特に中高生の利用減少が顕著のため、その中高生を対象としたヤングアダルトコーナー向け資料の充実、Web機能の充実活用として、令和2年度よりソーシャルメディア^{※2}を活用した配信も行っています。また、図書館の収蔵書架やスペースの不足により、新しい資料の配架が厳しい状況であり、スペース確保や資料購入・収集が課題となっています。

※1：指定管理者制度とは、地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のこと。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで効率化を目指す。

※2：ソーシャルメディアとは、インターネットにおいて個人を主体にした情報発信や情報交換を可能にするメディアの総称。

■図書館の入館者数の推移



宜野座村文化センター

▶ 関連するSDGsの目標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み分けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

▶ 施策展開

(1) 生涯スポーツの充実

- ①村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進、各種競技に関する講習会及びスポーツ教室の開催・充実に努めます。
- ②指導員・スポーツ推進員等の養成及び確保に努めるとともに、スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成を図り、村民のスポーツ・レクリエーション活動の拡充に努めます。
- ③指定管理者制度を活用した社会体育施設の維持管理等も含め、地域住民が集い、それぞれの実情やニーズに応じて活動を推進できるよう、調査検討に取り組みます。
- ④既存施設を活用したスポーツ大会や各種スポーツイベントを招致するとともに、スポーツ選手との地域交流を基本としたスポーツ交流やスポーツ合宿等、スポーツツーリズムの推進に努めます。
- ⑤「宜野座村中心地区基本計画」を踏まえ、中心地区周辺ゾーンの整備を検討するとともに、全天候型の機能を擁する新競技場の施設整備を推進します。

(2) 生涯学習の推進

- ①村と各区の公民館が情報を共有・連携することで、施設の運営や講座の充実など公民館活動を推進します。
- ②各種講座の修了者等が主体的にサークル活動等へ移行できるように、その機運づくりや支援に努めます。
- ③各種サークル団体の育成や活動を支援・促進するとともに、各種団体間の連携の強化に努めます。
- ④各地域の自主的な生涯学習の活動を促進します。

(3) 図書館活動の推進

- ①村民ニーズに応じた蔵書の確保や利用サービスの充実を図るとともに、学校や地域と連携して児童生徒等の読書の普及に努めます。
- ②図書館講座、読み聞かせ会、ブックスタート事業、職員研修、ボランティアの養成及び活用等、読書環境づくりに取り組みます。
- ③中高校生の利用を増やすため、ヤングアダルト向け資料の充実、学校機関との連携、Web機能（図書館ホームページやソーシャルメディア等）の充実活用に取り組みます。
- ④可能な範囲で図書館の書架配置を再考し、資料スペース・配架を工夫する等、図書館利用のニーズに応じた利用しやすい空間整備に努めます。

(4) 活動施設の充実

- ①宜野座村文化センターの図書館棟（和室、コンピューター室、L・L/視聴覚室、児童センター、女性センター）の利活用に取り組みます。
- ②老朽化が著しい中央公民館について、村民の生涯学習や生きがいづくり、交流拠点として利用者が安心・快適に利用できるよう、地域課題や村民ニーズに即した新たな施設『ふれあい交流センター』の整備に取り組みます。
- ③生涯学習施設及び社会体育施設の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じた改修や施設機能強化、既存施設の設備・備品の充実に努めます。
- ④収入の確保及び施設利用の促進を図るため、宜野座村野球場や宜野座ドーム等のネーミングライツ（命名権）を継続して検討します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
スポーツ推進員の人数	10人/年	10人/年	人口規模に応じて人数が定められている。
中央公民館講座の年間開催数	42回/年	42回/年	
図書館の入館者数	9,534人/年 (令和元年度)	12,000人/年	
蔵書冊数	44,000冊	53,000冊	『Lプラン21「図書館の設置と運営に関する数値基準』』より



夏休み絵画教室



宜野座スポーツ施設



阪神タイガース野球教室



おうちパン教室



パークゴルフ



パソコン教室

基本施策 1-4

地域文化の継承と文化活動の振興

▶ 施策のめざす方向

地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓発を図ります。また、村民の豊かな感性を育むため、宜野座村文化センターを中心として、村民が文化芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てます。

▶ 現状と課題

宜野座村は、古くから集落が形成されている松田・宜野座・惣慶・漢那の4区で八月あしひ（十五夜アシビ）や綱引き等の民俗行事・伝統芸能が数多く受け継がれています。

その中でも「宜野座の京太郎」は沖縄県の無形民俗文化財、「字宜野座の十五夜アシビ」及び「字惣慶のミジタヤー」は村の無形民俗文化財に指定されています。また、平成17年2月に「字宜野座の十五夜アシビ」が「宜野座の八月あしひ」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、平成26年3月に記録作成等の措置となる民俗文化財調査の報告書が刊行、平成26年11月には県の文化功労者として知事より宜野座区二才団が表彰を受け、平成28年1月には「宜野座の八月あしひ」の演目である組踊『伏山敵討』・『宜野座の京太郎』・『みるく』が東京国立劇場の舞台に立っています。

これらの民俗行事や伝統芸能は、各字を中心に継承活動が行われており、地域の関心の高さがうかがえます。一方、「しまくとうば」は、伝統行事・芸能で使われ各地域において受け継がれてきた大切な言語ですが、県の調査では消滅の危機にあるといわれています。「しまくとうば」も含め、今後も本村の特色ある民俗文化財を保護するため、地域主体の継承活動が発展的に推進される環境づくりや後継者育成等の支援を実施することが重要となります。

また、本村には貴重な考古・自然・戦跡等の文化財が残されており、貝塚時代から沖縄戦時に至る本村の歴史的な変遷が明らかになってきています。これらの文化財については、開発行為等によって現状変更がある場合、事前に協議を持ち、現状保存や記録保存に取り組んでいます。

博物館では文化財関連の資料収集・整理・保管・展示に加え、近年では文化財調査の成果に沿った紙芝居を制作し、その内容を企画展や常設展に反映することで展示内容の充実を図っています。また、夏休み子ども博物館講座や一般向けの郷土史講座、野鳥観察会、村内外の小・中・高校の地域学習や平和学習を支援する文化財巡りや文化講話、宜野座村観光協会と連携したガイドの養成にも取り組んでいく必要があります。今後、本村の貴重な文化財を保護し、博物館の展示や講座の開催、文化財巡り等で積極的に活用し、観光分野におけるガイドの養成を継続的に取り組んでいくためには、専門員や職員体制等のさらなる充実を図る必要があります。

宜野座村文化センターのがらまんホールでは、県内をはじめ優れた国内外のアーティスト等を招き、芸能・音楽・演劇・ミュージカル等、様々な分野において文化芸術に親しむ機会を創出しています。また、地域伝統芸能の公演、宜野座村文化協会による文化祭、音楽コンサート、学校等の舞台発表、貸しホールイベントが行われており、地域住民の文化芸術活動の場となっています。がらまんホールの企画運営については、宜野座村文化センター設立当初より村内の各種団体の関係者で構成される実行委員会によって村民ニーズ等に応じた自主事業による活動が展開され、地域に根差した運営により、がらまんホールの稼動率や利用者数は増加傾向となっています。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで目標を達成しよう

▶ 施策展開

(1) 伝統文化の継承及び発展

- ①地域に残る民俗行事や伝統芸能、しまくとうば等の無形民俗文化財の記録・保存を推進し、その継承活動を支援します。
- ②地域の伝統芸能等の発表の場づくりを支援します。

(2) 文化財の保護活動の拡充

- ①地域に残る貴重な文化財を把握する目的の分布調査を推進します。
- ②開発時には、貴重な文化財を保護する目的の事前協議を実施します。
- ③やむなく現状が変更される文化財については、関係機関と協議の上、文化財の記録・保存調査を実施します。
- ④文化財保護調査審議会・博物館運営協議会と連携し、活動の強化を図ります。
- ⑤文化財の保護活動を推進し、その活用を図る為、専門職員の確保に取り組みます。

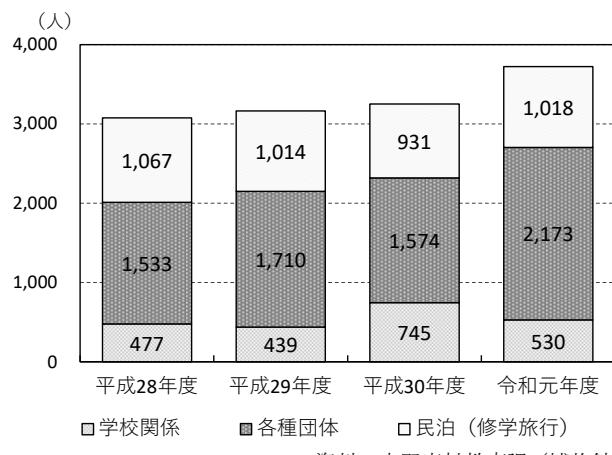
(3) 伝統文化等の地域資源に対する意識啓発

- ①文化財調査の成果を基に企画展を開催し、常設展を再構成します。
- ②文化財の活用・公開を目的とした刊行物や紙芝居等を制作します。
- ③子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り等を開催します。
- ④学校の地域学習や平和学習を支援する講話や地域巡り等を推進します。
- ⑤文化財調査の成果を活用した地域巡りのプログラムを作成します。
- ⑥宜野座村観光協会と連携し、地域ガイドの養成を推進します。

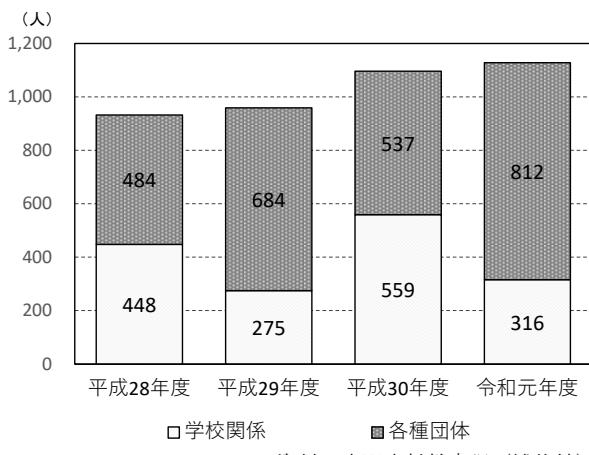
(4) 自主的な文化活動の促進

- ①宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホールを活用した企画・運営の支援等を行います。
- ②文化芸術に親しむ機会が少ない子どもから高齢者等の村民を対象に、がらまんホールでの芸能・音楽・演劇・ミュージカル等の公演、学校や地域に出向いた演奏会等を開催するとともに、ソーシャルメディア等を活用した文化芸術の普及・啓発を図ります。
- ③講座や舞台の創作活動等、村民ニーズを踏まえながらプログラムを編成し、村民が文化芸術に親しむ機会を設けるとともに、多様な文化活動や交流活動を促進します。
- ④地域の文化活動の担い手を育成するため、講座等を開催します。
- ⑤宜野座村文化協会活動を支援するとともに、村民の文化活動の発表と交流の場としての宜野座村文化祭の充実に努めます。

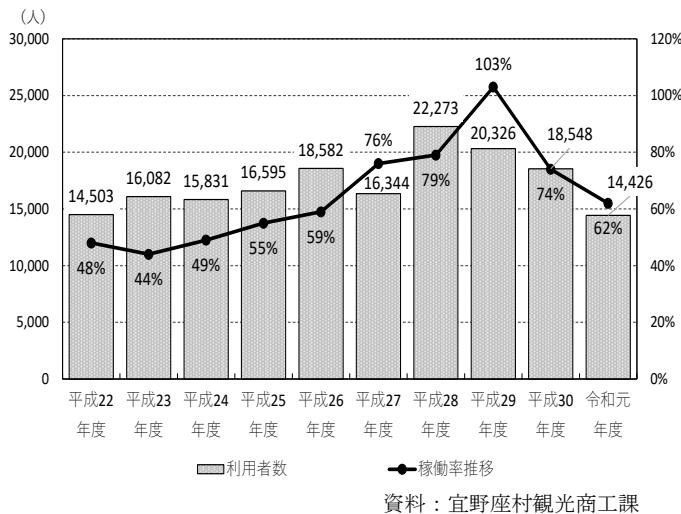
■文化財・戦跡めぐり・博物館案内・地域学習等の利用者数
(村内・村外)



■文化財・戦跡めぐり・博物館案内・地域学習等の利用者数
(村内の幼稚園・小中学校・教員・区等の村民のみ抽出)



■がらまんホールの利用者数と稼働率の推移



宜野座村文化祭（展示部門）

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
文化財・戦跡めぐり・博物館案内・地域学習等の村内の利用者数	2,636 人/年 (令和元年度)	3,000 人/年	
地域人材ガイド養成講座の受講者数	9 人/年 (平成 29 年度)	10 人/年	
宜野座村立博物館の利用者数	4,130 人/年 (令和元年度)	4,500 人/年	
がらまんホールの利用者数	14,426 人/年 (令和元年)	15,000 人/年	



惣慶区豊年祭 テービー



漢那区豊年祭 旗頭



松田小学校運動会 (エイサー)



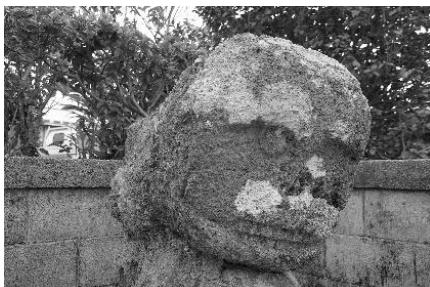
宜野座の京太郎 (宜野座区)



宜野座村文化祭 (舞台部門)



獅子舞 (松田区)



イシガントウ (惣慶区)



ヌンドゥルチ (漢那区)



ヌンドゥルチ (宜野座区)



大川グシク石積の痕跡 (宜野座区)



松田の馬場及び松並木



ガラマン登山

基本施策 1-5

国内外の交流活動の推進

▶ 施策のめざす方向

村民の国際理解を高めるため、今後も三世・四世の受け入れが継続的に行えるよう、受入体制の拡充を図りながら世界のギノザンチュ子弟研修生受入事業を継続していくとともに、世界のギノザンチュ交流事業やジュニア海外語学研修派遣事業等の海外交流・派遣事業充実を図り、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。また、県外の市町村との地域間の交流を推進し、人とモノが行き交うことで交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベント等を展開します。

▶ 現状と課題

<国際交流>

宜野座村は明治時代（金武村の時代）から南米やハワイに多く海外移民を送り出した歴史があり、昭和61年度からペルー・アルゼンチン・ブラジルに在住する本村出身の子弟を3ヶ月間受け入れる「南米三カ国青年研修生受入事業」を実施し、令和2年度で34回を数え、延べ110名の宜野座村子弟を受け入れています。また、希薄になっていた米国ハワイ州とのつながりを強化するため、平成28年度よりハワイの子弟研修生も受け入れを実施しており、事業名が「世界のギノザンチュ子弟研修生受入事業」となっています。しかし、子弟研修生が三世・四世となり、受け入れる側の親戚（家族）の高齢化や他市町村への転出により、研修生の受入親戚（家族）の確保が困難になりつつあります。

また、本村から海外への研修生の派遣については、平成18年度から南米三カ国との交流事業を実施しており、令和2年度で14回を数え、28名を派遣し、研修を修了した派遣研修生は青年国際交流員として村内の交流事業に参加する等の活動の一翼を担っています。海外からの研修生受入事業と同様に、平成28年度から米国ハワイ州に研修生を派遣し、ハワイ宜野座村人会との交流も展開しています。5年に1度開催している沖縄県主催の「世界のウチナーンチュ大会」にあわせて、宜野座村でも「世界のギノザンチュの集い」を開催し、平成28年度に第6回を迎えました。今後とも、海外交流を通してお互いの絆を強め、ギノザンチュネットワークを次世代に継承し、さらには母国との交流を深化・拡充することが期待されています。

さらに、宜野座村の中高校生を対象として、夏休み期間を利用して米国等へ派遣する「ホームステイ事業」を実施しており、令和2年度で事業開始から29年が経過し、総勢163名を派遣しています。平成28年度からは「ジュニア海外語学研修派遣事業」として研修地を米国ハワイ州に変更し、ハワイ宜野座村人会とのホームステイや大学での短期語学研修等の研修・交流に取り組み、子どもたちへ国際化の機会を与えるとともに、ハワイ宜野座村人会とのネットワークが強まることが期待されます。

これらの海外との交流活動は、文化や生活習慣等が異なる人たちの理解を深めることで地域の魅力を見つめ直す機会になると同時に、多様な価値観、発想力を持つ人づくりにつながることから、幅広い分野における海外交流活動を推進していく必要があります。

<国内交流>

昭和48年に愛媛県喜多郡内子町（旧五十崎町）と「姉妹町村提携盟約」を交わし、2年に1度（昭和48～58年までは毎年）児童生徒を中心に、行政、議会、各種団体の関係者が相互に訪問し友好を深めており、近年では芸能・産業の交流活動もスタートして分野を広げつつあります。また、平成11年に「沖縄本島の中心 てんぷす宜野座」を宣言した本村は、「全国へそのまち協議会」に加盟（令和3年現在加盟7市町村）しています。加盟市町村との親善と交流を深めながら、産業や文化の振興、また活力と魅力ある地域づくりに取り組むとともに、平成30年には災害時の覚書を交わし、災害が発生した際に迅速に相互応援ができる体制をとっています。

今後とも、これまで培ってきた国内交流のネットワークを活かし、地域間の連携、情報共有によって活力と魅力あふれるむらづくりを進めていくため、継続した交流が必要です。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくす 	2 飲食をゼロに 	4 真の高い教育をみんなに 	10 人や国の不平等をなくす 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
----	---	---	--	---	---

▶ 施策展開

(1) 国際交流及び国内交流の推進

- ①南米三ヵ国及び米国ハワイ州からの子弟研修生受入を継続します。
- ②本村から南米三ヵ国及び米国ハワイ州への青年等の派遣を拡充します。
- ③5年に1度の世界のギノザンチュ交流事業を継続するとともに、南米三ヵ国や米国ハワイ州等の海外の宜野座村人会との交流活動の充実やネットワークの強化を図ります。
- ④ジュニア海外語学研修派遣事業を継続・支援するとともに、ハワイ宜野座村人会との交流も含めた短期語学研修を推進します。
- ⑤姉妹都市(愛媛県内子町)や全国へそのまち協議会の加盟市町村との親善・交流を継続し、人材育成及び産業振興を図ります。

(2) 国際交流及び国内交流の体制づくり

- ①村民や青年国際交流員への呼びかけ、ホームステイ形式の導入等、村内での幅広い子弟研修生受入体制を拡充します。
- ②海外からの子弟研修生と村内の学校や地域と親睦を深める異文化交流を実施します。また、姉妹町村の愛媛県内子町との伝統芸能等の文化交流活動等を継続して実施します。
- ③海外の宜野座村人会との親睦・交流・情報交換を主軸とした子弟研修生受入や研修生派遣の推進体制の充実を図ります。
- ④海外に派遣する研修生の実践的な語学力の向上を推進するとともに、各種イベント等の開催を機会とした村民の国際感覚・意識の高揚を促進します。
- ⑤全国へそのまち協議会を通じた各種イベント等での特産品PRや災害時相互応援の連携体制の充実等に取り組みます。

▶ 指標

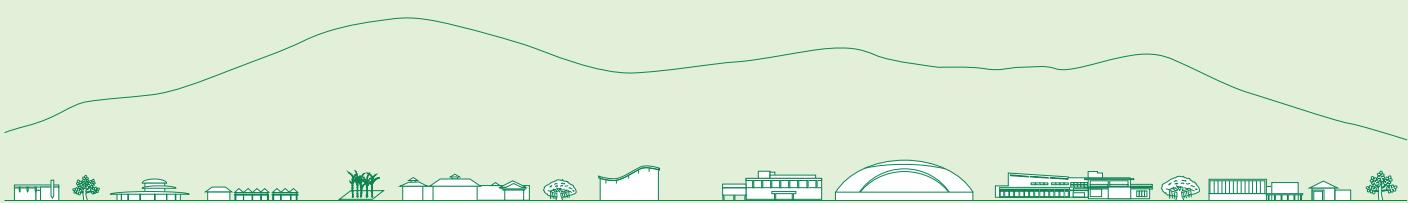
指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者数	6人	30人 (令和3~7年度累計)	
ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者の村民等への報告等の活動	1回/年 (地域フォーラム) (1回/各小中学校)	1回以上/年	
全国へそのまち協議会を通じたイベント等での本村のPR活動	1回/年	1回/年	

2 章

基本政策 2

「生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり”」

基本施策 2-1 地域福祉の推進	34
基本施策 2-2 生涯にわたる健康づくりの推進	38
基本施策 2-3 高齢者福祉の推進	42
基本施策 2-4 障がい者福祉等の推進	46
基本施策 2-5 社会保障の充実	50



基本施策 2-1

地域福祉の推進

▶ 施策のめざす方向

互いに認め合い・支え合う地域づくりに向け、住民の福祉意識の醸成や住民をはじめ多様な担い手が地域福祉へ参加する仕組みづくりを進めるとともに、ボランティア活動や福祉関係団体の活動を支援します。また、支援を必要とする人が適切な相談支援が受けられるよう、包括的な相談支援の充実を図るとともに、尊厳のある暮らしのため権利擁護や自立支援に取り組みます。住民の社会参加の促進と安心安全な暮らしに向け、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設・設備の整備や地域と連携した防犯・防災対策の充実を図ります。

▶ 現状と課題

全国的にも、少子高齢化や単身世帯の増加、価値観の多様化、プライバシーの意識の高まりが進む中、かつてのつながりが希薄化し、社会的孤立が懸念されるとともに、近年では、8050問題^{※1}、ダブルケア^{※2}、ヤングケアラー、引きこもり、生活困窮者の増加等、複合化した課題への対応が求められています。

宜野座村では、令和3年3月に策定した「第3次宜野座村地域福祉計画」のもと、互いに支え合う地域福祉を推進しています。一方で、全国的な状況と同様に、地域住民の課題は複雑・多様化し、これまでの制度だけでは対応が難しい場合もみられることから、地域住民等が地域の課題を我が事として捉え、あらゆる力が分野を超えて丸ごとつながり、一体となって課題に取り組む地域づくりがますます重要になっています。

地域の複合的な課題に対応するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、保健推進員、自治会、地域住民、学校、福祉施設及び関係機関等とのネットワークづくりに努めてきました。高齢者を支える地域包括ケアシステム構築の一環として、多くの関係機関・関係者が集まり、地域の福祉課題の共有や支援のあり方を検討する第1層協議体を設置しました。現在、高齢者に限らず、支援を必要とする人を対象としており、今後とも、協議体の活性化を図るとともに、より身近な地域での第2層協議体の設置の拡充、漢那区の住民主体による「ささえあい隊」のような見守りがある地域づくりをさらに進める必要があります。生活支援コーディネーター^{※3}を配置しており、地域の実情や生活課題等の把握、協議体の推進に努めています。

宜野座村社会福祉協議会において、村内の小学校における福祉教育（福祉体験学習）の実践、ボランティアの育成・支援・コーディネート等が進められ、令和2年度の社会福祉協議会へのボランティア登録数は村内団体（青年団等）、保育所、小中高校や個人など合わせて544人となっています。さらに、社会福祉への理解と関心を深め、地域におけるボランティア活動や社会貢献を促進するため、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に対し、赤い羽根共同募金運動で集まった募金を活用した「ボランティア活動協力校助成金」を交付しています。今後とも子どもから高齢者まで、住民がボランティア活動や地域福祉活動に参画しやすい環境の充実が求められています。

また、地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとや不安等を気軽に相談することができ、必要な支援が受けられることが大切です。そのため、相談することの大切さや社会福祉士を中心とした各種相談窓口等の周知が必要です。

地域住民の多様な相談や生活課題に対応する相談担当者のさらなる専門技能の向上とともに、医療・保健・福祉等の分野を超えて、柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。引き続き、福祉サービスの質の向上を促進する必要があります。

認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人が、その人らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護制度の周知や利用促進が求められているとともに、虐待やDV^{※4}に関して、未然防止、早期発見及び適切な支援が必要となっています。

高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、誰もが快適に利用しやすい施設の整備、バリアフリー^{※5}化に努めるとともに、万一のために平時から防犯・防災対策に取り組む必要があります。

本村では地域福祉センターをはじめ、ミニデイサービス等に取り組んでいる各区公民館が地域福祉活動や交流の拠点となっており、身近で活用しやすい拠点づくりが求められています。

平成28年4月、自殺対策基本法が改正され、都道府県・市区町村に対し、自殺対策計画の策定が義務付けられました。平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策推進大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を踏まえて、本村においても「自殺対策計画」を令和3年に策定し、計画の周知と未然防止対策等をより一層進めて行く必要があります。

▶ 関連するSDGsの目標

目標	1 貧困をなくそう	2 脱離をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
									

▶ 施策展開

(1) 福祉意識の醸成と支え合う地域づくり

- ①住民が地域社会の一員であることを自覚し、地域の福祉活動等に主体的に関わるために、声かけや地域の活動への参加促進、イベント等の開催を通して地域交流の機会を創出します。
- ②地域における支え合いの支援体制づくりに向け、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、学校、福祉施設及び関係機関、保健推進員等との連携を強化するとともに、第1層協議体、第2層協議体の活動を推進していきます。
- ③漢那区の「ささえあい隊」のような住民主体の活動が村内に拡がるよう活動を支援し、生活支援コーディネーターを中心に、要支援者に対する支援について、これまでの公的なサービスで対応できない場合は必要に応じて住民福祉活動を含む新たなサービスの開発に取り組みます。
- ④今後、要支援者の発見ネットワークの充実や支援に関する総合的な調整等を行う専任可能な福祉活動コーディネーター(仮称)の配置・役割の検討を行います。
- ⑤社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、ボランティア・福祉関係団体等の活動を支援し、シニアボランティア等を含め、多様な担い手の確保と活動の場の拡充を進めます。
- ⑥村民の福祉に対する意識を醸成するため、社会福祉協議会と連携し、福祉教育や学習機会の提供、福祉に関するイベント、広報・啓発活動等の充実に取り組みます。

(2) 包括的な相談支援と福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- ①支援を必要としている人が気軽に相談でき、適切なサービスを利用者自らが選択し安心して利用できるよう、相談窓口や相談することの大切さについて周知を行います。
- ②適切な相談支援のため、相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図るなど、相談窓口の機能強化を進めます。個別の窓口では対応の難しい複合的な地域課題については、地域の関係団体や保健・医療・福祉・教育等の専門機関と連携した包括的な支援を行います。
- ③福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、第三者委員会等との連携のもと、適切な評価を行なながら質の高い福祉サービスの確保に努めます。

(3) 自立に向けた支援の充実

- ①認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人の権利が侵害されることなく、安心して暮らせるよう、権利擁護のための制度の周知と制度利用のための支援を行います。
- ②住民、地域、事業所等に対し、「障害者差別解消法」や「沖縄県共生社会条例」の趣旨、障がい者への差別解消のための「合理的配慮」について理解浸透を図ります。
- ③あらゆる虐待及び DV^{※4} の防止と早期発見及び適切な支援につなげられる取り組みを強化します。

(4) ユニバーサルデザインの推進と防犯・防災対策の強化

- ①ユニバーサルデザインやバリアフリー^{※5}等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進めます。
- ②万一のときにご近所同士の支え合い活動が円滑に行われるよう、日頃からあいさつや声かけなどの地域交流や要援護者も参加する避難訓練等の取り組みを支援します。
- ③犯罪や交通事故の発生を減少させ、誰もが安心して暮らせるようにするため、防犯体制や交通安全体制の充実に取り組みます。

(5) 生きることの包括的な支援の推進

- ①医療機関との連携により、こころの悩みに対する相談支援やこころの健康づくりなどに対する正しい知識の普及を行うとともに、自殺につながるリスクの早期発見や支援ネットワークの強化を図ります。
- ②ゲートキーパー等の養成を推進し、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域の関係機関や専門家と連携し支援が行える人材育成を進めます。

※1：8050 問題は 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えているという問題。

※2：ダブルケアは育児と介護が同時期に発生する状態のこと。近年の晩婚化・出産年齢の高齢化や少子高齢化とも関連する。

※3：生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート業務を行う者を指す。

※4：DV は、ドメスティックバイオレンス (domestic violence) の略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。

※5：バリアフリーは、障害よりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、様々な人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方を言う。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっている。（例として、シャンプーとリンスの区別がつくよう、シャンプーの容器に突起がついている。）

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
近所づきあいが減っていると感じている人の割合	46.5%	38.6%	第3次宜野座村地域福祉計画アンケート調査結果より。第2次宜野座村地域福祉計画策定時の際の結果に目指す。
気軽な交流の場(サロン)	1箇所	6箇所	
住民福祉活動組織数	1組織	6組織	



支えあい電球交換



「ささえあい隊」会議状況



ミニデイ：スワッグ作り



ゆんたく会

基本施策 2-2

生涯にわたる健康づくりの推進

▶ 施策のめざす方向

村民一人ひとりが健康的な生活習慣について考え、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、各種健診や予防接種、ライフステージに応じた健康教育、相談等の保健サービスの一層の充実と健康に関する意識づくりに取り組みます。

▶ 現状と課題

宜野座村は、平成 25 年 3 月に策定した「健康ぎのざ 21 プラン（第二次）」に基づき、生活習慣病予防に重点を置き取り組みを進めてきましたが、令和 4 年度で計画満了を迎えることから、効果検証等を行い、第三次計画を策定する必要があります。

肥満をはじめとする生活習慣病の増加が全国的な問題となっており、本村においても重要課題となっています。糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化による脳血管疾患や心疾患の医療費が県内でも高く、特に、透析を含む腎不全治療に医療費は全体の約 20%を占めています。生活習慣病の発症予防、重症化予防に向け自分の健康状態を知ることが大切であることから、特定健康診査や基本健康診査、各種がん検診等の受診機会の拡充、クイック健診の導入を進めてきました。特定健康診査の受診率は毎年 50～55% と県内市町村では高くなっていますが、国の目標値 60% に達していません。特定健診等の受診の重要性の周知や健診結果説明・相談等での医療受診、生活習慣の改善等の保健・栄養指導の強化が必要となっています。健康相談ができる機会として「お気軽健康相談」を 2 か月に 1 回実施し、血圧や内臓脂肪、血管年齢の測定を行い、保健指導・栄養指導を行っています。

子どもの肥満の 70% がそのまま成人肥満になるといわれており、将来の生活習慣病を予防するため、子どもの頃からの健康づくりが効果的であることから子ども健診事業を推進してきました。健診結果では、空腹時インスリンの高い児童生徒の割合が高く、間食や食事の内容等、個人に合わせた保健・栄養指導を行い、生活習慣の改善につなげることが必要となっています。

生活習慣病の重症化を予防するには、生活習慣の改善はもちろん、定期的な受診により治療を中断せず、疾病をコントロールしていくことが重要です。頻回に受診を必要とする透析患者が、村内や近隣地域で透析を受けることができないことが課題となっています。

健康や食育に関する情報については、村広報誌への掲載やチラシ配布、役場ロビーでの食育のパネル展示、「宜野座村健康ウォーク」、「各種運動教室」等を通して発信しています。「いきいきフェスティバル」では各種健康体験コーナーを設置し情報提供に努めていますが、より多くの村民に周知していくことが大切です。

予防接種事業については、定期予防接種に加え、インフルエンザ、おたふくかぜ等の任意の予防接種に對し助成事業を実施していますが、目標である 95% の接種率を達成しておらず、接種率の向上が課題となっています。感染症に関する正しい知識の普及や情報提供等のさらなる充実が求められています。

村民の身近な地域での健康づくりが実践できるよう、医療機関・教育関連機関・各種団体・行政等で構成される健康づくり推進協議会等での健康づくりに関する各種事業の討議、地域主体の活動の活性化や環境づくりに努めています。

村内の海洋型健康増進施設と連携した村民の健康づくりに取り組んでおり、利用促進に努める必要があります。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
				

▶ 施策展開

(1) 計画の見直し及び推進体制等の充実

- ①国や県の計画等を踏まえつつ、「健康ぎのざ 21 プラン（第二次）」の効果検証を行いながら、より効果的な新たな計画を策定します。
- ②「健康ぎのざ 21 プラン」に基づく具体施策を検討・展開するとともに、関係機関や団体等との連携による推進体制の充実を図ります。

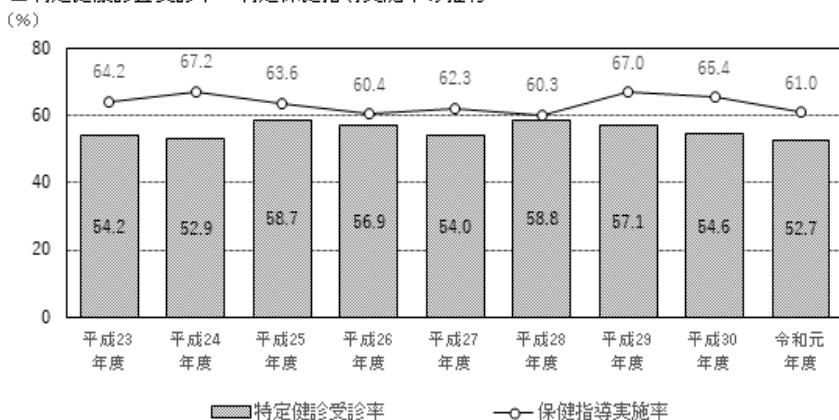
(2) 健康管理・増進の支援充実

- ①生活習慣病等の発症・重症化予防、疾病の早期発見のため、医療機関と連携し、各種健康診査（特定健康診査、がん検診等）を多くの方が受診しやすい環境づくりを進めるとともに、従来の受診勧奨に加え、AI を活用した未受診者対策（外部委託）に取り組みます。加えて、歯科検診の実施に向け検討を行います。
- ②健診結果に対する保健・栄養指導や健康不安に対する「お気軽に健康相談」等の実施により、生活習慣の見直しを支援します。
- ③子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけ、将来にわたり健康が維持増進できるよう「宜野座村子ども健診事業」を行い、引き続き、学校や PTA 等と連携し、受診率向上に努めます。健診結果では、部活などで運動習慣はあるものの、LDL コリステロールや空腹時インスリンの高い児童生徒の割合が高いことから、間食や食事の内容等、個人に合わせた保健・栄養指導を行い、生活習慣の改善を図ります。
- ④本村透析患者の遠方への通院負担の軽減を図るため、村内における透析施設の導入を検討します。
- ⑤村民の健康への関心を高めてもらうため、健康や運動に関するイベントや教室等の参加を呼びかけます。
- ⑥保健事業や関係機関と連携し、健康や生きる力の源である食の大切さとともに、地元農産物等を PR するなど本村の特性を活かした食育を進めます。
- ⑦予防接種の接種率向上のため、接種に関する周知や啓発活動に取り組みます。また、感染症を予防するための手洗い等の習慣化を促進します。

(3) 健康づくりを支える環境づくり

- ①村民が健康づくりに取り組む機会やきっかけを提供するため、宜野座村健康づくり推進協議会等で課題を協議し、各区が健康づくりを目的として実施する地域活動を支援します。
- ②村内の各種施設及び学校施設等の多目的な活用促進による健康増進の場の充実に努めます。
- ③地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援します。
- ④村内の海洋型健康増進施設と連携した水中運動に加え、ヨガ、サップヨガ、自重トレーニング、チアエクササイズ等、様々なエクササイズを組み合わせた健康づくりの取り組みを推進します。

■ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移



資料：宜野座村健康福祉課



集團健診

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
特定健康診査受診率	52.7%	60.0%	国民健康保険加入者の40歳から74歳まで
特定保健指導実施率	61.0%	65.0%	国民健康保険加入者の40歳から74歳まで
メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合	該当者32.4% 予備軍16.9%	減少	国民健康保険加入者の40歳から74歳まで



健康フェスティバル



健康づくり



ぬちぐすい処



健康ウォーク



離乳食実習



乳児健診

基本施策 2-3

高齢者福祉の推進

▶ 施策のめざす方向

高齢者が出来る限り健康で要介護状態にならないよう、健康の維持増進や生活支援コーディネーターを中心に介護予防、通いの場づくりを進めるとともに、社会参加を促進します。

また、高齢者等の地域での暮らしを支えるため、地域包括支援センターを核として、地域における見守り、支え合い活動の活性化を促進するとともに、医療・介護・福祉・生活支援の多様な関係機関や団体との連携による包括的ケアを進めます。さらに、高齢者等の意向に即した、在宅福祉サービスや介護保険事業、権利擁護等、適切なサービスの提供に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村では令和3年3月に策定した第9期宜野座村高齢者保健福祉計画（くがにプラン2021）に基づき、各種取り組みを進めているところです。本村の65歳以上の人口は令和3年2月末現在1,460人で総人口の24%を占め、高齢化は着実に進行しています。平成29年以降は「高齢者のみ世帯」も増加傾向にあり、核家族化や介護者の高齢化等により家庭での介護力の低下が懸念される中、できる限り要介護状態にならないよう健康寿命の延伸に向けた対策が不可欠であり、地域における高齢者支援が重要となっています。

そのため、ライフステージに応じた生活習慣病予防をはじめ、老人運動会やグラウンドゴルフ大会の開催、老人クラブや高齢者の生きがいづくり活動への支援を行っています。人材サポートセンターでは、働きたいと考える高齢者に対し、求人等の情報を提供しています。今後とも、高齢者が生き生きと地域活動や生きがいづくり活動に参加し、それぞれの持つ技能や経験を生かした地域貢献等を行う機会の創出が求められます。

引き続き、介護予防（フレイル^{※1}予防含む）を必要とする高齢者の把握や介護が必要となる前から早期に介護予防に取り組むことの重要性について周知を行う必要があります。さらに、運動器・認知・口腔機能の向上や栄養改善のための介護予防の各種取り組みの充実が求められています。

加えて、交通手段の面で生きがいづくり活動や介護予防活動、買い物、通院などの移動が困難な高齢者への対応が必要となっています。

高齢者等の多様なニーズに対応する地域包括支援センターでは、地域ケア会議の開催を通して、関係機関での情報共有や解決に向けた支援を行っています。また、認知症を発症して介護が必要になつてもできる限り地域で住み続けることができるよう、適切な介護保険サービスの利用につなげるとともに、住民相互の支え合い活動や地域づくりを含め、地域包括ケアの考え方に基づく本村の地域の状況に応じた取り組みが求められています。

さらに生活支援コーディネーターを中心に各区と連携を強化し、第2層協議体の立ち上げ等に向け、住民の主体的な取り組みの充実を促進する必要があります。

※1 フレイルは、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。いわゆる「虚弱」な状態。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
----	--	---	---	--	--	--	---

▶ 施策展開

(1) 介護予防と重症化防止の推進

- ①高齢者が生活習慣病などにより要介護状態への移行を予防するため、特定健康診査や沖縄県後期高齢者医療広域連合との協力のもと後期高齢者健康診査を実施するとともに、健康診査に関する住民からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
- ②介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、民生委員や各関係機関と連携をとり、地域の虚弱高齢者等の把握に努めます。
- ③高齢者が心身とも健やかに暮らせるよう、専門職と連携した口腔ケアや運動機能を向上するための予防プログラムをぬちぐすい処や60代からの健康づくり教室（介護予防通所事業）で実施するとともに、健康や介護の相談に対応し、疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。様々な機会を通してフレイル予防、介護予防に必要な知識の普及に取り組みます。
- ④高齢者の閉じこもりを防止するため、見守り活動支援事業で実態を把握し、必要な介護予防や支援につなげていきます。
- ⑤生活支援コーディネーターを中心に、地域と連携しながら、住民主体の高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援します。
- ⑥要支援認定者や何らかの生活機能の低下がみられる高齢者について、状態を悪化させないようケアマネジメントを行い、必要に応じて介護予防としての訪問型・通所型サービスの提供を行います。

(2) 生きがいづくりの支援

- ①高齢者の生きがいづくりを支えるため、高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ活動等の活性化に向けた支援や高齢者の地域活動への参加を促進します。
- ②学習拠点である中央公民館をはじめとする社会教育施設等において、引き続き学習機会を創出します。引き続き運動・スポーツ大会の開催や運営に係る支援を行います。
- ③宜野座村人材サポートセンターによる派遣事業を活用し、これまで培ってきた経験・技能を発揮したいと考える高齢者の就労機会の確保に努めます。

(3) 地域包括ケアの充実

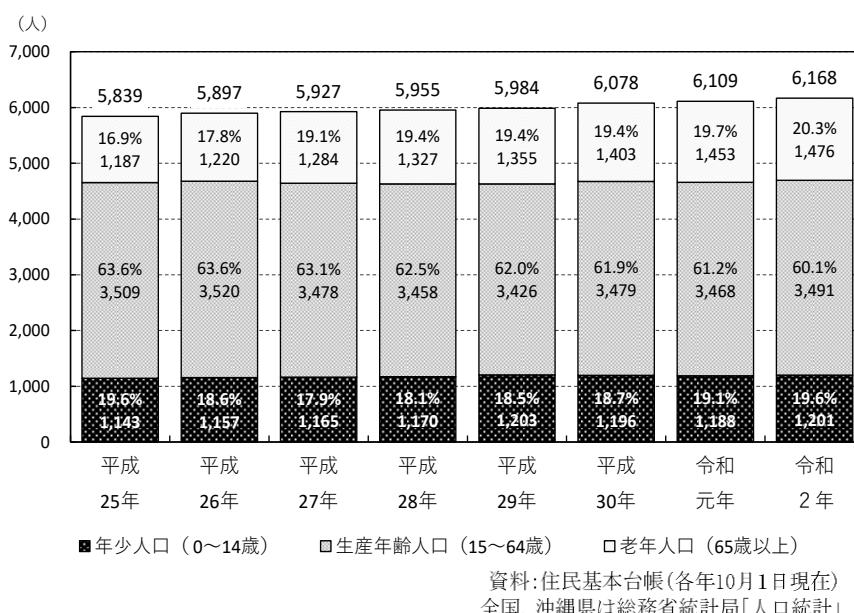
- ①高齢者の在宅生活や介護をする家族等を支援するため、地域包括支援センターを中心として、医療・介護（介護予防）・福祉、生活支援等の関係機関や団体、地域との連携を強化し、包括的な支援が行えるよう連携を強化します。
- ②地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターについて、その機能の向上に努めます。
- ③個別及び地域の課題発見、課題解決に資する取り組みの検討に至るまで適切な対応ができるよう、地域包括支援センターの保健師を中心として関係機関の参画による地域ケア会議の充実に努めます。

- ④生活支援コーディネーターは各区や社会福祉協議会等と連携をとり、既存の活動を活用しながら要支援者や家族の見守りや生活支援を進めます。また、必要に応じて新たな取り組みを構築するなど、支え合いの地域づくりに取り組みます。
- ⑤医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護の連携を推進します。
- ⑥認知症に対する理解や正しい情報が地域に浸透するよう、介護予防の取り組み等で情報発信や啓発活動を行うとともに、認知症高齢者等を支えるサポーターの育成を積極的に進めます。
- ⑦認知症を早期に発見し適切な医療や支援等へつなげられるよう、認知症初期集中支援チームの活用の充実を図るとともに、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェを各区で開催し、認知症の方とその家族の支援体制の強化を図ります。

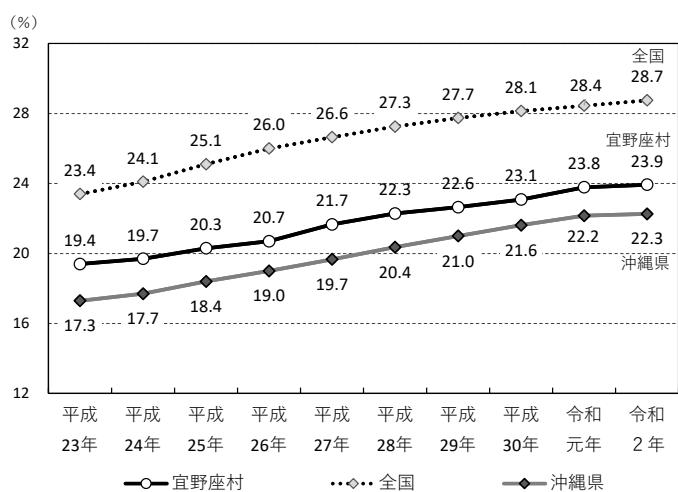
(4) 安心な在宅生活の確保

- ①在宅における自立や介護生活の充実を図るため、緊急通報システムや軽度生活援助事業、配食サービス等の在宅福祉サービスを推進します。
- ②閉じこもり防止のため、見守り活動支援事業等を通して見守り体制の強化に努めます。また、民生委員や各区長、地域の支援者と連携をとることで把握されていない要援護者情報の収集を行い、適切な支援につなげていきます。
- ③家族介護者への相談支援の充実に努めます。
- ④日々の暮らしの基盤となる「住まい」が生活しやすいものとなるよう、介護保険における住宅改修の利用を促進するとともに、バリアフリー化に向けた支援を行います。
- ⑤住まいの確保に向けて、高齢者向けの住宅等の情報を収集・提供を行います。

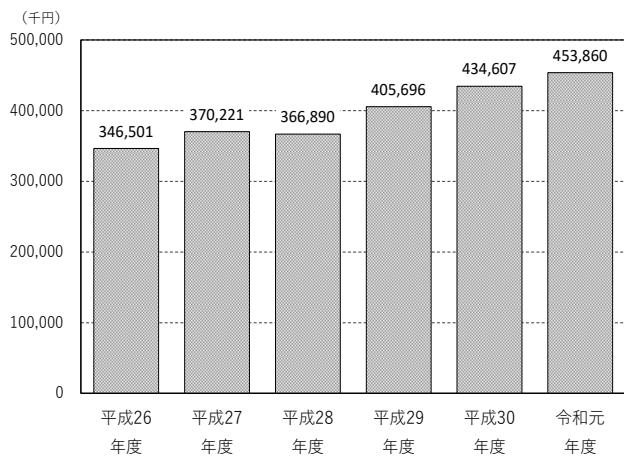
■宜野座村年齢3階層別人口の推移



■宜野座村高齢化率の推移



■宜野座村介護保険給付費の推移



資料:宜野座村健康福祉課

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」

▶ 指標

	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
住民主体の通いの場	1	6	



老人クラブ運動会

基本施策 2-4

障がい者福祉等の推進

▶ 施策のめざす方向

障がい等の有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個人の尊厳が守られ、自分らしい生活が営めるよう、共生社会の実現を目指します。また、関係機関との連携のもと、障がい者(児)や家族のための相談体制の充実を図るとともに、障がい者(児)の自立や社会参加につながるサービスの提供とともに、雇用や就労、生きがいづくり支援の充実を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村では、障害者基本法に基づく「宜野座村障がい者計画」を策定し、関係機関と連携し障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく「宜野座村障がい福祉計画及び宜野座村障がい児福祉計画」を推進し、障がい者、障がい児の地域生活を支援するための障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、これまで自立支援医療の給付等により医療に係る経済的負担の軽減とともに、就労継続支援や障害児通所支援、身体機能を補完する補装具の交付、地域生活支援事業での相談支援、日常生活用具の給付、移動支援等を関係機関とともに取り組んできました。さらに、相談員の配置（役場）や令和2年12月に村内に共同生活援助（グループホーム）が整備されるなど、支援が進んできています。

今後とも、地域において安心して生活を営むため、個々の状態に応じたサービスの確保に努めるとともに、サービスのさらなる質の向上が求められています。適切なサービスの利用を促進し、自立生活を支援できるよう、関係機関が連携を図るため、自立支援協議会の充実や地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みが必要です。

さらに、ノーマライゼーション^{※1}や障害者差別解消法等の考え方の浸透をはじめ、障がいに対する理解を広めるための取り組みの充実が求められています。同時に、障がい者(児)等の社会参加の支援に努めます。就労については、宜野座村人材サポートセンター等を通して就労につながるケースもみられます。引き続き、宜野座村人材サポートセンターと連携しながら障がい者の雇用促進を進める必要があります。

そのほか、障がい者(児)の育成支援を図るため、平成13年度に障がい者家族会「ひるぎの会」を、平成26年度に障がい児親の会「ていんの会」を設立し、今後はその活動を充実させるために情報交換の場づくりや関係者の入会促進等を図る必要があります。

個々の状況に応じた相談や住まい等の情報提供の充実、地域による支え合いの充実、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

※1: ノーマライゼーションとは、障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（健全）な社会であるとの考え方。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジンジャー平等を実現しよう	8 繁きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

▶ 施策展開

(1) 個々のニーズに応じた支援の推進

- ①地域での自立生活を営むには、必要な情報が入手できることが大切であるため、しおりの作成配布とともに、情報の入手が困難な障がい者(児)等への情報発信や意思疎通支援の充実に取り組みます。
- ②相談支援体制の充実・強化を図るため、保健・医療・福祉の分野のみならず、相談員を中心に地域の関係機関等との連携強化を図りながら、村の相談窓口において、総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。
- ③地域自立支援協議会において、必要に応じて地域の社会資源の開発、改善等に引き続き取り組みます。
- ④乳幼児から生涯にわたり障がいや疾病の早期発見、予防対策に取り組むことができるよう、健診等の保健事業、子育てに関する事業等との連携や活用に努めます。
- ⑤障がい児に対する早期の療育指導等を行い、障がい児や保護者の希望や障がいの程度に応じた教育・保育の充実を進めます。
- ⑥障がい福祉サービスについては、サービスの供給体制を整え、個々のニーズに応じた支援を行います。引き続き、日常生活用具の給付、移動支援等の地域生活支援事業や自立支援医療の給付を行います。地域移行、地域生活の支援実現のために、グループホームとしての運営を希望する事業所があれば、設置に向け必要な情報を提供します。

(2) 生活環境の充実

- ①福祉施設入所者のうち地域生活を希望する者が、地域に移行することができ安心して暮らし続けているよう、居住支援のための「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」等機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備を進めます。
- ②安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度や権利擁護に関する制度の活用支援を行います。

(3) 障がい者(児)等の就労支援の充実と社会参加の促進

- ①障がい者の就労につながる「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」等のサービス提供事業者と連携したサービスの利用促進を図ります。
- ②宜野座村人材サポートセンター等と連携し、障がい者の就労機会の創出について村内の事業所への理解・啓発活動を推進します。
- ③意思疎通を図ることに支障がある人の円滑なコミュニケーションの支援に努め、障がい者(児)が生涯学習活動や地域活動等あらゆる分野の活動に参加できるよう、社会参加をサポートするボランティア等の関係機関との連携を図ります。

④関係団体等の協力のもと、障がいのある人も参加できるスポーツ活動や文化活動、サークル等の情報提供を行うなど参加機会を創出します。

⑤障がい児親の会、障がい者の家族会等の活動の活性化に向けた支援を行い、様々な交流を促進します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
地域活動支援センターの設置数	1箇所	1箇所	
グループホームの設置数	1箇所	2箇所	



就労支援センターはばたきによる商品販売



就労支援センターはばたき
門松作り



就労支援センターはばたき
作業風景



就労支援センターはばたき
レクリエーション グラウンドゴルフ



沖縄県身体障害者スポーツ大会



北部地区障がい者家族会
レクリエーション大会



沖縄県身体障害者ボッチャ教室
北部地区



基本施策 2-5

社会保障の充実

▶ 施策のめざす方向

生活に困窮している世帯等を把握し、地域など関係団体との連携のもと、それぞれの世帯に応じた自立支援を進めます。また、誰もが健康で安定した生活が営めるよう、国民年金、国民健康保険等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

▶ 現状と課題

<生活保護、生活困窮者への対応>

全国や沖縄県の生活保護世帯数の状況をみると、生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は増加傾向にあります。本村においても増加しており、これらの世帯については今後とも県のケースワーカーとの連携により、生活の安定を図るために自立に向けた各種支援を推進していくことが求められます。また、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある低所得者世帯も増加がみられ、その中でもひとり親世帯の増加が近年顕著となっています。経済的な問題だけでなく、精神面、教育、就労等、世帯に応じた支援が求められています。

<国民年金制度>

国民年金制度は安定した老後の生活を保障する制度ですが、近年、高齢化に伴い年金受給者が増える一方で、年金に対する国民の不信感も増大しつつあることが課題となっています。このような中、年金の資格取得・喪失の手続きの促進はもちろんのこと、将来の無年金者をつくらないために免除申請や後納・追納制度等の周知を図ることが重要となっています。

<国民健康保険制度>

国民健康保険では、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国保制度を持続可能なものとしていくため、特定健診や保健指導等、医療費の適正化に取り組んできました。現在、医療費は平成29年をピークに減少傾向にありますが、県平均を上回る状況にあり、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化による脳血管疾患や心疾患、腎不全等の医療費抑制が課題となっています。引き続き、被保険者の生活習慣病の意識を高め、医療費の適正化を促進する必要があります。

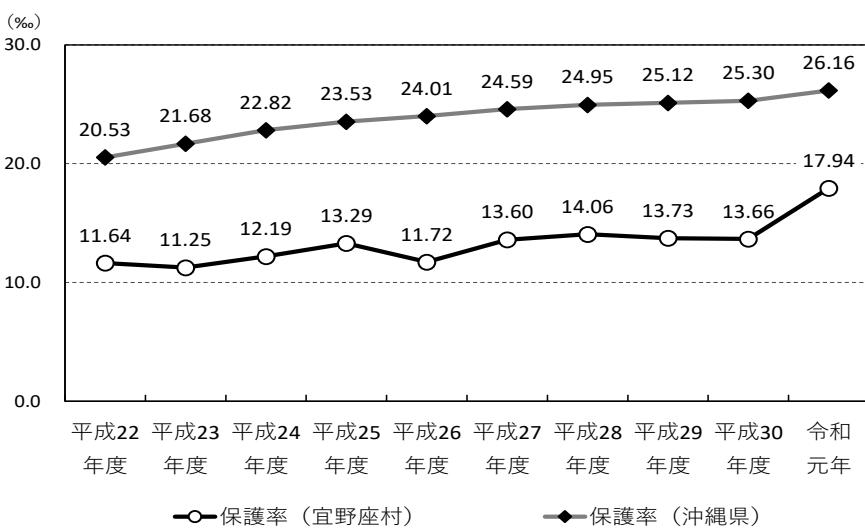
<介護保険制度>

高齢者の増加に伴い、介護保険制度における介護給付費が平成29年度より増加しています。加齢や病気、けが等によって介護が必要となった高齢者等を支える重要な制度であることから、沖縄県介護保険連合との連携のもと、制度のさらなる理解と適切なサービス利用を促進していく必要があります。

<後期高齢者医療制度>

後期高齢者医療制度は、医療費の給付が伸びていることから、国民健康保険と同じく健康診査等を実施し、健康の維持や疾病の重症化予防に努め、医療費の抑制を図る必要があります。また、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知に努める必要があります。

■保護率の推移



資料：沖縄県中部福祉保健所(各年3月末現在)

■宜野座村における国民年金1号被保険者数と免除対象者数

上段:人、下段:%

	1号被保険者数 (現年度納付率)	免除 総数	納付 猶予	法定 免除者数	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学特 免除者数
平成28年度	926 49.4	495 53.5	35 3.8	67 7.2	287 31.0	26 2.8	8 0.9	9 1.0	63 6.8
平成29年度	877 47.8	475 54.2	39 4.4	69 7.9	246 28.1	24 2.7	10 1.1	7 0.8	80 9.1
平成30年度	846 49.3	439 51.9	39 4.6	65 7.7	218 25.8	28 3.3	11 1.3	9 1.1	69 8.2
令和元年度	839 56.0	489 58.3	36 4.3	67 8.0	242 28.8	37 4.4	19 2.3	15 1.8	73 8.7

※割合(%)は、四捨五入して算出しているため、合計があわない場合がある。

資料：宜野座村健康福祉課

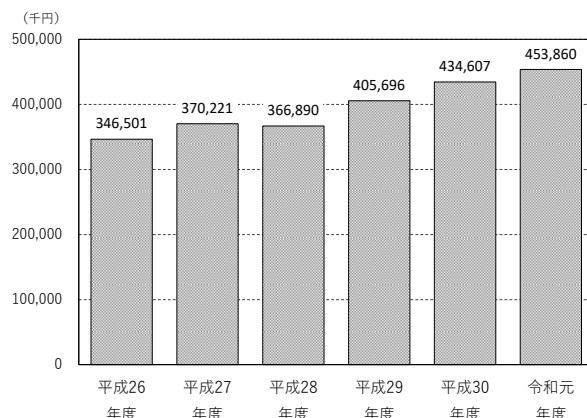
■国民健康保険加入状況及び医療費の推移

単位：世帯、人、%、円

	村全体		国保加入者		加入率		医療費
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	人口	
平成22年度	2,107	5,647	1,070	2,192	50.8%	38.8%	495,041,445
平成23年度	2,170	5,754	1,103	2,222	50.8%	38.6%	544,510,545
平成24年度	2,232	5,823	1,088	2,165	48.7%	37.2%	544,619,021
平成25年度	2,270	5,871	1,106	2,198	48.7%	37.4%	561,952,266
平成26年度	2,279	5,888	1,107	2,167	48.6%	36.8%	623,126,343
平成27年度	2,301	5,882	1,053	2,030	45.8%	34.5%	516,346,358
平成28年度	2,358	5,973	1,035	1,929	43.9%	32.3%	555,184,456
平成29年度	2,447	6,047	1,019	1,853	41.6%	30.6%	625,998,095
平成30年度	2,492	6,074	1,030	1,850	41.3%	30.5%	602,540,658
令和元年度	2,579	6,133	1,017	1,812	39.4%	29.5%	551,058,624

資料：宜野座村健康福祉課

■宜野座村介護保険給付費の推移



資料：宜野座村健康福祉課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくす 	2 飲食をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくす 	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
----	---	---	---	---	---	--	---

▶ 施策展開

(1) 生活保護、生活困窮者への対応充実

- ①援護を必要とする世帯の実態やニーズを把握し、自立のために必要な個々のニーズに対応した助言や支援を行う体制の強化を図り、生活保護事業の適正な実施に努めます。
- ②生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、関係機関との連携による支援体制を強化します。また、社会福祉協議会で実施している資金貸付制度等の周知と効果的な活用促進を図ります。
- ③沖縄県就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部等の相談窓口を周知し、専門の支援員による就労支援等、包括的な支援につなげます。
- ④宜野座村人材サポートセンターへつなぐなど、雇用機会の創出に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

- ①すべての村民の安定した老後生活が保障されるよう、国民年金制度の周知や相談窓口の充実を図り、年金制度への加入を促進します。
- ②国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除等、納付に関する情報の提供を図ります。

(3) 国民健康保険制度への加入促進

- ①国民健康保険制度に関する村民の理解を促進し、医療機関の受診の適正化を促進するための広報活動を行います。
- ②健診・医療情報を活用したデータヘルス計画^{※1}に基づき、「肥満」を背景とした糖尿病等の生活習慣病予防に重点を置き、その重症化を防止するために効果的な保健事業を実施し、村民の健康の維持増進に取り組み、医療費・介護費の適正化を図ります。
- ③納税や加入に関する周知や納付困難者に対する相談支援に取り組み、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(4) 介護保険制度の周知

- ①介護サービスを必要としている方が適正なサービスにつながるよう、介護保険制度をはじめ、介護サービス利用に係る手続等に関する情報提供の強化と相談の充実に努めます。

(5) 後期高齢者医療制度の周知

- ①沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度の一層の周知や各種届出の受付等の相談対応の充実に努めます。
- ②被保険者との連絡を密にし、電話勧奨・戸別訪問・収納相談を行うほか、異動時における収納状態の再確認にも重点を置いて収納率向上に努めます。
- ③平均寿命の低下や生活の質の低下、医療費・介護費の増大が最重要課題であることから、令和3年度より高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における事業を行います。個別支援(ハイリスクアプローチ)や集団支援(ポピュレーションアプローチ)を行いながら、高齢者の重症化予防、介護予防等を行い、健康寿命の延伸及び後期高齢者の医療費・介護費の適正化を図ります。

※1: データヘルス計画とは、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った、効果的かつ効率的な保健事業の実施計画のこと。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
国民健康保険徴収率	96.82%	96.82%以上	保険税率の引き上げを検討しており、現状値と同等を目指す。



保健指導（食事）



3 章

基本政策3

「自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”」

基本施策 3-1 自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進	56
基本施策 3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成	60
基本施策 3-3 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備	64
基本施策 3-4 環境衛生の向上	66
基本施策 3-5 基地問題の対応	68



基本施策 3-1

自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進

▶ 施策のめざす方向

豊かな自然環境と共生していくため、関係部局や機関・団体等の連携・協力のもと、赤土流出防止対策、緑地や自然海浜の保全、人と自然がふれあえる河川や護岸整備等に努めるとともに、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。また、自然環境との共生を重視した秩序ある土地利用を基本に、森林や農地の公益的な機能の保全を図るとともに、居住機能や観光交流機能の整備等の地域発展に効果的な土地の有効利用に努めます。さらに、宜野座村堆肥センターや民間企業と連携し、循環型社会の形成、省資源や省エネルギーの促進及び地域新エネルギー導入の検討等、環境にやさしいむらづくりを推進します。

▶ 現状と課題

宜野座村は、沖縄本島北部の緑豊かな山々が連なる大自然が色濃く残る亜熱帯の森と手つかずのイノーや自然海岸が残る海に囲まれ、水資源の涵養や水質浄化の役割を果す亜熱帯の森を源に慶武原川や鍋川、宜野座福地川、漢那福地川等の河川や5つのダムがあり、河口周辺のマングローブ群落や観光資源の松田鍾乳洞等の豊かな自然環境に恵まれ、多くの動植物の生息地となっています。また、緑豊かな山々やイノーや等の豊かな自然環境は変化に富んだ風景を呈しているだけではなく、自然環境の恩恵を受けて村民の生産活動や村民の暮らしが成り立っています。

台風等の大雨による赤土流出で村内の漁業は大きな被害を受けています。また、近年の集中豪雨には対応できておらず、漢那福地川の河口閉塞等の課題もあることから、今後も沖縄県と連携しながら赤土流出防止に取り組むことがより一層必要となっています。

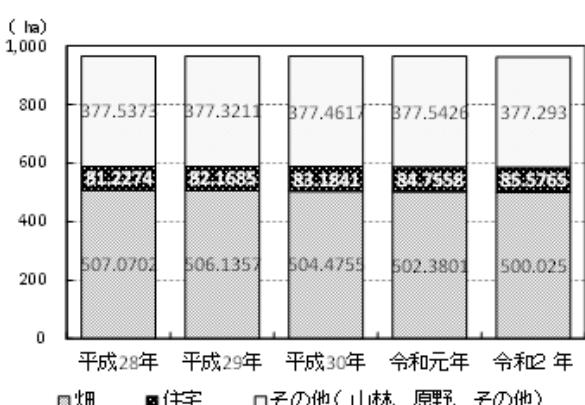
本村の豊かな自然を後世に継承し、自然環境を保全及び活用していくためには、赤土流出対策や治山治水等の適切な保護や管理等、関係部局や機関・団体等の連携・協力による取り組みが必要です。また、環境教育や学習の場として展開し、村民はもちろん来訪者を含めて広く貴重な自然を紹介し、環境保全の啓発を進めていくことが重要です。

土地利用については、指針となる「第4次宜野座村国土利用計画」(平成31年3月)、「宜野座村農業振興地域整備計画」(令和2年9月)に基づき、自然環境の保全を優先しつつ農業的土地利用を基本としながら、農業基盤整備や宅地開発、拠点施設の整備等、地域経済の振興に資する計画的な土地利用に努めています。

近年の就業構造の変化や農業を取り巻く環境変化を背景に、畑及び山林や原野は減少し、人口増加に伴う集落外縁部の宅地化や沿岸部のリゾート施設等の開発がみられます。今後は、優良農地の的確な確保や農用地と非農用地の混在化を防止する等の各土地利用指針の調整を図り、地域活性化により有効な土地の保全と利用を進めていくことが必要です。

一方、地球規模では、地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題が顕在化し、地域においてもその対応が求められています。

■地目別民有地面積の推移



資料：宜野座村村民生活課

本村では、平成13年12月に「宜野座村新エネルギービジョン」を策定し、公共施設の更新整備等にあわせて太陽光発電の導入、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を供用開始しています。また、試験的な風力発電の導入や水力発電の可能性について検討しましたが、費用対効果等の課題があることから、家畜排泄物などのバイオマスエネルギーの活用を含めた地域に適した実現可能な地域エネルギーの可能性を検討することが必要です。

▶ 関連するSDGsの目標

目標	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 
	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 					

▶ 施策展開

(1) 自然環境の保全と活用

- ①「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」、「宜野座村赤土等流出防止営農対策地域協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、沈砂池の整備・改修、緑化拡充等による赤土流出の防止に取り組みます。
- ②赤土流出によるサンゴの死滅やモズク養殖の不漁を招かないよう、農家への指導、罰則の実施等による耕土流出防止の充実を促します。
- ③森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とします。
- ④集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討します。
- ⑤漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めます。
- ⑥漢那ダムの下流河川の管理を国（ダム管理者）、県（河川管理者）、村（漁業管理者）が分担管理していることから、各管理者と密に連携し、漢那ダム下流河川の自然環境保全に取り組みます。
- ⑦太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図ります。

(2) 村民との協働による環境に優しい取り組みの充実

- ①自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。

(3) 自然環境に配慮した土地利用の推進

- ①自然環境の保全を優先しつつ農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進めます。

- ②環境との共生や景観の保全、災害の防止等の安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導します。
- ③開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入等、環境と調和する土地開発に努めます。
- ④海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進します。
- ⑤カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討します。
- ⑥段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進します。
- ⑦集落及び周辺一帯を集落区域とし、畜舎や墓地の適正な立地誘導等に努め、快適な住環境の形成を図るとともに、新たな宅地ニーズに対しては、既存集落周辺及び計画道路沿線での確保を基本としつつ、「第4次宜野座村国土利用計画」（平成31年3月）や「宜野座村景観むらづくり計画」（平成23年3月）等を基に無秩序な各種開発を防ぐことに努めます。
- ⑧沿岸域及び湖面・河川河畔、その周辺の森林域をリゾート・レクリエーション区域とし、社会経済の動向を踏まえた長期的な展望のもと、関係部局・機関と連携しつつ進出企業との協議・調整に努めることにより、地域の自然環境や景観と調和した観光産業を誘致し、賑わいのある地域の創出を図ります。

（4）地球温暖化対策の推進

- ①沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図ります。
- ②新エネルギーの導入については、費用対効果等も充分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討します。
- ③宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの推進等、環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組みます。
- ④マイバックの使用等、各個人や家庭で取り組める省資源・省エネルギー・リサイクル等の地球温暖化防止活動を実践するための情報提供に努めます。
- ⑤家庭や事業所、ホテル等で環境に負荷の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進します。
- ⑥公共施設等の整備・更新において、環境負荷を低減したLED化等の機器類を使用し、太陽光発電設備等の自然エネルギーを活用することで、脱炭素化に向けたむらづくりを推進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
「自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進」に関する満足度	45.7%	50%以上	「自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進」(問30-11)の「満足」(5.0%)と「まあ満足」(40.7%)を合計した数値(令和2年8月実施村民アンケート調査より)



マングローブ林（福地川）



潟原干潟



基本施策 3-2

魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成

▶ 施策のめざす方向

本村の顔となる中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上に向けて、中心地区の機能拡充を図るとともに、安全で魅力的な顔となる中心地区を創出します。また、宜野座村観光協会等との連携によるフラワーガーデンやオープンガーデン、美化コンクールの開催、宜野座村緑化振興会と連携した村内緑化、各地域の団体等による地域の花壇づくりによる花と緑を配したむらづくりを推進します。さらに、村民・事業者・地域・行政の協働による、個性ある地域資源を活かした景観むらづくりを推進します。

▶ 現状と課題

<安全で魅力的な顔となる中心地区の創出>

宜野座村のほぼ中央部に位置する宜野座一帯には、村役場を中心に福祉、教育、文化スポーツ、経済等の各種公共公益施設が集積し、本村の顔となる中心地区を形成しています。しかしながら、平成28年3月に国道329号の全線開通（延長2.7km）によって村内交通が変化し、また、村役場周辺施設の更新時期も迎えていることから、中心地区の施設配置及び道路網を再検討する必要があります。そのため、平成28年3月に「宜野座村中心地区基本計画」を策定して3つのゾーンに区分した各整備方針を示し、道路網と土地利用エリアの3案を検討しました。その基本計画を踏まえ、令和2年3月に「宜野座村中心地区整備計画」を策定し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区のまちなみの創出に向けて、総合グラウンドや中央公民館等の公共施設の再編、地区内のシンボルロードの配置、国道329号沿道の高度利用の促進、イベント時に対応できる駐車場の確保、広域防災拠点化等の検討を進めています。

<花と緑を配したむらづくりの推進>

多くの観光客や村民が訪れる阪神タイガースの春季キャンプ期間にあわせて、平成26年度より宜野座村観光協会の主催による「フラワーガーデン」を開催し、宜野座ドーム等のキャンプ会場内の道路沿道や会場入口広場を約2万鉢の色とりどりの「花」で飾り、会場に訪れた人を楽しませています。また、「やんばる花と美の風景街道パートナーシップ会議」において、本村の国道（旧国道を含む）が街道ルートに選定されており、令和2年度に整備した「風景周遊街道整備事業」における宜野座福地川沿いのサガリバナ植樹等、今後も関係機関と連携しながら地域の魅力向上に努めています。

さらに、村民一人ひとりの美化に対する関心を高めるため、美化コンクールを実施するとともに、庭主をはじめ関係者と連携しながらオープンガーデンを開催し、花いっぱい運動や環境美化活動等、地域の絆や一体感を醸成しつつ村内外から広く誘客を図り、食や遊び、体験、癒しなど本村の周遊観光への波及を促します。

村内緑化については、幹線道路の植樹帯及び公園等の緑化をはじめ、宜野座村緑化振興会等による樹木育苗・販売、地域主体による花壇づくり等に取り組んでいます。また、地域においても、道路沿道の植栽帯や花壇づくり、水やりや除草等の自主管理による美化活動により、周辺の緑と季節の花々が地域にうるおいを与えています。今後とも、関係団体・機関と連携しながら、地域主体による花と緑に囲まれたむらづくりを推進していく必要があります。

＜地域資源を活かした景観むらづくりの推進＞

宜野庄村はガラマン岳の山々や福地川（漢那福地川、宜野座福地川）等の河川が発達し、豊かな自然環境に恵まれています。また、地域には十五夜アシビ等の伝統行事や御嶽等の文化資源が多く、各地域の貴重な景観資源が息づいています。平成23年8月に「宜野庄村景観むらづくり条例」を制定し、自然景観を損なわない色のサイン整備や護岸整備等を進めるとともに、該当する建築物や工作物等の建設における景観への配慮を求めてきました。松田区では、地域資源である鍾乳洞や海岸などの自然と旧集落の形態を残した景観や伝統芸能などの文化を活かした「松田地域資源魅力向上事業基本計画」を令和3年2月に策定し、地域の将来ビジョンや宜野庄村、宜野庄村観光協会、松田区、松田区鍾乳洞協会の4つの団体で取り組む施策等を示し、地域の魅力向上の実現を目指しています。

今後とも、村民・事業者・地域と行政が一緒になって、魅力的で個性のある地域の美しい風景を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承するため、着実な景観むらづくりを推進する実践体制を強化するとともに、景観制度等を活用しつつ、景観むらづくり計画の更新に向け村民の意向も反映しながら課題解決に取り組みます。

▶ 関連するSDGsの目標

目標	6 安全な水とトイレを世界中に	8 飲きがいのある経済成長	11 住み続けられるまちづくり	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	-----------------	---------------	-----------------	-----------------	--------------	--------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 安全で魅力的な顔となる中心地区の創出

- ①中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上に向けて、宜野庄村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出します。
- ②更新時期を迎えている宜野庄村中央公民館や宜野庄村総合グラウンド等の公共施設を再編します。
- ③商業・業務地としての国道329号沿道の基盤形成と高度利用を促進します。
- ④中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペース^{※1}の確保・整備による防災機能の向上を図ります。

(2) 花と緑を配したむらづくりの推進

- ①宜野庄村観光協会をはじめ、宜野庄村商工会等と連携したフラワーガーデン及びオープンガーデンを開催します。
- ②美化コンクール及びオープンガーデンを開催するとともに、宜野庄村緑化振興会と連携した村内緑化、各地域の団体等による地域の花壇づくりによる花と緑を配したむらづくりを推進します。また、フラワーガーデン等の花と緑を活かしたむらづくりの認知度を向上するため、宜野庄村観光協会と連携して広報活動を強化します。

※1：オープンスペースとは、公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地の総称。ここでは、特に本村の中心地区において、住民に対して開かれた空間を言う。

- ③漢那福地川や宜野座福地川沿いに観光スポットとなるような花と緑によるフラー・グリーンスポットを整備し、うるおいと賑わいのあるスポットを創出します。
- ④宜野座村緑化振興会及び花の村づくり協議会と連携を図りつつ、宜野座村緑化振興会の苗木等を活用し、幹線道路の植栽帯の緑化等による村内の緑化を推進します。
- ⑤沖縄県緑化推進委員会の緑化支援制度等を活用した草花や花木の苗等の確保を図るとともに、景観条例に基づく団体支援補助金を活用し各地域の団体の支援に取り組み、地域の清掃活動、花壇づくり等の緑化・美化を促進します。
- ⑥沖縄県緑化推進委員会や宜野座村緑化振興会等と連携し、村民向けの緑化相談や講習会等を開催し、村民の緑化意識の高揚を図ります。

(3) 地域資源を活かした景観むらづくりの推進

- ①村民・事業者・地域・行政の協働による景観むらづくりを推進するとともに、自然景観やまちなみと調和した規制・誘導を行います。
- ②御嶽、拝所、共同井戸（カ一）等に残る緑地の保全及び歴史文化資源を活かした広場等の空間整備を推進します。
- ③伝統的な家屋や屋敷、石垣、生垣、屋敷林等の保全・造成に努めるとともに、景観法を活用した準景観地区の指定に向けた地域住民との合意形成、赤瓦屋根や石垣及び緑化等の支援等を検討します。
- ④村内の個性ある各地域を屋根のない「(仮称) ○○区ミュージアム」等と捉え、地域資源を活かしたルールづくりや地域主体の地域学習・美化・環境保全のむらづくり活動を推進します。
- ⑤地域や宜野座村観光協会等と連携しながら、松田地域資源魅力向上事業基本計画で示す施策や施設整備等に努める等、地域の魅力向上を促進します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
中心地区の整備の満足度	55.3%	70%	中心地区の整備の満足度の合計 5.2%+ 50.1% (村民アンケート調査より)
オープンガーデンの来場者数	延べ3,000人	3,000人	受け入れるオープンガーデンの庭主にも配慮し、現状維持とした。
阪神タイガースの春季キャンプ来場者数	10万人 H28～R1(平均)	10万4千人	目標指標は令和2年～7年までの年平均
地域主体による道路緑化の団体数	4地域	6地域	漢那区、松田区の婦人会で国道沿いの緑化・花壇の維持管理 景観ボランティア3団体:一般通り会(宜野座区、惣慶区)、桜会(宜野座区)、NPO 法人南風(漢那区)
魅力的な個性あるまちなみ・景観の形成の満足度	51.5%	70%以上	魅力的な個性あるまちなみ・景観の満足度の合計 5.8%+45.7% (村民アンケート調査より)



オープンガーデン



景観むらづくり活動団体によるイルミネーション



基本施策 3-3

魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備

▶ 施策のめざす方向

自然や人とのふれあいの場やコミュニティ活動の場などの身近な環境の充実を図るため、地域と連携した公園・広場等を整備するとともに、適切な維持管理に取り組みます。また、本村の豊かな自然資源により親しめるよう、リバーパーク整備の推進等、地域の魅力を高める水と緑の再生・創出を進めます。

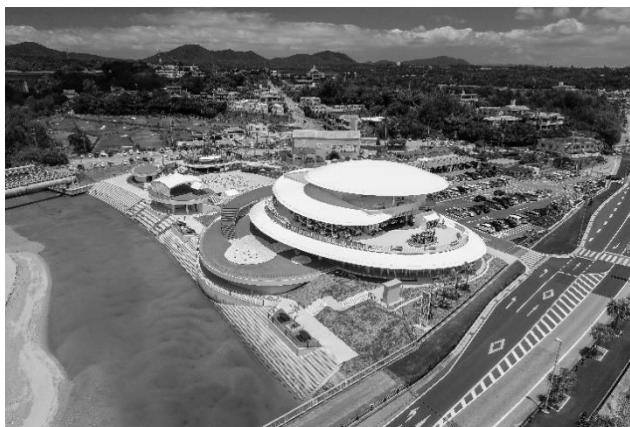
▶ 現状と課題

宜野座村は、令和3年3月現在、23カ所、総面積約14.7haの公園を供用開始しています。また、公園は災害時における一時避難場所等の活動拠点として利用されることから、本村においても、宜野座村立古島公園や惣慶並松公園等で災害時に活用できるかまどベンチ等の機能も整備しています。

公園・広場等の管理については指定管理者制度を活用し、平成17年より地域による維持管理を実施し、令和3年現在、農村公園、広場、児童公園、緑地公園、水辺公園、史跡公園、ゲートボール場等の21カ所については、身近な地域で愛着のある公園等を地域で維持しています。しかしながら、公園・広場の草刈をはじめ、遊具や構造物の維持管理面が課題となっています。

公園・広場等については、地域の自然・歴史文化資源の活用をはじめ、子どもの遊び場、地域の憩いの場、遊具類が設置されている公園等、村民に親しまれるような特色のある公園・広場の整備や地域による維持管理等、より一層、地域と連携していくことが求められます。

漢那福地川リバーパーク整備については、豊かな自然を活かした観光拠点整備を推進するため、平成24年度に漢那パークゴルフ場を整備、平成30年には宜野座村観光拠点施設を整備しリニューアルオープンしました。また、重点「道の駅」に国から選定（平成28年1月）されたことで、交流連携の拠点として今後とも漢那福地川の水辺を活かした空間の整備をはじめ、漢那ダムや漢那パークゴルフ場、漢那漁港、海洋型健康増進施設等の資源を活かした本村の観光拠点づくりに取り組むことが必要です。



宜野座村観光拠点施設



福山児童公園

▶ 関連する SDGs の目標

目標							
----	---	---	---	---	---	--	---

▶ 施策展開

(1) 地域と連携した公園・広場等の整備・管理

- ①地域住民の意向に応じた身近な公園・広場等の整備に努めます。
- ②地域による定期的な点検や維持保全、安全性の確保を促し、維持管理を促進します。
- ③必要に応じて既存の公園施設の補修や更新に努めるとともに、地域のニーズに即した遊具類・防災かまどベンチ等への更新・撤去、機能の再配置等に努めます。

(2) 水と緑の再生・創出

- ①漢那福地川や宜野座福地川等の自然環境の現状を踏まえ、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設ける等、人と自然がふれあえる空間づくりを進めます。
- ②漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光スポットを整備します。
- ③農地や農業施設等の生産機能の向上及び集落の環境向上を図るため、防風・防潮林の植栽を推進します。
- ④河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
1人あたりの公園面積	24m ² /人	24m ² /人	現状維持を目標とする。 (沖縄県の1人当たりの都市公園面積 10.63 m ²)

■ 宜野座村公園一覧表

(令和3年7月現在)

No.	公園の名称	公園の位置	対象区域	面積(m ²)	No.	公園の名称	公園の位置	対象区域	面積(m ²)
1	宜野座村農村公園	字惣慶1857	村	12,040	13	宜野座村立松田地区農村公園	字松田413	松田区	6,700
2	宜野座村立宜野座近隣公園	字宜野座276	村	8,001	14	宜野座村立城原緑地公園	字漢那2276-1	城原区	2,447
3	宜野座村立宜野座区児童公園	字宜野座698	宜野座区	2,162	15	宜野座村立子どもの交通安全広場	字宜野座830-1	宜野座区	1,663
4	宜野座村立福山児童公園	字惣慶2046-46	福山区	9,112	16	宜野座村立ヒービィー海岸交流広場	字松田1394-2	松田区	8,300
5	城原児童公園	字漢那2276-12	城原区		17	宜野座村立泉川水辺公園	字松田271	松田区	1,500
6	宜野座村立松田地区農村広場	字松田25	松田区	11,193	18	宜野座村立ガンナ川水辺公園	字松田2234-89	松田区	5,000
7	宜野座村立惣慶児童公園	字惣慶1588	惣慶区	5,355	19	宜野座村立大久保ガー水辺公園	字宜野座886	宜野座区	4,416
8	宜野座村立漢那ヨリアゲの森公園	字漢那833、字漢那976	漢那区	29,700	20	宜野座村立漢那農村公園	字漢那848-1	漢那区	6,100
9	宜野座村立漢那児童公園	字漢那1773	漢那区	3,700	21	宜野座村立古島公園	字宜野座13	宜野座区	1,052
10	宜野座村立城原近隣公園	字漢那2262-1	城原区	16,412	22	松田地区史跡公園	字松田177-1	松田区	1,113
11	宜野座村立惣慶地区農村緑地公園	字惣慶547-2	惣慶区	5,400	23	惣慶並松公園	字惣慶1484	惣慶区	2,393
12	宜野座村立福山地区農村緑地公園	字惣慶2046-84	福山区	1,600	24	高松公園	字松田2629-121	松田区	2,289
								公園面積合計	147,648

資料：宜野座村建設課

基本施策 3-4

環境衛生の向上

▶ 施策のめざす方向

循環型社会を構築するため、分別収集による資源化の徹底や4R運動（リフューズ・リデュース、リユース、リサイクル）を促進するとともに、関連部局・機関や村民との連携による不法投棄の取締まりの強化、新たな一般廃棄物処理施設の整備を進めます。また、環境衛生の充実・向上を図るため、関係機関等と連携して野犬・ハブ対策や害虫駆除、悪臭の抑制等に努めます。さらに、「(仮称) 宜野座村墓地基本計画」の策定等を検討し、墓地行政を計画的に運用し、快適な生活環境の確保を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村のごみ処理は、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別収集を実施しており、可燃ごみと不燃ごみについては宜野座村・金武町で構成する「金武地区消防清掃組合」が運営する金武地区清掃センター（令和2年9月より稼働）で中間処理しています。また、公園等の剪定枝、倒木等の木材の回収も実施し、宜野座村堆肥センター（オガコ製造施設）で畜舎の敷材としてリサイクルしています。

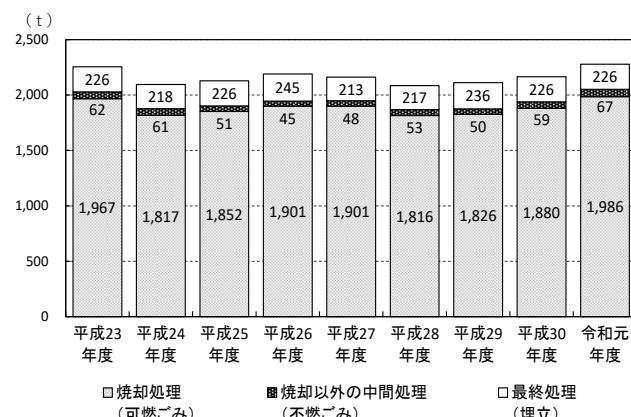
ごみの減量化の推進及び適正化を図るため、平成9年より資源ごみの回収、平成23年10月よりごみ袋有料化の実施、平成26年8月から粗大ごみの処理券を販売開始し、ごみの減量化に積極的に取り組み、近年、金武地区清掃センターにおけるごみの搬入量は概ね増減を繰り返しています。

廃棄物の不法投棄が増加傾向にあることから、環境監視員によるパトロールや不法投棄された場所への看板や監視カメラの設置、適正処理の指導等を実施しています。また、高齢者や交通弱者等に対しては、粗大ごみの訪問回収にも取り組んでいます。

一方、野犬・ハブ対策については、村内でハブや野犬等が頻繁に目撃されており、捕獲・駆除対策等を実施してきた結果、近年では咬傷事故等は減少していますが、毒性の強いタイワンハブの目撃情報も増えていることから、この侵入防止策も必要です。今後も引き続き、野犬、ハブ等の捕獲・駆除対策及び生息場所の解消を進めつつ、飼い主の意識啓発に取り組むことが求められます。また、スズメバチ等の害虫や畜舎や農地の鶏糞等の肥料放置等による悪臭の苦情もあることから、今後とも、害虫駆除や悪臭対策に取り組むことが必要です。

墓地については、平成22年4月から墓地等経営許可権限について沖縄県から宜野座村に移譲され、住宅地等に墓地が乱立しないよう、平成31年3月に「宜野座村墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定し、許可制度に基づく取り組みを進めており、より適切な墓地の誘導・指導等に取り組むことが必要となっています。

■ごみの搬入量の推移



資料：宜野座村村民生活課

▶ 関連するSDGsの目標と指標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	----------------	---------------	-----------------	----------------------	-------------------	------------------	---------------	--------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 廃棄物処理対策の充実

- ①一般家庭や事業所等におけるごみ分別収集の徹底や4R運動（リフューズ・リデュース、リユース、リサイクル）の促進など、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。
- ②環境監視員と連携したパトロールの実施や補助事業の活用により、不法投棄対策の強化を図ります。
- ③金武地区消防清掃組合等の広域的な連携及び村民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの適正な処理を進めます。

(2) 環境衛生の充実

- ①動物の適正な飼養と愛護の周知や飼い主の意識啓発を図り、捨て犬・捨て猫防止や放し飼い防止、去勢手術の奨励等に努めます。
- ②咬傷事故を防ぐため、ハブ対策としてハブ捕獲器の設置・管理の充実、生息域の解消に向けた取り組みを進めます。
- ③村民からの情報・通報等に早急に対応できるよう、スズメバチ等の害虫駆除に取り組みます。
- ④大気汚染及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、発生源の解消、防止対策への指導等に取り組みます。
- ⑤畜舎や農地からの臭気を抑制するため、オガコ畜産の推進や農地での農薬及び堆肥等の適切な使用方法の普及を図るとともに、農家等への意識改善や指導に努めます。

(3) 墓地の対応

- ①墓地とむらづくりの調和に向けた、許可制度に基づく墓地の規制誘導に努めます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
村民一人当たり1日のごみ排出量	921g	845g	「金武地区消防清掃組合」より
資源ごみの年間回収量	136t	136t	「金武地区消防清掃組合」より
一般廃棄物の再生利用率	9.3%	10.0%	「金武地区消防清掃組合」より

基本施策 3-5

基地問題の対応

▶ 施策のめざす方向

米軍関連の事件や事故の危険性、米軍航空機による飛行訓練からの騒音被害が軽減され、平穏な村民生活を送ることができるよう、国や県との連携により米軍への働きかけを強化していくとともに、基地の整理・縮小・負担軽減に取り組みます。

▶ 現状と課題

沖縄県には現在もなお、狭い県土に全国の米軍専用施設の約 70.3%が集中し、さらに水域と空域が米軍の訓練区域として設定され、陸域だけでなく水域及び空域においても使用が制限されています。県土の枢要部分を占有している基地や広大な米軍提供水域・空域の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的むらづくり、産業立地、漁業、航空機及び船舶の航行の支障となり、沖縄振興、県土の均衡ある発展を進める上で大きな障害となっています。

こうした中、日米両政府は平成 25 年に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地以南にある米軍の 6 施設・区域を再編統合した上で駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。しかしながら、沖縄本島の北部地域の米軍基地に関しては、未だ多くの問題・課題を抱え、見通しは不透明な状況にあります。さらに、普天間飛行場代替施設建設工事が進む中、更なる基地負担の増加も懸念されることから、今後とも動向を注視していく必要があります。令和 2 年 4 月には、沖縄防衛局が県に提出した大浦湾の軟弱地盤に伴う設計変更承認申請について、本村からも海洋汚染への懸念から県に対し意見書を提出しています。

宜野座村には、キャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブの 2 つの米軍基地があり、平成 27 年度における米軍基地面積は 1,586.5ha で、村土の約半分の面積 (50.7%) を占めています。また、宜野座村海岸の前原～鴻原海岸水域はキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブの水陸両用訓練のための提供水域となっています。基地が存在することによって、断続的に昼夜を問わない米軍航空機の飛行訓練が行われ、民間地上空の飛行及び低空飛行、夜間飛行は常態化しており、騒音被害等は自然及び生活環境への影響が甚大です。さらに平成 25 年 8 月に起きた米軍嘉手納基地所属の HH60 救難ヘリコプターのキャンプ・ハンセン山中への墜落事故は記憶に新しく、その後も県内では民間地を含め墜落事故や落下事故（機体部品や吊下げ物）が後を絶たず、村民に大きな衝撃と不安を与えていることに加えて、軍人・軍属による事件等も不信感を増加させています。その他、村内では米軍関係者の飼犬の管理問題や、漢那ダム湖面の利用や提供水域における制限は観光振興等の支障となり、基地及びその周辺のドローン等の飛行が原則禁止とされ、今後のドローンの利用拡大へ支障となる恐れもあります。なお、このような基地から派生する諸問題は村民生活に様々な影響を与えており、その実情を広く周知するため令和 3 年 3 月に「宜野座村と米軍基地」を発刊しました。

引き続き、村民の生命・財産と平穏な生活を守る立場から、国や県、関係市町村等との充分な連携・調整のもと、情勢を見極め、村民の理解と協力を得ながら、これらの基地問題に対応していくことが必要です。また、既存米軍基地についても関係機関と連携しつつ、事業の実現可能性等を踏まえて一部返還の要請等を検討することが必要です。

▶ 関連するSDGsの目標と指標

目標	6 安全な水とトイレを世界中に	8 繁栄がいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に

▶ 施策展開

(1) 米軍再編への対応

- ①米軍再編については、今後とも国や県、関係市町村との充分な連携・調整を図るとともに、村民への積極的な情報発信に努め、その理解と協力を得ながら対応します。
- ②本村上空の飛行による騒音については、環境基準との適合状況等の把握に努めるとともに、民間地付近のヘリパットの使用停止や騒音被害の低減等を関係機関に要請します。

(2) 既存米軍基地の部分的返還促進

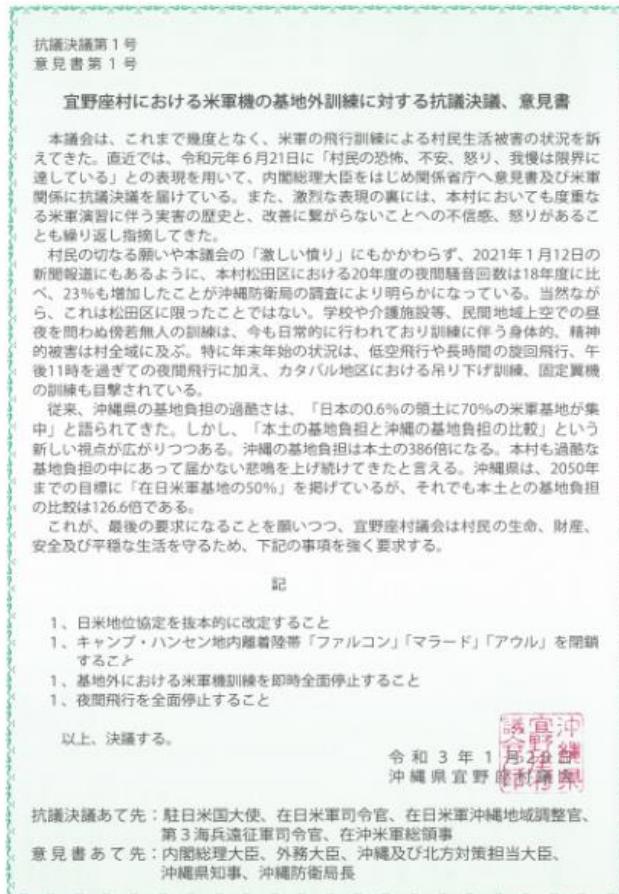
- ①既存米軍基地においては、引き続き、漢那ダム湖面の利活用を検討するとともに、基地の部分的返還を促進します。
- ②キャンプ・シュワブ提供水域の訓練の有無や使用実態に合わせた一部解除、返還を促進します。
- ③「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」に位置づけられた各種事業については、現在の社会経済情勢等を踏まえて当該計画の見直しを行う必要があります。



オスプレイによる着陸帯アブルでのホバリング訓練



米軍水陸両用車訓練



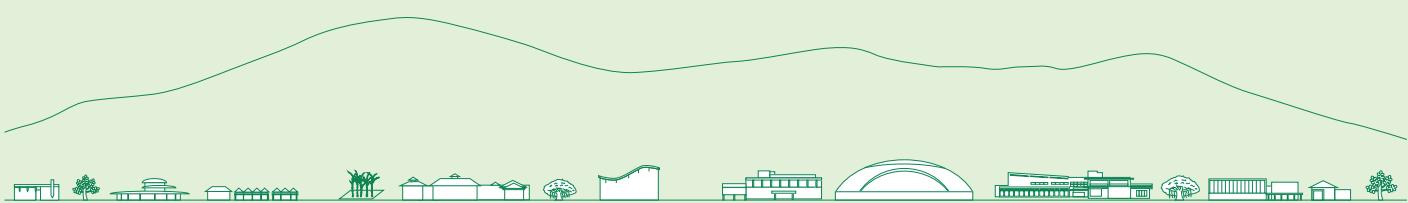
宜野座村における米軍機の基地外訓練に対する抗議決議、意見書

4 章

基本政策 4

「魅力と個性にあふれた“産業づくり”」

基本施策 4-1 地域に根ざした農業の振興	72
基本施策 4-2 新たな水産業の推進	76
基本施策 4-3 地域特性を活かした観光・商工業の振興	78
基本施策 4-4 情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用 ..	82
基本施策 4-5 雇用の創出	84



基本施策 4-1

地域に根ざした農業の振興

▶ 施策のめざす方向

安心・安全の産地ブランドの形成と持続可能な農業経営を図るため、低農薬・有機農業の推進や主要作目の安定生産を支援するとともに、意欲ある生産者の自立した経営支援やエコファーマー等の農業経営者の育成・確保、農業委員会との連携による農地の集約化を図ります。また、農産物の品質や生産性の向上を図るため、農業の技術の継承や先進的な技術を活用するとともに、農業生産基盤施設等の整備充実をはじめ、市場ニーズに応じた生産・流通体制の構築、6次産業化や体験農業等を推進します。さらに、課題となっている家畜排せつ物についてバイオマスエネルギーとしての活用を推進します。

▶ 現状と課題

宜野座村の基幹産業は農業であり、昭和47年の本土復帰以降、他市町村に先駆けて農業の基盤整備にいち早く取り組み、ほ場整備、灌がい排水の整備率は高く、また、平成22年3月には「有機の里宜野座村」を宣言し、「安心・安全な農作物」づくりに取り組み、エコ農産物や宜野座型エコ農作物が県内外に広まりつつあり、エコファーマー認定農家も年々増えています。

しかし、本村の主要作物であるさとうきび及び菊やラン等の花き栽培については、農家の高齢化等の理由により近年作付面積は減少傾向が続いている、面積減少に伴い生産量・収穫量ともに減収しています。平成25年7月に沖縄県から拠点産地として認定されたマンゴーやパインアップル等の熱帯果樹のほか、近年では天候の影響を受けにくい砂栽培によるベビーリーフ等のエコ野菜やイチゴのハウス栽培を導入し、野菜や果物の農作物販売額は伸びています。宜野座いちご生産組合は平成29年に発足し、村内11の農園が所属しています。本村はイチゴの栽培から15周年となる平成30年1月15日「いいイチゴの日」に「イチゴの里」宣言し、例年12月から翌年5月上旬にかけてイチゴ狩りのシーズンを迎える人気を博しています。今後も、このような施設型農業の展開に重点を置き、災害に強い農業基盤の整備を進めていくことが安定した農業経営に必要不可欠です。

畜産物は肉用牛・乳用牛、豚、採卵鶏等となっており、飼養頭羽数について肉用牛と豚は増加傾向、乳用牛と採卵鶏は横ばいとなっています。肉用牛については、優良繁殖雌牛更新促進事業による繁殖雌牛の導入やJA等が取り組む畜産クラスター事業によるトラクター等の機械設備の導入により、肉用牛の品質向上や農家の所得向上及び経営安定を図ってきました。豚については、令和2年1月に豚熱(CSF)が県内で発生したことから、県や関係機関と連携しながらワクチン接種など感染防止対策を行っています。

全国的な傾向と同様に、本村においても農業者の高齢化が急速に進行し、農業の担い手等の育成・確保が課題であることから、宜野座村農業後継者等育成センター及び宜野座村畜産センター等を活用した後継者育成や新規就農者の増加に取り組んでいます。また、沖縄県では令和6年度に県立農業大学校を本村へ移転・開校する計画を進めています。同施設ではIT技術の活用等最先端の農業に対応できる機能の強化も検討されていることから、県立農業大学校と連携することで本村の農業振興につなげることが可能となります。

遊休化した農地については、平成26年に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」に基づき、農業委員会や沖縄県農地中間管理機構と連携した担い手への農地流動化や、農業経営の強化を図る取り組みを総合的に行うことが必要です。さらに、イチゴ狩り等の体験型農業等による観光・交流を継続して推進することが重要です。

家畜排せつ物のうち牛糞と鶏糞については、堆肥センターにおいて堆肥化した上で農家に販売し農地に還元していますが、養豚のし尿については、し尿を回収し堆肥センター内のし尿処理施設において浄化した上で河川に放流していることから、これに伴う販売収入は無く、更に多額の費用を要することから堆肥センターの運営を圧迫している状況です。このため、今後は液肥としての活用及びバイオマスエネルギーとしての活用を推進していく必要があります。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	2 飢餓をゼロに	4 貧のない教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	8 繁栄がいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう				

▶ 施策展開

(1) 各種計画・事業の作成及び更新

①国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、農業振興地域の見直し等に取り組みます。

(2) 「エコ農業・ぎのざ」の産地ブランドづくり推進

①「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培等の環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図ります。

②さとうきびやパインアップル等の生産安定を図るため、優良種苗の普及、新品種の導入、機械化農業の推進、適期管理作業の徹底、有機肥料の推進等に取り組みます。

③消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成に向けて、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や、防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹の生産振興について検討します。

④災害に強い農業基盤の整備、さらに体験型農業を推進するため、野菜栽培施設やイチゴ狩り施設等の整備に努めます。

⑤ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導、販路拡大等の支援に努めます。

⑥宜野座いちご生産組合と連携して6次産業化に取り組むとともに、宜野座村観光協会と連携してイチゴ狩りの周知・広報を促進します。

⑦健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び地域の伝統的な食文化の継承等との関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物（島野菜・果実等）の生産を振興します。

⑧亜熱帯性花きの供給産地の有利性を活かした花きの生産を振興します。

⑨農林水産部畜産研究センター等と連携して、優良畜種の導入や飼料生産の効率化を図るとともに、畜産ふん尿の適正処理や防疫体制を強化します。

⑩農産物の品質や生産性の向上及び販売・流通の拡充に資するIT技術や先進技術の導入を検討します。

⑪赤土流出によるサンゴの死滅やモズク養殖の不漁を招かないよう、農業基盤整備の充実や農家への指導、罰則の実施等による耕土流出防止の充実を促します。

⑫耕種農家と畜産農家の連携及び宜野座村堆肥センターを活用した堆肥利用をはじめ、オガコ製造施設から生産されるチップ材を活用した畜舎敷材等の利用やオガコ等を利用したきのこの菌床栽培、減農薬・有機栽培等、循環型農業及び環境保全型農業を推進します。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保

- ①効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保を図るため、事業農家の育成に努めるとともに、農業経営の法人化の促進や担い手への農用地の利用集積の促進を図ります。
- ②認定新規就農者の期間(5年)終了後は認定農業者への円滑な移行に取り組み、担い手農業者の確保に取り組みます。
- ③農業の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさらなる充実や、センター内の加工施設を活用した6次産業化に向けた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得支援や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組みます。
- ④効率的かつ安定した農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、認定新規就農者の確保や育成を進めます。
- ⑤ワンストップ支援^{※1}窓口の充実等、多様な農業の担い手の育成及び労働力の確保を図ります。
- ⑥畜産農家の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村畜産センターを活用して、新規就農者の確保や後継者の育成を進めます。
- ⑦安定した農業経営規模の拡充を図るため、農業アドバイザーによる営農指導を実施し、園芸作物等の導入による経営の複合化もしくは6次産業化による経営の多角化を推進するとともに、沖縄振興開発金融公庫やJAおきなわ等の各種農業制度資金等の活用を促進し、農家の所得向上に努めます。

(4) 農業技術の継承と発展

- ①農家・関連組織・行政等の連携を充実するとともに、農業従事者の技術向上のための講習会の開催等、農業技術の継承と発展に努めます。
- ②IT技術の活用等の最先端の農業に対応できるよう、令和6年度から開校する沖縄県立農業大学校と連携して農業振興に取り組みます。

(5) 生産・流通基盤の充実

- ①農業生産の基盤である優良農地の保全に努めるとともに、「農村振興基本計画」や「農業振興地域整備計画」等に基づき、「農業農村整備事業管理計画」を定期的に更新しながら農業近代化施設の整備や共同利用施設の整備を推進し、農業生産の拡大に努めます。
- ②宜野座型エコ農産物の有利販売を県内外に推進するとともに、道の駅「ぎのざ」を拠点とした販売拡大を促進します。
- ③関係機関や民間等と連携して、市場ニーズに対応した生産・流通体制の構築を促進し、鮮度保持の技術導入や施設整備を検討します。

(6) 農業を活かした観光・交流の推進

- ①地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのざ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進します。
- ②農業体験受け入れ農家と宜野座村観光協会が密に連携し、誘客促進を含め、観光・交流を推進します。

(7) バイオマスエネルギー活用の推進

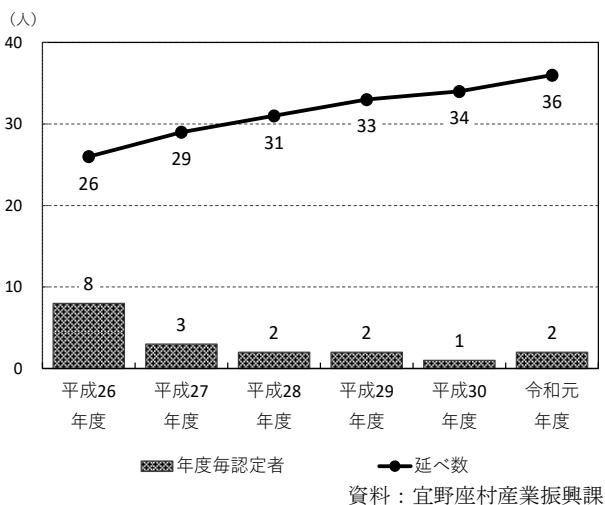
- ①養豚のし尿について、民間企業と連携してバイオガス発電所の整備を進めるとともに、処理過程で得られる消化液については液肥として農地に還元できるよう取り組んでいきます。

※1：ワンストップ支援とは、一ヵ所で必要な支援を提供すること。相談窓口の一元化。

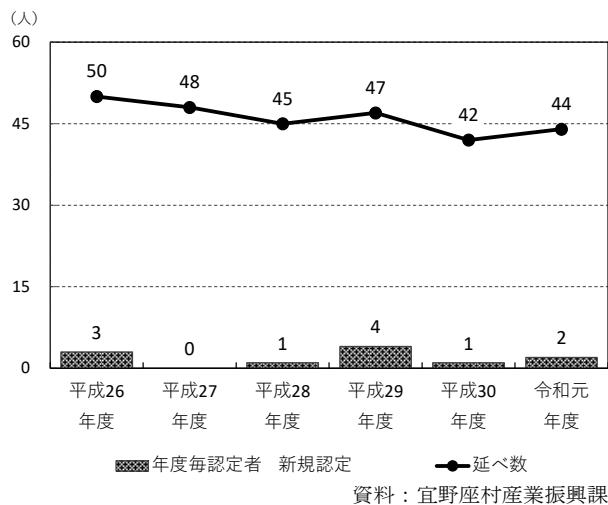
▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
エコファーマー認定農家数	延べ41人見込	延べ51人	毎年2名程度の新規認定者を確保
認定農業者数	43人見込	58人	高齢化が進む中で現状維持を図る。(認定新規就農者を認定農業者に育成)
認定新規就農者数	延べ22人	延べ42人	育成センター卒業生等
荒廃農地面積	282,226m ² (85,373坪)	225,780m ² (68,298坪)	荒廃農地調査

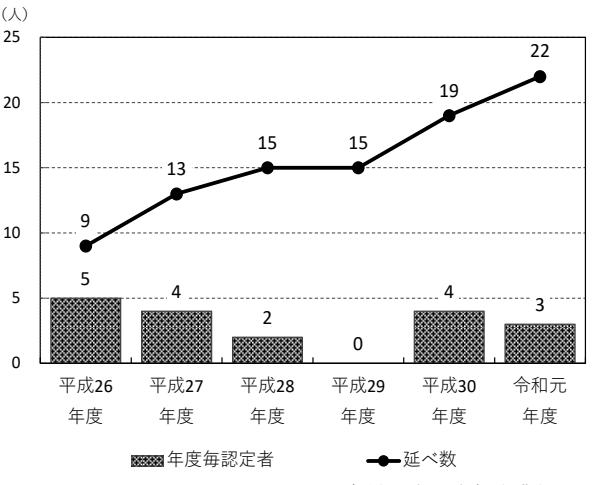
■エコファーマー認定農家数の推移



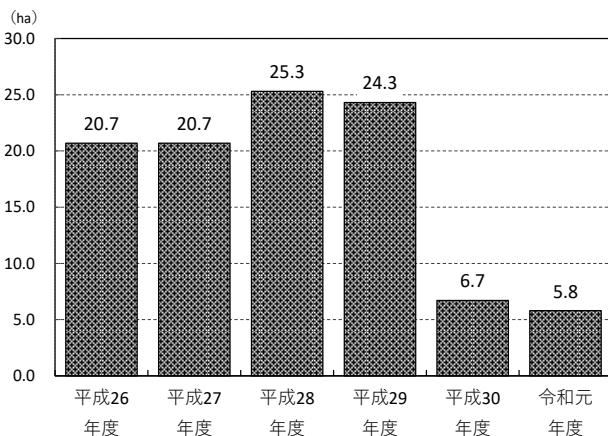
■農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数の推移



■認定新規就農者数の推移



■荒廃農地面積の推移



資料：宜野座村産業振興課



ベチバー植付による赤土流出対策



いちご狩り体験



いちごフェア

基本施策 4-2

新たな水産業の推進

▶ 施策のめざす方向

本村の漁業はサンゴ礁海域を主漁場とし、モズク等の海面養殖が営まれていることから、赤土流出対策や資源管理漁業の推進等、永続的に利用できる漁場環境を形成します。また、つくり育てる漁業と水産業の新たな展開を推進するとともに、流通販売体制等の充実や漁家の育成・確保に取り組み、漁業経営の安定化を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村には長大な海岸線と広大なイノー(礁池)があり、沿岸域の共同漁業権の区域のなかにモズク養殖場の特定区画漁業権があります。水産資源の保護等を呼びかけるため、平成30年10月に沖縄県漁業調整規則の看板を村内3箇所、令和2年2月に英語表記での沖縄県漁業調整規則の看板を村内3箇所に設置しています。

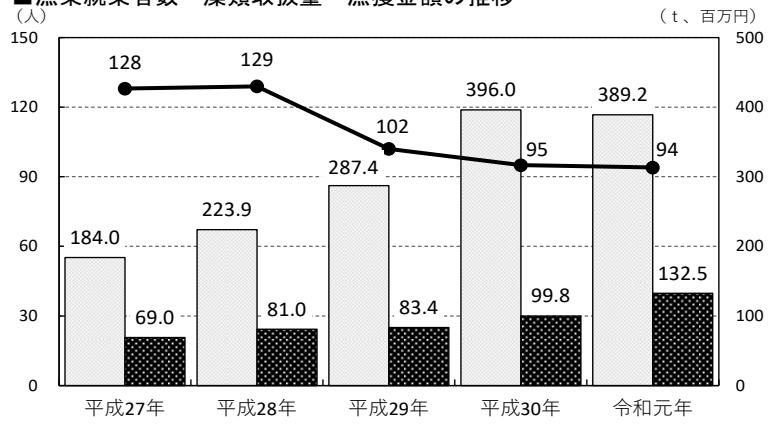
本村の水産業は、沿岸域や近海を対象とする釣漁業、採貝業、潜水器漁業、モズク・海ぶどう養殖業、クルマエビ養殖業が中心となっており、水揚量の推移をみると増加傾向にあります。モズク養殖については天候等の影響により増減はありますが、水揚量が安定してきています。

また、宜野座村観光協会と宜野座村漁業協同組合の観光部を中心とした海上遊覧のイベント開催や、村内の小中学生を対象に刺し網漁体験の実施、漁業者による鮮魚販売の開催等、6次産業化に向けた新たな取り組みが動きはじめています。

漁業就業者数は減少傾向にあるとともに、海水温度の上昇等の影響による水産資源の減少、密漁等による水産資源の枯渇、燃料費の高騰や高齢化の進展等により漁業経営は厳しい状況であり、経営安定と新規就業者数の確保が課題となっています。

本村には漢那漁港と宜野座漁港があり、各施設の老朽化や維持管理が課題となっていることから、平成24年度に機能保全計画書、平成30年度に漁港海岸長寿命化計画^{※1}を策定し、改修工事や日常的な保守点検等を実施しています。今後とも計画的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコスト^{※2}の縮減が必要となっています。

■漁業就業者数・藻類取扱量・漁獲金額の推移



体験漁業（グルクン釣り体験後の魚捌き）

※1：漁港海岸長寿命化計画は、施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取り組みのこと。

※2：ライフサイクルコストとは、施設の建設に要する経費、供用期間中の維持保全コストや、廃棄にかかる経費に至るまでのすべての経費の総額のこと。

▶ 関連するSDGsの目標

目標	2 貧困を ゼロに	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み分けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
----	--------------	-------------------	---------------------	---------------------	------------------	-----------------------	----------------------	-------------------	---------------------	------------------	------------------

▶ 施策展開

(1) つくり育てる漁業と水産業の新たな展開の推進

- ①養殖漁業を推進するため、モズク養殖の充実と安定生産の確立や、海ぶどう養殖技術を活かした生産拡大のための施設整備に取り組みます。
- ②漁場の枯渇を防ぐため、稚ウニ等の放流事業の強化を図ります。
- ③操業時間・燃油コストの削減を図るため、表中層浮魚礁等の魚礁を設置し、資源管理型漁業を推進します。
- ④高値で取引される活魚等、漁業者による創意工夫を活かした新たな漁具・漁法等の導入を促進するとともに、新規漁業への着業を促進します。
- ⑤宜野座村漁業協同組合(観光部)と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童生徒や観光客等の受け入れ体制の強化を促進します。

(2) 漁業環境の充実

- ①機能保全計画書及び漁港海岸長寿命化計画に基づき、漁港や漁場の各施設機能の日常的な保守点検や維持保全、改修等の老朽化対策をはじめ、防災対策等も含めた安心・安全に操業できる施設の整備を図ります。
- ②漁業環境を保全するため、赤土等流出防止営農対策地域協議会や宜野座村漁業協同組合等と連携した赤土流出防止活動等を推進します。

(3) 流通販売体制等の充実

- ①宜野座村漁業協同組合や宜野座村農山漁村生活研究会、宜野座村商工会等と連携して、水産資源を活用した商品開発、漁村漁民活性化施設や道の駅「ぎのざ」等を利用した販路拡大の促進を図ります。
- ②村内・村外の各種イベント・大会やふるさと納税等を活用して、モズク・クルマエビ・海ブドウ等の水産特産品の普及に取り組みます。

(4) 漁業経営の安定化

- ①漁業経営の規模拡大、燃料費補助等の操業の支援、利子補給等の支援制度を充実し、漁業経営の安定化に努めます。
- ②宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行います。
- ③宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催するなど、後継者の育成・確保を促進します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
藻類取扱量	347t	378t	モズク協会指数参考
漁業就業者数	86人	90人	5%の増加を目指す。(宜野座村漁業協同組合員数)
漁獲金額	9,400万円	9,900万円	モズクの水揚量が安定してきたため、指標(漁獲金額)も上げた。

基本施策4-3

地域特性を活かした観光・商工業の振興

▶ 施策のめざす方向

地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化（人々の暮らし）」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会と連携して「経営発達支援計画」が円滑に推進し、ウィズコロナ、アフターコロナ対策として伴走型経営支援ができるよう連携強化に努めます。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

観光立県を掲げる沖縄県は観光を県経済のリーディング産業と位置づけ、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤の構築等に取り組み、令和元年（暦年）の沖縄県の入域観光客数は1,016万人余りとなり7年連続で過去最高を更新、初の1,000万人台を記録しました。

本村においても平成27年に宜野座村観光協会の設立及び宜野座村観光振興計画の策定、平成28年1月に道の駅「ぎのざ」が重点道の駅に選定され、平成30年4月には新たな観光拠点施設として道の駅「ぎのざ」がリニューアルオープンする等、入込客数は増加傾向でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大等により、観光需要は大きく減少し、観光を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

そのように先行きが不透明の中、沖縄県は令和3年3月に「ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針」を策定し、「観光リスクに対応する仕組みづくり」や「ターゲットマーケティングへのシフトチェンジ」等の基本方針が示されています。本村では宜野座村観光振興計画の見直しに取り組んでおり、「持続可能な観光」を推進するために必要な施策の推進や感染症などに対応する仕組みづくりが必要です。

本村の商工業の振興を支える宜野座村商工会は、地域活性化の立て役者として重要な役割を果たしています。近年、村内の商工業は大手小売店及びコンビニエンスストアの新規出店や、飲食店等の新規創業等も増えましたが、小規模事業所が多く経営体制は脆弱であり、新型コロナウイルス感染症の影響により廃業につながる恐れがあります。また、近隣市町村の大型小売店等への地域購買力の流出など課題もみられることから、宜野座村商工会との連携をさらに充実し、村内における消費喚起や事業所の経営改善及び経営基盤の強化、産業競争力強化法の認定による創業・起業のサポート等による商工業の振興が必要となっています。



イチゴの里宣言

▶ 関連する SDGs の目標

目標	4 賢の高い教育をみんなに	8 繁榮かいも 経済成長	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
----	---------------	-----------------	----------------------	--------------------------

▶ 施策展開

(1) 観光振興計画に基づく施策の推進

①宜野座村観光振興計画を見直すとともに、その改定計画等に基づく施策の具体的な内容を宜野座村観光協会や宜野座村商工会等と検討し、具体的な内容の実施に向けた取り組みを推進します。

(2) 観光基盤及び観光プロモーションの充実

①宜野座村観光協会と連携し、インターネットやラジオ、観光マップ等の多様な媒体を活用した観光情報を発信するとともに、道の駅「ぎのざ」の観光拠点施設等を活用した観光情報発信体制の機能を強化します。

②新たな観光拠点となる道の駅「ぎのざ」周辺整備を推進するとともに、豊かな自然環境が残る漢那福地川周辺整備等のリバーパーク構想に基づく計画・事業を推進します。

③宜野座村観光協会を支援し、県外での合同説明会等の誘客プロモーションを推進します。

④沖縄県や民間企業等と連携して、レクリエーション区域への観光関連施設の集積を促進するとともに、地域景観や自然環境に配慮した調整・誘導等を行います。

⑤多言語化対応等の観光案内サイン等の整備を推進します。

⑥漢那ビーチ一帯の整備を促進し、漢那ビーチや海洋型健康増進施設等の利活用を推進します。

⑦本村の魅力や良さを県内外に発信するため、宜野座村ふるさと大使「ぎ～のくん」等を活用した各種イベントでの活躍や情報発信等の観光PRを推進します。

⑧Wi-Fi^{※1}等の情報通信技術を活用した観光案内を検討します。

(3) 体験・滞在型観光の推進

①宜野座村観光協会等を支援し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進します。

②宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で村民及び来訪者に伝統芸能鑑賞機会を提供します。

③阪神タイガースの春季キャンプ受け入れの充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等を支援し、各種競技のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進します。

④宜野座村漁協組合及び民間企業と連携し、漁業体験、シーカヤック等のマリンアクティビティを促進します。

※1：Wi-Fi は、Wireless Fidelity の略。パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)で LAN (Local Area Network) に接続する技術のこと。

(4) 特產品開発・普及の推進

- ①宜野座村商工会や民間企業等と連携し、宜野座産の農水産物等を活用した新たな特產品の開発や発掘を推進するとともに、村内の飲食店や観光施設をはじめ村外の施設等における普及に努めます。
- ②特產品加工直売センター施設の体制見直し等による生産拡充を促進します。
- ③特產品の流通・販路の拡大を図るため、村のイメージキャラクターを活用しながら、村の産業まつりや県内外のイベント・大会等の多様な場面で特產品を普及します。

(5) 商工業の振興

- ①村内における消費喚起を図るため、宜野座村商工会と連携し、ウィズコロナやアフターコロナ対策の一環として「水と緑と太陽の里商品券」発行を支援します。
- ②村内経済活性化及び村内企業の育成、雇用の拡大等を図るため、村推奨特產品の認定及び村内企業優先使用を推進します。
- ③宜野座村商工会と連携し、商工業の経営革新計画認定支援及び経営指導員等による巡回・窓口相談、各種セミナー・講習会等の開催、専門家派遣等の経営基盤強化の支援を促進します。
- ④宜野座村商工会と連携し、産業競争力強化法の認定を受け、創業・起業する村内事業者の補助金申請支援、事業計画策定や沖縄公庫制度融資及び県制度融資等の斡旋支援を促進します。

(6) 人材育成及び受け入れ体制等の強化

- ①宜野座村観光協会を支援し、観光プロモーション活動の充実や観光プログラムの開発、スタッフの育成・研修や地域案内ガイドの発掘・育成等、宜野座村観光協会の運営強化を図ります。
- ②宜野座村商工会との連携を強化し、宜野座村商工会会員の活性化を支援します。
- ③産官学連携による観光拠点を中心とした観光プランの作成、土産品の開発等の企画や村内観光の体験・交流活動を担う人材の発掘・育成に努めます。
- ④通過型観光から滞在型観光に転換するため、周辺市町村や北部広域市町村等との連携による観光を振興します。

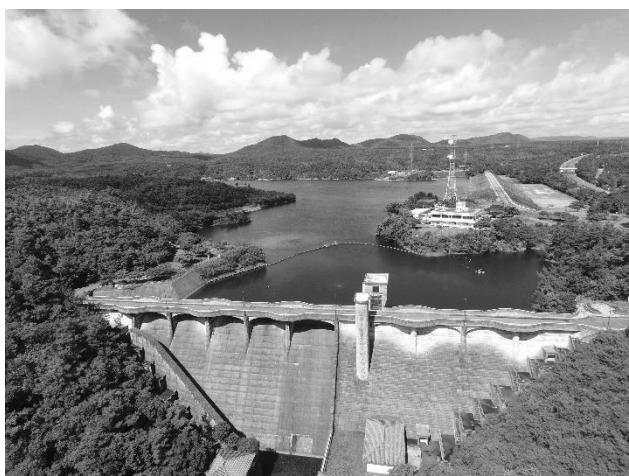
▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
村全体の観光入込客数	125万人 (令和元年)	130万人	
滞在人口 8月	平日1.16 休日1.22 (令和元年)	平日1.20 休日1.30	阪神タイガースの春季キャンプにより訪問者数が最も多いが、夏季における訪問者数が少ないことが課題。/地域経済分析システム(RESAS)より
道の駅施設の入客数	63万人 (令和元年)	65万人	

■宜野庄村拠点施設年間入込客数(延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
かりゆしカンナタラソラグーナ	58,092	58,370	56,512	52,066	56,044	0
道の駅ぎのざ(未来ぎのざ)	177,029	168,511	155,139	634,428	183,703	0
道の駅ぎのざ(観光拠点施設)	-	-	-	0	0	0
宜野座カントリークラブ	57,993	58,543	60,532	61,304	63,878	0
かんなパークゴルフ場	19,734	23,601	26,334	27,730	26,657	0
阪神キャンプ	84,000	84,000	84,000	100,300	80,800	0
カンナリゾートヴィラ	10,729	4,904	12,665	11,461	11,115	0
漢那ダム	58,670	52,094	65,745	60,373	63,168	0
漢那ビーチ	2,252	4,308	4,861	1,591	1,696	0
民泊事業	2,452	2,420	2,665	2,416	2,552	0
夢の扇楽園王国	2,662	1,530	1,010	0	101	0
知名陶房	446	343	60	0	0	0
いちご狩り	11,117	15,886	16,687	21,661	25,004	0
松田地区体験交流センター	1,958	1,008	3,469	1,335	1,430	0
宜野座ドーム	13,024	16,676	19,821	18,886	18,137	0
宜野座球場	37,128	9,684	9,762	9,950	8,004	0
総合体育館	31,112	28,273	31,325	32,319	26,881	0
総合グラウンド	10,356	13,101	15,831	10,397	9,314	0
文化センター（がらまんホール）	16,344	22,273	20,326	18,548	14,426	0
宜野座村立博物館	3,488	3,735	3,844	3,930	4,130	1,786
宜野座村まつり	12,500	13,500	7,000	13,114	13,600	0
沖縄バーガーフェスタinぎのざ	10,000	10,000	-	-	-	0
リバーサイドフェスタ（ワンダフルFriday）	-	-	600	133	51	0
漢那ダムまつり	2,600	3,600	2,800	3,200	2,850	0
サマーフェスタ	-	2,000	1,500	0	2,987	0
合 計	623,686	598,360	602,488	1,085,142	616,528	1,786

資料：宜野庄村観光商工課、教育課



漢那ダム



漢那ビーチ

基本施策 4-4

情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用

▶ 施策のめざす方向

厳しい経営となっている宜野座村 IT オペレーションパークへの企業誘致や社会経済に柔軟に対応した施設改修等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努めます。また、村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民における ICT の知識・技術の向上を図り、各分野での ICT の利活用を推進します。

▶ 現状と課題

宜野座村では、IT 抱点の形成に向けて、平成 13 年度にデータセンターとオペレートセンター機能を持つ「宜野座村サーバーファーム」を開設し、平成 20 年度にはオフィス機能を持つ「宜野座村第 2 サーバーファーム」が開設しました。この 2 施設からなる「宜野座村 IT オペレーションパーク」は、最大 1,000 人の収容が可能な施設であり、平成 28 年度から民間に施設運営を委託しています。

宜野座村 IT オペレーションパークは、令和 3 年 3 月現在、9 社と入居契約を締結しており、沖縄本島の北部・中部地域を中心に 231 人（令和 3 年 6 月現在）の就業者が勤務しています。一方で、昨今では県内外における類似施設が増加し、IT 業界の情勢の変動による入居企業の撤退や施設の老朽化による設備機器の維持管理費用の確保が課題となっています。また、働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策に伴い、大部屋を小部屋に分けたり、海へのロケーションを活かした配置等、企業ニーズに応じた対応や工夫をしています。人材不足も背景にあることから、宜野座村のみならず北部地域等の広域地域へ視野を広げ、本村の IT 抱点施設を活用した人材育成の実施や高校・大学・専門学校と連携した雇用の促進が必要となっています。

本村では情報通信の利便性の向上を図るため、平成 27 年 5 月に民間による光回線（光ファイバー）が整備されました。一方で Society 5.0^{*1} の到来により、超高速、超低遅延、多数同時接続の特徴をもつ第 5 世代移動通信システム（5G）等の対応など、ICT インフラ整備支援を促進していく必要があります。さらに、AI^{*2} や IoT^{*3} 時代に対応していくためにも、村民の情報通信に対する知識や活用能力の向上を図ることが重要となっています。

一方で、村内で光回線が敷設されていないエリアが一部あることから、光回線等の通信整備を検討し、インターネットの普及促進を図るとともに、村民の情報通信に対する知識及び活用能力の向上を図ることが重要です。

*1 : サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

*2 : AI は、Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。

*3 : IoT は、Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

▶ 関連する SDGs の目標

目標				
----	---	---	---	---

▶ 施策展開

(1) IT拠点施設を活かした情報通信関連産業の集積

- ①IT企業の集積を促進するため、入居企業のニーズを踏まえつつ、施設管理の民間企業等と連携しながら宜野座村ITオペレーションパーク施設の設備機器等の定期的な改修・取替や施設改修、送電供給網の強化の促進等を実施し、働きやすい快適な環境づくりを推進します。
- ②宜野座村ITオペレーションパークの空室を抑制するため、沖縄県や関係機関等と連携し、県内外での新規企業の誘致活動を強化するとともに、高等教育機関と協力したIT人材の確保に努めます。
- ③地域に根ざした情報関連産業を振興するため、入居企業や教育機関と協力し、村内の小中学校や高校における情報教育の充実を図ります。

(2) 情報通信関連産業の立地を活かした産業振興の促進

- ①情報通信関連企業と他産業の情報交流の場づくりに努めます。
- ②地元事業所や生産者等にICT利活用の情報提供を図り、情報通信関連企業との連携による技術交流や新商品開発、新たな分野への進出の展開等を促進します。

(3) 地域情報化の推進

- ①本村が整備した宜野座プロードバンドの廃止及び災害に強い情報通信ネットワークの検討、超高速通信基盤や公衆無線LANの拡充等、関係機関や民間企業と連携した情報通信基盤の確立に努めます。
- ②防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野におけるICTの利活用を関係機関や民間企業等と連携して推進します。
- ③村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすいIT講座の開催をはじめ、ICTを利用した生涯学習を推進します。
- ④村民が気軽にITに親しめるよう、民間企業等と連携して、宜野座村まつり等のイベントにおけるIT体験の開催等を検討します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
宜野座村サーバーファーム入居企業の就業者数	234人 (令和3年3月)	400人	
宜野座村サーバーファーム入居企業数	9社 (令和3年3月)	20社	

基本施策 4-5

雇用の創出

▶ 施策のめざす方向

本村の労働力人口を確保するとともに労働生産性の向上を図るため、IT企業の誘致や農水産業及び観光商業の振興による雇用の創出、宜野座村人材サポートセンターによる就職相談・あっせん等、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援に努めます。

▶ 現状と課題

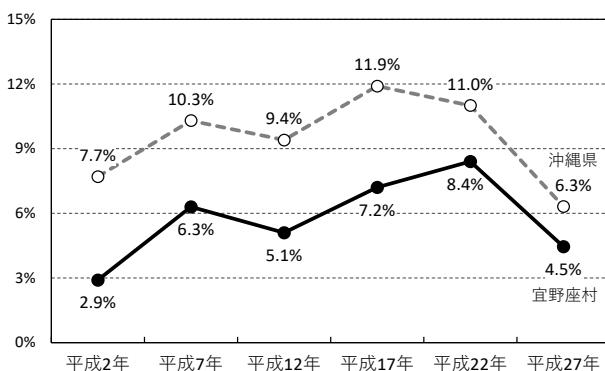
国勢調査による完全失業率の推移をみると、平成22年から平成27年の沖縄県及び宜野座村の完全失業率は改善傾向でしたが、新型コロナウイルスの影響で、令和3年4月における沖縄県の完全失業率、求人倍率も14カ月連続で全国最下位と依然厳しい状況が続いています。引き続き雇用調整助成金等の利用を促進し、雇用維持に努める必要があります。

宜野座村人材サポートセンターへの求職者数及び求人者数の推移をみると、求職者数及び求人者数とも増加傾向にありますが、求職者数が求人者数を上回り、求人側と求職者側の条件が合わない雇用ミスマッチや労働力不足がうかがえます。

一方、平成7年以降、全国の生産年齢人口（15～64歳）が減少に転じるなか、沖縄県では平成24年以降減少に転じており、村内においても数年以内に労働人口が減少に転じることが懸念され、人手不足や後継者不足は課題となっています。近年、全国の労働力不足が顕著になり、県外から的好条件の求人が増加することで県外への転出増加につながり、県内における労働力人口が減ることも予想されます。

本村では、村内雇用の確保と地域の活性化を図るため、IT企業の誘致、農業の基盤整備や農業就業者の育成、無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターによる就職相談・あっせん等を展開しています。また、地域資源を活かした観光振興による雇用の創出も期待されています。今後とも若者の村外への流出を抑制し、定住人口を確保するためにも雇用の創出・確保を図ることが重要であり、産業振興による雇用の創出・確保はもとより、ハローワーク沖縄と連携した村内外の求人情報の収集及び情報提供を行うことが必要です。また、労働力人口を確保するとともに労働生産性の向上を図るためにも、女性や高齢者、障がい者の労働市場への復帰・参入を促進していくことが重要です。

■宜野座村の完全失業率の推移

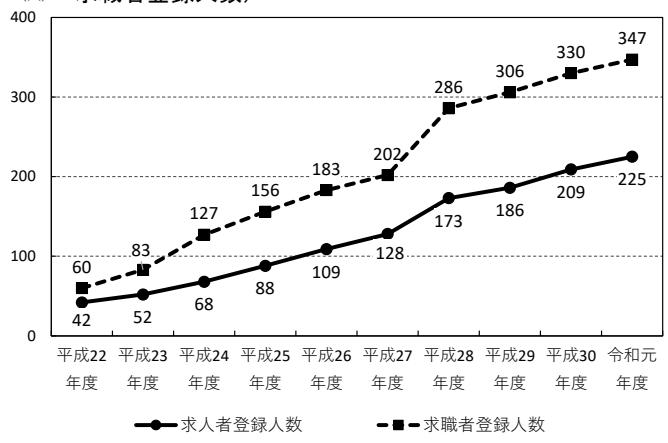


※完全失業者とは、就業者以外で仕事がないで調査週間（12月を除き月末週）中に少しも仕事をしなかった者のうち、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた者及び仕事があればすぐ就ける状態で、過去に行った求職活動の結果を待っている者を指す。

※完全失業率＝完全失業者数÷労働力人口

資料：総務省「国勢調査」

■宜野座村人材サポートセンター実績(求人者登録人数・求職者登録人数)



資料：宜野座村観光商工課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう

▶ 施策展開

(1) 企業誘致活動の推進及び就業支援

- ①観光関連施設（リゾートホテル等）の立地に向けては地元の意向や自然環境等に配慮しつつ、村の発展に資するように促すとともに、円滑な推進を図ります。
- ②本村のポテンシャル^{※1}を最大限に活かしたIT企業の誘致活動を積極的に推進します。
- ③無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターによる効率的な作業方法等についての講習会等を実施するとともに、求人者と求職者の雇用関係成立のあっせんや就職相談等に取り組みます。
- ④ハローワーク沖縄と連携しながら、労働市場や雇用に関する情報の公開等の雇用の拡大・推進を図ります。
- ⑤沖縄県や関係機関、宜野座村商工会と連携し、地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金）等、国・県の雇用助成制度を活用したウィズコロナ、アフターコロナにおける雇用の創出・確保、能力開発、労働環境の向上、待遇改善を促進します。
- ⑥宜野座村グッジョブ連携協議会による、村内学校への総合的な学習等の支援を行い、中長期的な就業意識の向上を図ります。

(2) 働きやすい環境づくりの推進

- ①事業者等に労働基準法や男女雇用機会均等法等の内容の周知を図るとともに、就業機会や雇用条件等、雇用の場での男女共同参画を促進します。
- ②多様な経験を有する元気な高齢者の就労支援の充実を図るため、無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターを支援します。
- ③障がいに応じた雇用・就業機会を確保するとともに、経済的負担を軽減する支援策と情報提供・相談体制の充実を図ります。
- ④雇用形態の多様化やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、仕事と生活（育児、介護、地域活動等）が両立できる職場環境づくりや地域社会づくりを促進します。
- ⑤村内のリゾート宿泊施設や海洋型健康増進施設等と連携したワーケーション^{※2} プランの設定等による受入体制の促進、ITオペレーションパークを活用したコワーキング^{※3} スペースを創出します。また、民間事業者と連携した交流イベントや地元企業とのビジネスマッチング等、民間企業等と連携したワーケーションを推進します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
本村の完全失業率	4.5% (平成27年)	4.5%以下	

※1：ポテンシャルとは、本来持っているが現れていない潜在的な能力のこと。

※2：ワーケーションとは、ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地等でテレワークを活用して働きながら休暇を取る過ごし方のこと。

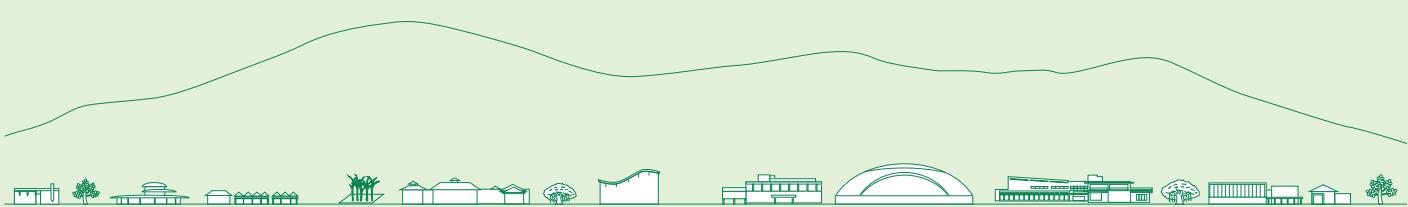
※3：コワーキングとは、異なる職業や仕事を持つ人々が、事務作業、打合せ等を共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイル。オフィス環境を共有できる（コワーキングが行われる）環境をコワーキングスペースと呼ぶ。

5 章

基本政策 5

「安心・安全で快適な“環境基盤づくり”」

基本施策 5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実	88
基本施策 5-2 道路・交通基盤の整備・充実	92
基本施策 5-3 上水道の充実及び農業集落排水事業の推進	94
基本施策 5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実	96
基本施策 5-5 交通安全及び防犯対策の充実	98



基本施策 5-1

地域防災及び消防・救急体制の充実

▶ 施策のめざす方向

地震や風水害等の災害が発生した場合でも、村民一人ひとり及び観光客等来村者が適切な行動がとれるよう、避難体制・地域防災力を強化し、地域の強靭化を図るため、災害に強い村づくりを進めます。また、金武地区消防衛生組合等と連携しながら、消防・救急体制を強化し、村民の生命、身体及び財産を災害や事故から守ります。

▶ 現状と課題

本村の防災行政は「宜野座村地域防災計画」を基本として推進してきました。東日本大震災を契機に国の法律や県地域防災計画の大幅な改正があり、本村においてもこれらの法や計画との整合性を図りながら「宜野座村地域防災計画」を適宜見直し、地域住民一人ひとり及び観光客等来村者が災害から自分の命は自分で守るという「自己防衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれらをサポートするという自助・共助・公助の精神を踏まえた危機管理体制の充実や、災害時等における具体的な対応が必要です。住民の隣人互助の精神に基づく自発的な自主防災組織の育成については、漢那区自主防災会（平成29年3月設立）に留まっており、他区における自主防災組織の育成・設立が課題となっています。

災害時の避難・誘導や気象警報等の情報の伝達手段として、令和2年度～令和3年度にかけ、防災行政無線デジタル化工事及び防災情報システム整備工事に着手しており、村民の生命・財産を守り、災害に強いむらづくりが求められています。また、本村を訪れる観光客等来村者は土地勘がなく帰宅困難になることが予想されるため、観光危機管理計画の策定が必要とされます。

防災行政無線デジタル化及び防災情報システムの導入により、村民がいつでも、どこでも、分かりやすい防災情報を入手できるよう情報伝達手段の多様化や多重化に努めます。

本村には津波浸水想定地域があり、場所によっては道路幅が狭く逃げられない状況も想定されるため、避難路の整備を行う必要があります。また、避難所生活での問題として、東日本大震災ではガソリンや電力等のエネルギー需給の逼迫問題が生じたことから、地震や津波、台風等による大規模な災害に備え、避難所へ再生可能エネルギー等による非常用電源供給設備の導入を検討し、災害に強い村づくりを構築することが必要となっています。

沖縄は、日本に接近する台風の約半数が通過する台風常襲地帯です。本村においても、長期にわたる停電や大規模停電は日常生活や経済活動に影響を与えることから、国や県に無電柱化を要望しています。

本村の消防・救急については、金武町及び恩納村と金武地区消防衛生組合を結成し、金武地区消防衛生組合と連携して消防・救急業務に対応しています。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくす 	6 安全な水とトイレを世界中に 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
----	---	--	--	---	--	--

▶ 施策展開

(1) 地域防災計画等の推進

- ①国や県等の動向を踏まえつつ、本村の「国土強靭化地域計画」及び「地域防災計画」、「業務継続計画」等の様々な計画で位置づけた施策等を推進します。
- ②避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、支援に努めます。
- ③観光危機発生時の観光客等来村者の安全を確保するため、「宜野座村観光危機管理計画」の策定に努めます。

(2) 災害に強い環境整備

- ①災害時にも迅速な対応ができるよう、飲料水や食料・生活用品等の防災備蓄の充実をはじめ、避難場所や避難経路の整備等、地域と連携しながら災害に強い環境整備を図ります。
- ②標高が低い地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等に努めます。
- ③デジタル波防災無線の更新を契機とし、屋外子局の増設、再送信局新設による個別受信機の受信エリアのカバー等により、災害時に迅速に情報発信できる環境整備の強化を図ります。
- ④情報システムの導入により、災害時に気象情報や災害状況等の情報収集、村民や関係機関への情報伝達等を構築し、村民がいつでも、どこでも、分かりやすい防災情報を入手できるよう情報伝達手段（村HP・村公式LINE・登録制メール等）の多様化や多重化を図ります。
- ⑤大規模災害時等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要なため、「宜野座村国土強靭化計画」に基づき、様々な施策を推進します。
- ⑥LED化を含めて、適切な場所への街灯の設置及び維持管理の方法について検討します。
- ⑦防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成等の観点から、国や県等の関係機関に無電柱化を要望します。
- ⑧地震等による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等の撤去や、撤去後の安全な工作物等の設置に関する費用の一部補助を検討します。
- ⑨大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー・システムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進します。
- ⑩新型コロナウイルス感染症等の対策として、感染症発生時の情報収集、適切な情報発信及び必要な資材等の整備を進めます。

(3) 自助・共助・公助による地域防災力の向上

- ①パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努めます。
- ②自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努めます。
- ③宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者^{*1}が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者^{*2}対策を推進します。

(4) 消防・救急体制等の強化

- ①高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図ります。
- ②AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図ります。
- ③村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置及び老朽化した設備の修繕等に取り組みます。
- ④金武地区消防衛生組合との連携を図り、村民の安心・安全を確保できる体制強化を図ります。
- ⑤医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図ります。

(5) 推進体制の整備

- ①地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図ります。
- ②警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深めます。
- ③沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図ります。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
自主防災組織の立ち上げ	1 (令和3年度)	6	各地区にて立ち上げ
避難行動要支援者名簿の整備・更新	6 (令和3年度)	6	年度ごとの更新 (名簿は6地区とも作成済み)

*1、*2：高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、とくに避難時に支援が必要な人を「避難行動要支援者」という。具体的には高齢者、寝たきり（要介護3以上）の人、認知症（要介護3以上）の症状のある人、障害者手帳（障害等級1、2級）の交付を受けている人、療育手帳（A判定）の交付を受けている人、難病患者らのうち、ひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人などが該当する。



役場 AED 訓練



役場消火訓練



漢那区避難訓練

基本施策 5-2

道路・交通基盤の整備・充実

▶ 施策のめざす方向

道路交通基盤の整備・充実に向けて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成します。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組みます。また、関係機関等と連携し、村内及び広域的な公共交通について検討します。

幹線道路との連携・整合のもと、村道の計画的な整備・維持管理に取り組みます。また、交通量の多い道路や通学路への歩道整備、道路インフラの老朽化対策に努めるとともに、快適な道路空間を形成するため、地域と連携して沿道緑化及び清掃管理の充実に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村は沖縄本島のほぼ中間に位置し、沖縄自動車道の宜野座インターチェンジが立地しています。国道329号は村内各地域をはじめ、隣接する名護市や金武町、沖縄自動車道インターチェンジを結んでおり、平成28年3月の宜野座バイパス全線開通（延長2.7km）に伴いプロ野球春期キャンプ期間中の交通渋滞が大幅に緩和する等、村内及び広域における交通の利便性が向上しました。

また、国道329号は県道234号漢那松田線や県道71号線名護・宜野座線と連結し、これらの3路線は本村の主要道路網の骨格を形成し、村民生活や産業活動を支える基盤としても重要となっています。さらに、この3路線にネットワークする村道は平成31年度で151路線が認定されており、村民の身近な生活道路となっています。

道路整備状況については、幹線道路における歩道の設置及び緑化、舗装等の整備が完了しています。村道についても積極的な整備が進められており、平成31年度で舗装率86.1%となっています。

一方で、平成24年の中央自動車道笹子トンネル（山梨県）における天井板の崩落事故に伴い、平成25年には「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、道路の維持修繕について「事後対応」型から「予防保全」型への転換を図る法律改正となりました。本村においても、平成24年から橋梁・道路・舗装等の緊急点検を実施し、今後とも道路の維持修繕に取り組むことが求められており、未改良・未舗装の村道整備、通学路・橋梁等の安全確保に努めることも必要です。

さらに、沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの促進をはじめ、道路交通ネットワークの形成による村民生活や観光客の交通利便性の向上が求められています。

今後は、中心地区整備計画に伴う道路網整備の検討や、新たな沖縄振興計画や沖縄東海岸サンライズベルト構想等の関連計画の展開を含め、引き続き広域幹線道路の東西骨格軸として重要な「宜野座恩納線（仮称）」や東海岸側の連携強化を図る「城原ギンバル線（仮称）」の道路整備実現に向けた取り組みが必要です。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
							

▶ 施策展開

(1) 広域的な幹線道路の整備促進と村道とのネットワークの形成

- ①人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「宜野座恩納線（仮称）」（漢那～金武町～恩納村）及び「城原ギンバル線（仮称）」等、道路整備の促進に努めます。
- ②地域間の交流・連携の円滑化を図るため、国道や県道の幹線道路と村内の生活道路との道路ネットワークの形成に努めます。

(2) 安心で快適な生活道路の整備・維持修繕

- ①年次計画や長寿命化修繕計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路、橋梁など道路基盤の老朽化対策を推進します。
- ②必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努めます。
- ③誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進します。
- ④年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、計画的な維持、修繕を行うとともに、関係機関や地域と連携した沿道の緑化、環境美化を推進します。
- ⑤平成29年2月に導入した「道路台帳管理システム」を活用し、道路管理業務の効率化・高度化を図ります。

(3) 新たな公共交通の検討

- ①沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進します。
- ②村内の交通弱者の利便性向上に資する交通手段・システムの検討をはじめ、隣接自治体または北部広域、民間企業等と連携して新たな交通手段を検討します。

(4) 景観に配慮した道路景観の創出

- ①地域特性に応じた街路樹の整備や沿道の緑化等、交通安全面や道路の維持管理面等も考慮し、各区、景観むらづくり団体等と協力し道路景観の創出・充実に取り組みます。
- ②関係機関や地域と連携し、道路残地等を活用した緑化・美化を推進するとともに、地域による沿道緑化等の維持管理を促進します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
村道の改良率	86.1% (平成31年)	86.1%以上	道路現況(総括)台帳 海や山等のあたりは道路の未整備箇所有り

基本施策 5-3

上水道の充実及び農業集落排水事業の推進

▶ 施策のめざす方向

人口の増加や観光関連施設等の立地に伴う水需要の増大に対応した施設整備を図るとともに、有収率の向上及び安全で良質な水の安定的な供給に向けて、各地区において配水ブロック化を実現し漏水調査の効率化を図る必要があります。また、各水道施設の更新整備を引き続き進めています。あわせて、村民の節水意識の啓発を図ります。

集落排水については、各処理場及び管路等の長寿命化を図るとともに、未整備地区における管路延長・整備等の生活環境の充実に取り組みます。

▶ 現状と課題

宜野座村には5つのダムが立地し、うち潟原、宜野座大川、漢那の3ダムが上水道の水源として利用され、上水道普及率は100%となっています。

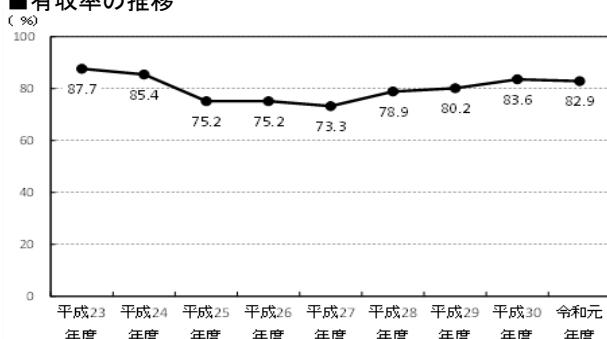
本村においては、老朽化した配水管・給水管による漏水が多発して有収率が下がっていましたが、平成23年度から継続して行った漏水調査で漏水を早期に発見し、早急に修繕を行ったことで有収率が徐々に向上しています。しかし、配水管及び給水管の老朽化が進み、法定耐用年数（40年）を超える水道管も増加していくことから、早急に布設替工事を実施し、継続的に行っていく必要があります。また、平成2年度に更新した福山浄水場の電気機械設備等の経年劣化が著しく故障等が多発し、浄水処理に支障をきたしていたことから、平成29年度より福山浄水場の更新事業が着工され、令和6年度を完了としています。早急に更新を行い安全で良質な水道水の安定供給を図ることが必要です。

一方で、本村の人口増加に伴う住宅増加やリゾートホテル等の施設立地による需要水量の増加等に対応していくためにも、新たな配水管の布設や、配水池の増設を行うことが引き続き必要です。

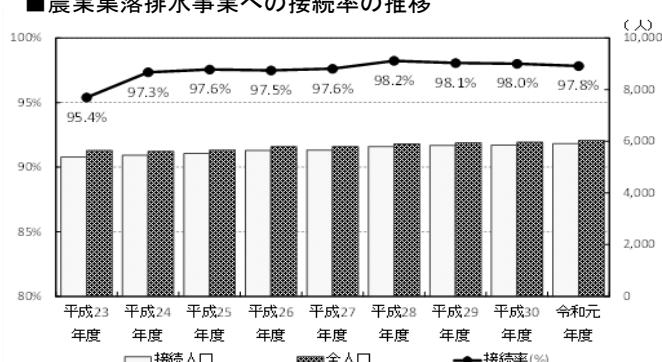
集落排水処理施設（下水道）については村内一円の整備は一通り完了していますが、未整備地区における今後の宅地開発等に備えて整備を進めつつ、未接続世帯への接続を促進、汚泥肥料の利用促進とともに、老朽化している施設への対応が必要となっています。令和3年度より老朽化した宜野座地区・松田地区の集落排水施設の整備事業に取り組んでいます。

村民の生活基盤である下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業運営を推進するため、「宜野座村下水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。今後の下水道事業に関する資金不足が予想されるため、業務効率化を図るとともに、下水道施設の長寿命化を推進し下水道事業費が過度な支出とならないよう抑制することが重要です。また、令和6年度から予定している公営企業法適用化への移行に努めることが必要となっています。

■有収率の推移



■農業集落排水事業への接続率の推移



■配水管更新（実績）の推移

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
耐震管延長	602m	765m	704m	219m

資料：宜野座村上下水道課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	----------------	-----------------	-------------------	-----------------	--------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 主要施設の耐震化及び老朽化施設の更新

- ①浄水場の電気機械設備等の整備を継続して行います。
- ②浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進めます。
- ③各地区の配水ブロック化による漏水調査を実施します。
- ④耐用年数や管種等を考慮し、計画的・効率的な更新を進めます。

(2) 緊急時の応急給水対策

- ①災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努めます。
- ②平成30年3月に作成した「宜野座村水道危機管理対策マニュアル」に基づき、災害時の被害を最小限に抑え、早期回復に取り組みます。

(3) 節水意識及び自家貯水槽の適正管理の啓発

- ①限りある水資源の安定供給を図るため、広報誌等による節水意識の普及に努めます。
- ②自家貯水槽の適正管理に関する啓発に努めます。

(4) 水道事業の健全運営

- ①水道料金の段階的な改定をはじめ、事務事業の合理化や効率化等を進め、水道事業の健全運営に努めます。

(5) 集落排水の整備

- ①快適な生活環境と河川や海の水質保全を図るため、集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
- ②将来にわたって持続可能な経営を確保するため、公営企業会計への移行に努めます。
- ③一部の処理場において機械設備が老朽化しているため、集落排水施設の整備事業に取り組みます。また、地形や管理コスト低減を考慮し、松田地区の一部を宜野座地区へ編入することで最適化を図ります。
- ④集落排水の接続率は98.2%（令和2年度末現在）と高いものの、未接続の家庭に対する接続の促進に引き続き努めます。

(6) 合併処理浄化槽設置の促進

- ①集落排水（管路）の整備の見込みがないものに対して、合併処理浄化槽設置制度を活用した設置に努めます。

(7) 処理水・汚泥の再利用の促進

- ①処理場から排出される処理水及び汚泥の再利用を促進し、循環型社会の形成を図ります。特に汚泥については各処理場に設置されている堆肥化施設を有効活用し、品質の向上に向けた取り組みを強化します。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
有収率の向上	83.5% (令和2年度)	88%	配水ブロック化による漏水調査
配水管更新(耐震管延長)	4,393m(約5.4%) (令和2年度)	8,015m(約10%)	配水管更新延長 75,762m (令和2年時点)
集落排水の接続率	98.2% (令和2年度末)	98.2%以上	現状値以上を目指す。

基本施策 5-4

誰もが安心して暮らせる住環境の充実

▶ 施策のめざす方向

「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の整備と適正な維持管理を行うとともに、安心して快適に暮らせる住宅・住環境の整備や定住促進、地域と連携した計画的な住宅地の供給に努めます。また、必要に応じて同計画の見直しを行います。

▶ 現状と課題

宜野座村の人口は緩やかに増加傾向であるものの、世帯分離も進んでいます。本村の住宅は「持ち家」が大部分を占めていますが、近年は「民間借家」の割合が急速に高まっています。

本村の村営住宅は 15 団地 118 戸(令和 3 年 3 月現在)ですが、高齢単身世帯やファミリー世帯等の入居希望が高い状況がみられます。また、建築後 30 年を超える村営住宅が 10 団地あり、老朽化が進んでいます。令和 2 年 2 月に策定した「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改善等を進めるとともに、多様なニーズに応じた住環境整備を目指した建替えの検討と既存住宅の長寿命化を推進する必要があります。

公営住宅とは別に「宜野座村福祉住宅設置及び管理条例」(昭和 48 年施行)で定められた福祉住宅が 1 棟、2 戸あります。昭和 58 年に建設されているため老朽化が著しい状況です。

一方、平成 28 年 3 月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が一部改正され、本村では平成 31 年 2 月に「宜野座村耐震改修促進計画」を策定しました。本村における一般住宅は、現行の耐震基準を満たさないものも存在(平成 25 年度概要調書によると「耐震性無し」と判断される住宅は 18.6% と推測)していることから、地震時の建物の倒壊による被害を未然に防止する必要があります。

■住宅の種類、所有関係等

	人口	住宅に住む一般世帯数	一世帯当たり人員	所有関係				一世帯当たり延べ面積(m ²)	一人当たり延べ面積(m ²)
				持ち家	公営・公団・ 公社の借家	民間借家	給与住宅		
平成2年度	4,630	1,244	3.72	972 78.1%	87 7.0%	164 13.2%	14 1.1%	81.4 (68.9)	23.3 (20.9)
平成7年度	4,651	1,314	3.55	1,012 77.0%	94 7.2%	181 13.8%	11 0.8%	85.9 (70.9)	25.5 (22.8)
平成12年度	4,749	1,436	3.14	1,092 76.0%	96 6.7%	212 14.8%	5 0.3%	92.2 (76.1)	29.3 (26.0)
平成17年度	5,042	1,604	3.00	1,134 70.7%	100 6.2%	363 22.6%	4 0.2%	89.1 (75.7)	29.7 (27.6)
平成22年度	5,332	1,811	2.80	1,198 66.2%	105 5.8%	478 26.4%	8 0.4%	—	—
平成27年度	5,597	1,972	2.69	1,288 65.3%	117 5.9%	555 28.1%	4 0.2%	—	—

注：昭和 60 年以前は一世帯及び一人当たり延べ面積は畳数で、下段()は県平均。 資料：総務省「国勢調査」

注：住宅の床面積は平成 17 年の数値記入から平成 22 年の選択式となつたため、データはない。

■公営住宅等の整備状況 (令和 2 年 6 月現在)

NO.	団地名	建設年度	戸数
1	宜野座団地	平成18年度	12
2	宜野座第二団地	昭和59年度	8
3	宜野座第三団地	昭和62年度	8
4	松田団地	昭和57年度	8
5	漢那団地	昭和58年度	10
6	漢那第二団地	昭和62年度	8
7	惣慶団地	昭和59年度	8
8	惣慶第二団地	昭和61年度	8
9	城原団地	昭和60年度	8
10	城原第二団地	平成10年度	4
11	福山団地	昭和60年度	8
12	福山第二団地	平成5年度	4
13	潟原団地	昭和61年度	8
14	福山第三団地	平成21年度	10
15	城原第三団地	平成23年度	6
16	松田福祉住宅	昭和58年度	2
合計			120

※No.1～15 は公営住宅法に基づく公営住宅である

資料：宜野座村建設課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	----------------------	-------------------	------------------	-----------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 宜野座村住生活基本計画の推進

①令和2年2月に策定した「宜野座村住生活基本計画」に基づき、村民の豊かな住生活の実現と魅力ある地域社会の形成を推進します。

(2) 村営住宅等整備の推進

①「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図ります。
 ②高齢者及び障がい者、若年ファミリー層等に対応した住環境の整備や、村営住宅における優先入居等に取り組みます。
 ③老朽化が進む松田福祉住宅の今後のあり方について検討します。

(3) 住宅整備への支援

①介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険による住宅改修制度の周知を行います。
 ②村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、太陽光発電や省エネ家電の導入、高断熱・高気密の向上等の省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進します。
 ③老朽化等により景観面や安全面、衛生面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組みます。
 ④移住等を計画する希望者への関連情報の提供に努めます。

(4) 地域と連携した計画的な住宅地の供給

①各区との充分な連携のもと、計画的な宅地開発を検討するとともに無秩序な宅地開発を防ぐため、適正な民間宅地開発の誘導に取り組みます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
一般住宅の耐震化率	81.4% (平成25年度)	100%	現状値は平成25年度概要調査(宜野座村耐震改修促進計画平成26年3月)より

基本施策 5-5

交通安全及び防犯対策の充実

▶ 施策のめざす方向

交通安全思想の普及及び交通安全対策活動を充実とともに、交通安全施設の整備充実及び道路の改善や整備を図りながら、交通事故のない安全な環境づくりを推進します。

▶ 現状と課題

本村における交通事故の傾向として、死亡事故や重症を伴う事故等は少ないものの、軽症者数や発生件数は平成21年の国道329号バイパスの一部開通を除いて、横ばいもしくはやや増加傾向にあり、国道329号等の見通しが良くスピードの出やすい幹線道路や飲酒絡みの事故、高齢者に関する事故等がみられます。

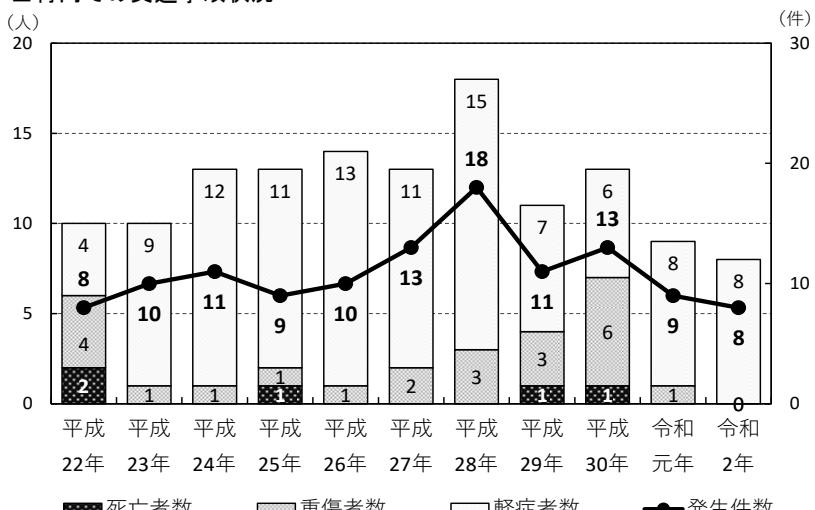
交通三悪（無免許運転・飲酒運転・速度超過）のうち、特に飲酒運転については罰則が強化されたにも関わらず、飲酒絡みの交通事故や飲酒運転の検挙があることから、飲酒運転根絶が十分に浸透していないことがうかがえます。

村内の交通安全施設については、ガードレール、カーブミラー、スクールゾーン等はほとんど整備しています。しかしながら、近年、一戸建て住宅や集合住宅の開発が進んでいることから、引き続き住宅地や通学路を中心に追加整備を検討すると同時に交通安全施設の更新が必要となります。

交通安全の啓発及び推進については、石川警察署や宜野座村交通安全推進協議会、交通ボランティア、学校等と連携して、交通安全運動（街頭活動）や交通安全教室等に取り組んでいますが、村民個々への浸透を図るために関係機関・団体・地域のさらなる連携が不可欠です。

犯罪の無い、安心で安全な住みよい地域社会のために、地域や学校、警察との連携した啓発活動に務め、地域と協力して夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備を進めています。

■村内での交通事故状況



資料：宜野座村総務課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	 13 気候変動に具体的な対策を	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	---	--	--

▶ 施策展開

(1) 交通安全施設の整備充実

- ①道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図ります。
- ②見通しの妨害、歩行・通行の邪魔となり交通事故を誘発する立て看板や樹木等の管理・指導に努めます。

(2) 交通安全思想の普及

- ①交通安全意識の高揚や交通安全マナー・モラルの向上を図るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全運動の充実を図ります。
- ②宜野座村交通安全推進協議会等と連携しながら、飲酒運転防止の啓発に努めます。
- ③石川警察署との連携による高齢者向けの交通安全講習の実施や交通事故防止に努めます。

(3) 交通安全対策活動の充実

- ①関係機関等との連携を強化し、街頭指導等の実施、歩行者や運転者に対する意識啓発を促進します。
- ②交通事故や緊急車両の走行の妨げとなる道路への違法路上駐車について、管理・指導に努めます。また、必要に応じて石川警察署とも連携し、違法路上駐車防止に努めます。

(4) 地域防犯体対策の充実

- ①地域住民の自主防犯組織の育成と防犯活動を促進します。
- ②警察や学校等の関係機関と連携し、不審者や犯罪情報の提供等を行うことにより、村民の防犯意識の向上を図ります。
- ③不審者等から子どもたちを守るために、防犯対策研修等による意識の向上や防犯カメラの増設等の環境整備に努めます。

▶ 指 標

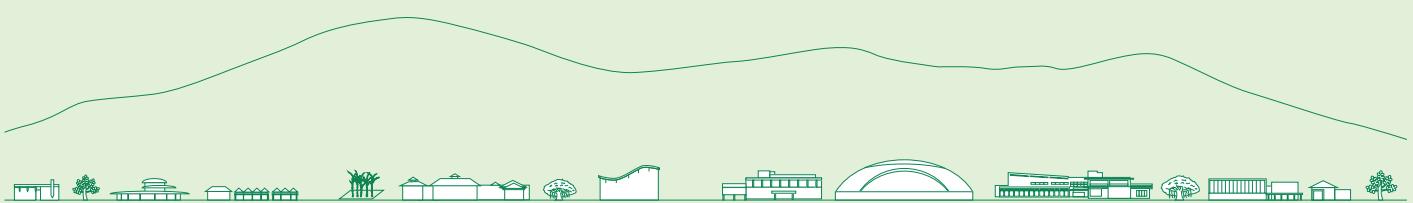
指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
交通死亡事故	0件 (令和3年3月末)	0件	令和2年交通白書
飲酒運転検挙者数	11件 (令和3年3月末)	0件	令和2年交通白書

6 章

基本政策 6

「知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”」

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 基本施策 6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進 | 102 |
| 基本施策 6-2 効率的な行政運営の拡充 | 104 |
| 基本施策 6-3 健全な財政運営の確立 | 108 |



基本施策 6-1

村民参加による協働のむらづくりの推進

▶ 施策のめざす方向

地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「(仮称)○○区むらづくり構想」等の策定の促進等の村民参画のシステムを構築します。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図ります。

▶ 現状と課題

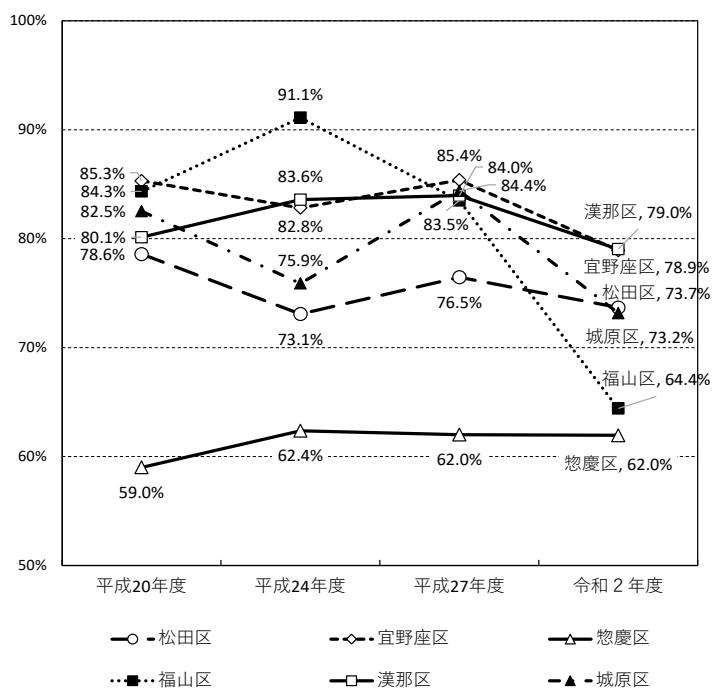
本村は松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区及び城原区の6行政区からなり、地域住民が主体となって特色あるむらづくりに取り組んでいます。また、行政連絡会議の毎月開催、各行政区と行政懇談会の毎年開催や各事業の説明会等、村行政と各区の連絡体制は整っており、情報交換や意見交換を実施しています。このように行政区毎の主体的な取り組みは活発であり、漢那区では毎年区独自に「漢那区防災避難訓練」を実施するなど、地域が主体的に防災活動に取り組み、区民の防災意識が高まりつつあります。宜野座村は農業中心の風土から地縁的なつながりが強く、区単位での独自な活動が培われ、「小さな自治体」としての機能を果たしています。

一方で、転入者の増加や集合住宅の増加等に伴い、自治会加入率は各区とも低下または横ばいとなっており、地域コミュニティの希薄化や地域力の低下が懸念されます。

地域住民と行政の協働による自立したむらづくりを目指すため、平成26年度より宜野座村むらづくり村民会議を立ち上げ、平成26～29年度に開催し、参加者からむらづくりに関わる企画・提案を頂きました。しかしながら、参加者が少ない、継続的な開催が難しい、企画・提案(Plan)から実行(Do)に至っていない等、運営面や進行管理面において課題となっています。

今後とも、地域住民と村行政が共にむらづくりを考え、地域住民による地域の課題解決や展望に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。これからの自治体経営は、行政中心から、地域主体の地域経営への転換が求められており、地域の価値を創造し、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進める必要があります。

■行政区別自治会加入率の推移



※令和2年度は外国人含む

資料：宜野座村（住民基本台帳（各年度末）、各行政区総会資料等より）

▶ 関連する SDGs の目標

目標	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	---------------	-----------------	-----------------	------------------	----------------	-----------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 地域主体によるむらづくり活動・計画策定の支援

- ①各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努めます。
- ②各区における地域課題を解決するよう、「(仮称)○○区むらづくり構想」等の策定を促進します。
- ③婦人会及び青年会等の活動を支援します。
- ④宜野座村郷友会と連携して交流事業等に取り組みます。

(2) 村民参画のシステムの構築

- ①村民主体型のむらづくりを推進するため、村民自らがむらの将来を考え・語り合いながら、村政に提案・主体的に行動する、村民参画の機会の確保及び村民参画・協働の担い手として活躍できるしくみの構築に努め、協働のむらづくりを進めます。
- ②村民や地域が主体となって企画・提案できるよう、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討します。
- ③地域で活躍できるむらづくり活動のリーダーや担い手の育成を図ります。
- ④多くの役割を担う働き盛り世代の負担を軽減するため、参加しやすい行事・イベントづくりを推進するとともに、村や区の行事・イベント等の整理・縮小に努めます。

(3) 各区との情報交流及び広報・公聴活動の充実

- ①定期的に行政連絡会議を開催して各区との連携を図るとともに、各区で毎年開催している行政懇談会の充実を図り、連絡調整や情報交流の場づくりに努めます。
- ②村広報誌や村ホームページ等による行政情報の発信の充実や行政相談等を活用し、公聴活動の充実を進めます。

(4) 村民参画機会の充実

- ①行政と地域の協議の機会を拡充するとともに、パブリックコメントやアンケート等の様々な媒体・手段を活用し、村民のむらづくりへの意向の把握に努めます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
行政連絡会議の開催	毎月1回	毎月1回	
行政懇談会の開催	各行政区毎年1回	各行政区毎年1回	
巡回行政相談	奇数月に1回	奇数月に1回	
自治会加入率	72.2%	72.2%以上	

基本施策 6-2

効率的な行政運営の拡充

▶ 施策のめざす方向

村役場職員が自主性、創造性、革新性を持ち、高い業務能力を発揮できるような人づくりと組織づくりを推進します。また、村民の視点に立った業務や事業の継続的な見直しを行うとともに、情報技術や民間ノウハウの積極的な活用を図り、村民サービスの向上と行政経費の削減等に努めます。さらに、生活サービス等の充実はもとより、基地問題や北部地域の振興等の広域的な課題に対しては近隣市町村や国・県と連携を強化して広域行政に取り組み、魅力あるむらづくりに取り組みます。また、令和3年度には、国による「デジタル庁」の創設等、社会全体のデジタル化の推進により、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策の向上等、さらなる電子自治体を推進します。

▶ 現状と課題

地方分権の進展により、村民に身近な自治体の果たすべき役割がさらに重要となっています。しかし、多種多様化する村民ニーズへの対応が求められる一方で、その裏づけとなる財政状況は厳しい状況にあります。

宜野座村では、これまで「行政改革大綱」に基づき、効率的かつ質の高い行政サービスを目指し、課の新設・改変、公的施設の指定管理者制度の活用、事務事業の外部委託及び行政事務の改善、むらづくりアドバイザーを活用し、村民サービスの向上や行政組織の効率化、村役場職員の適正配置等に取り組んでいます。

一方で社会インフラの更新・維持管理の対応、さらに個性あるむらづくり・拠点づくりに向けた新たな財政需要が見込まれ、厳しい状況も想定されます。また、近年は権限委譲に伴う事務事業の増加及び事務内容の多種多様化も進行していることから、行政サービスを低下させることなく村の将来像を実現できる組織をつくるため、村として担うべき役割の精査が必要であり、地域、各種団体、民間事業者等に任せられることは積極的に任せる等、不断の行財政改革への取り組みも重要です。併せて、人事評価制度の導入による人材育成や役場組織全体の士気高揚、職員研修等による村役場職員の資質向上を図るとともに、情報基盤の充分な活用等による業務の効率化を行い、行政事務の簡素化・効率化及び行政サービスのさらなる向上に努める必要があります。

近年、情報通信の技術革新は急速に進んでおり、SNS等の新たなICTを利活用したサービスが展開され、マイナンバー制度が開始されたことなど、日常生活やビジネスだけではなく行政における業務にも影響を及ぼしており、今後、私たちの日常生活にも大きな変化がもたらされています。令和3年9月にはデジタル庁が発足し、デジタル庁は「行政のデジタル化の推進」、「医療・教育・防災、産業社会全体のデジタル化の構築」、「誰もが恩恵を享受できるデジタル化（デジタルガバメントの確立）」の3つの柱に重点的に取り組むと表明しました。本村においては、平成27年7月にNTT西日本沖縄支店と「宜野座村における情報化に関する包括連携協定」を締結し、役場職員を対象とした「ICT活用協議会」を開催し、様々な場面におけるICTの活用事例や自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進^{※1}等に取り組み始めたところです。ICTを行政のあらゆる分野に活用することにより、住民の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・高度化を図り、効率的な自治体を運営するため、情報セキュリティ対策の強化も含めて、電子自治体に向けて検討を進めていく必要があります。

※1: DXとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。総務省は、各地方自治体が情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を検討するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月 総務省）を策定した。令和3年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定する予定である。

▶ 関連する SDGs の目標と指標

目標	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	-----------------	--------------	-------------------	-----------------	-----------------	----------------------

▶ 施策展開

(1) 効率的な行政運営の推進

- ①国や県、関係機関等と連携しながら、各種事業・制度等を活用した事業や施策の立案を行います。
- ②総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた体系的な政策の進捗状況の確認に努めます。
- ③村役場職員の能力・業績に基づく人事評価制度を導入し、人材の適正配置や公務能率の向上を図り、充実した行政サービスの提供に努めます。
- ④村役場職員の能力・業績に基づく人事評価制度の実施をはじめ、職員の意識改革や職員の職務執行力・政策形成力の向上を図るため、各種研修への派遣の充実や各種会議等への主体的な参加の促進等、職員の資質向上を図る人材育成を推進します。
- ⑤行政サービスの質の維持・向上や経費削減等を目指すため、定員の適正化及び組織の見直しに努めるとともに、各部署間の連携強化を図ります。
- ⑥業務の効率化や経費節減、村民サービスの維持・向上の観点から、民間への業務委託等を推進するとともに、指定管理者制度の導入の検討や制度の適正な運用に取り組みます。
- ⑦むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組みます。

(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

- ①DXの取り組みを総合的かつ効果的に実施するため、全体的なDX方針を定め、村民の利便性向上や庁内業務の効率化に努めます。
- ②インターネットの媒体を利用した村公式ホームページやSNS、公衆無線LAN(Wi-Fi)等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすく見やすい情報を公開・発信します。
- ③電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進します。
- ④庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス^{※1}（住民情報システムについては、恩納村と共同利用）、マイナンバー制度の導入や技術革新等を踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化の推進に努めます。
- ⑤人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続きのオンライン化の推進にあたり障害となっている押印の見直しに取り組みます。
- ⑥庁内システムの統合や仮想化による機器共有、クラウド化、運用ポリシーの統一や調達・運用事務の集約化等を検討し、全体として運用コストの圧縮に努めます。

※1：クラウドサービスとは、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。なお、利用者は役務として提供されるコンピュータ資源がいざれの場所に存在しているか認知できない場合がある。

- ⑦情報セキュリティを高めるため、サイバーセキュリティを取り巻く環境の変化に対応しつつ、人的・物理的・技術的な側面からの一層の強化に努めます。
- ⑧ICT ガバナンス^{※1}体制については、外部人材を活用して、情報システムの調達・構築・運用（または支援）が効率的に行えるよう努めるとともに、庁内職員の人材育成を進めます。
- ⑨行政サービスについて、デジタル技術やデータ活用により、住民の利便性を向上させるとともに、AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源による行政サービスの更なる向上に努めます。

(3) 広域行政の推進

- ①隣接及び近接市町村と共同で企画・調整・対応等を行うことが適切な事務事業や事務の共同処理の検討等、周辺市町村及び関係機関等の広域連携による取り組みを推進します。
- ②基地問題及び北部地域の振興等、広域的な視点での地域づくりに適切に対応できるよう、各事務組合等との連携を強化するとともに、市町村相互の連携及び役割分担を明確化し、広域事業の円滑な推進を図るなど広域行政を推進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
むらづくりアドバイザー委嘱人数	6人	10人	
職員研修受講率 (令和元年度)	30%	40%	
村独自研修開催数 (令和元年度)	1	3	



ICT 連携協定締結式 (NTT)



IT イノベーション戦略センター包括連携協定式 (ISCO)

※1: ICT ガバナンス体制とは、情報システムの効果が出ているか、役に立っているか、適切な費用となっているか、安全・安定稼動しているかを組織的にチェックし、適正化していく取組みのこと。



SDGsに関する村職員向けワークショップ



基本施策 6-3

健全な財政運営の確立

▶ 施策のめざす方向

事務事業の優先性や緊急性等に配慮した選択と集約による財源(予算)の配分や、民間活力の導入等による施設管理の効率化に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、村民の理解に基づく透明で健全な財政運営を確立します。

▶ 現状と課題

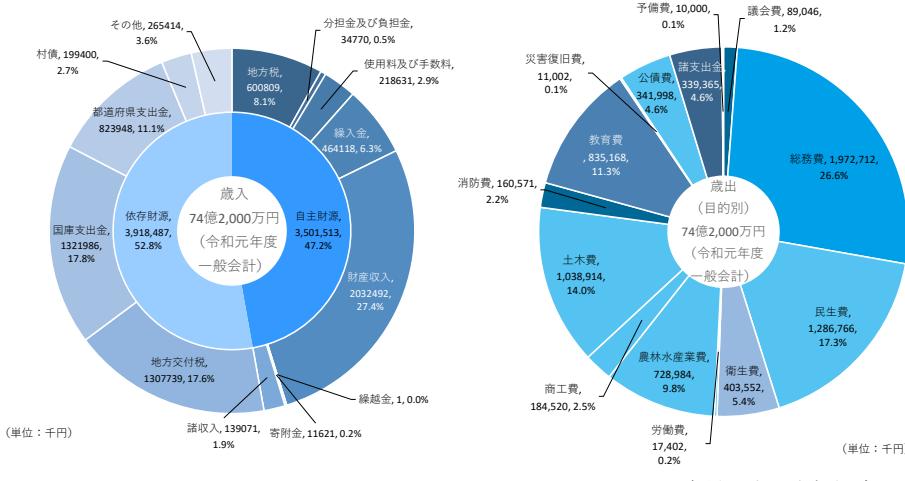
本村では、「第4次宜野座村行財政改革プラン」及び「宜野座村財政中長期計画」に基づき行政改革を推進してきましたが、社会保障費の増加やインフラの更新等により、財政状況はさらに厳しさを増しています。

平成20年度からはじまったふるさと納税によるふるさと応援基金積立金は、令和3年3月末現在で、約1億7千848万7千円となっており、納税者には本村の特産品を贈呈しています。また、平成22年度から貸借対照表(バランスシート)※1の作成・公表、平成24年10月より下水道事業特別会計の設置、平成27年12月の公共施設等総合管理計画の策定、平成29年度より宜野座村体育施設ネーミングライツの実施等、安定した財政運営に努めています。

本村の歳入面においては、自主財源比率と依存財源比率はほぼ同じ割合で推移していますが、自主財源の財産収入(軍用地料)を除けば、依存財源の地方交付税や国庫支出金、都道府県支出金の割合が高い状況で続いている。令和元年度の目的別歳出では総務費※2が26.6%と最も高く、次いで民生費(17.3%)、土木費(14.0%)となっており、子育て・教育及び社会福祉の対応、観光振興の基盤づくり、社会インフラの更新等の新たな財政需要が見込まれます。

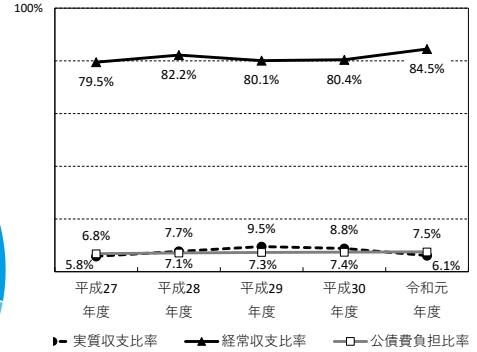
今後とも、経常的な行政経費や施設等の維持管理費、各種補助金等の随時見直し・確保を図るとともに、必要な自主財源の確保等の長期的な展望にたった予算の編成に努め、財政の健全化を図る必要があります。

■宜野座村の歳入・歳出(令和元年度一般会計)



資料：宜野座村総務課

■実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率の推移



実質公債費比率：自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。

経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債務特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率：公債費がどの程度財政を圧迫しているかを示すもので、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合。

※1：バランスシートは、会計年度末に宜野座村が保有している資産と、その資産を取得するために使ったお金の調達方法を表している。現金の収支に注目するこれまでの決算書では表示できなかった、本村の財産や負債等、これまでの資産形成の結果を知ることができる。

※2 総務費は、軍用地等所在区交付金1,006,077千円を含むため割合が高くなっている。

▶ 関連する SDGs の目標と指標

目標	8 繁榮がいいもん 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
----	--------------------	---------------------	----------------------	---------------------	--------------------------

▶ 施策展開

(1) 村財政情報の公開

①「バランスシート」や「ぎのざそんのよさん」を作成・開示し、村財政状況を広く村民にわかりやすく伝えます。

(2) 計画的な財政の運営

- ①将来のむらづくりに向けた価値ある投資を行うため、政策協議を実施し、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。
- ②予算の平準化を図るため、「中長期財政計画」に基づく健全な財政運営に努めます。
- ③軍用地料の分収歩合については、条例化に向けて関係機関と協議のもと、適正な分収歩合の改正を推進します。
- ④無駄のない財政運営を進めるため、経常的な経費や維持管理費等の行政コストの節減に努めるとともに、各種補助金等の見直しを行います。
- ⑤「宜野座村総合計画（基本構想・基本計画）」のもと、「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」及び「長寿命化計画」等に基づいて、公共施設やインフラ資産等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または長寿命化を進め、数十年後の建物やインフラ資産の更新費用試算に基づいて、既存建物の更新や統廃合のあり方について検討します。また、各部署間での連携強化を図り、全庁横断的に推進できる組織体制整備に努めます。

(3) 民間活力の導入

- ①社会経済情勢の変化や村民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応し、また、民間事業者の知識や技術、資源を活用する観点から、公民連携による手法を検討し、村民サービスを継続的に提供します。
- ②指定管理者制度の推進や事務事業等の民間委託を推進します。
- ③出資法人の見直しや民営化を推進するとともに、補助金については目的や効果の再評価を行う等の見直しを行います。
- ④新たな財源確保、施設の良好な維持管理による村民サービスの向上、地域経済の活性化等が見込まれるネーミングライツ事業を実施します。

(4) 将来を見据えた財源確保の推進

- ①自主財源を確保するために、関係課と連携しながら、村税の徴収率の向上並びに支払い方法の拡充に取り組みます。また、滞納者への滞納処分を徹底し、上下水道料金や各種使用料・手数料の適正化を図ります。
- ②企業立地を促進し、村民の雇用の場を創出するとともに、ふるさと納税をさらに推進していきます。
- ③公共施設等の更新に向けて、各種目的基金を計画的に積み立てていきます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
経常収支比率	84.5%	80%	
納税件数	3,050件	4,000件	
村民税の納税率	98%	98%以上	

参 考 資 料

- 1 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画とSDGsとの対応表 112
- 2 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の経緯 114
- 3 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の体制
及び審議会等の名簿 116
- 4 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の諮問及び答申 119



1 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画とSDGsとの対応表

SDGsゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロ	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
	貧困をなくそう	飢餓をゼロ	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
第5次宜野座村総合計画 後期基本計画	●	●	●	●	●	●
基本政策1 子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり”	○	○	○	○	○	
基本施策1-1 子育て支援の充実	○	○	○	○	○	
基本施策1-2 魅力ある幼児・学校教育の推進	○	○	○	○	○	
基本施策1-3 生涯スポーツ・生涯学習の推進			○	○	○	
基本施策1-4 地域文化の継承と文化活動の振興				○		
基本施策1-5 国内外の交流活動の推進	○	○		○		
基本政策2 生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり”	○	○	○	○	○	
基本施策2-1 地域福祉の推進	○	○		○	○	
基本施策2-2 生涯にわたる健康づくりの推進			○			
基本施策2-3 高齢者福祉の推進	○	○	○	○		
基本施策2-4 障がい者福祉等の推進			○		○	
基本施策2-5 社会保障の充実	○	○	○			
基本政策3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”		○	○	○		○
基本施策3-1 自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進		○	○	○		○
基本施策3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成						○
基本施策3-3 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備			○			
基本施策3-4 環境衛生の向上			○	○		○
基本施策3-5 基地問題の対応						○
基本政策4 魅力と個性にあふれた“産業づくり”		○		○	○	○
基本施策4-1 地域に根ざした農業の振興		○		○	○	○
基本施策4-2 新たな水産業の推進		○		○	○	○
基本施策4-3 地域特性を活かした観光・商工業の振興				○		
基本施策4-4 情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用				○		
基本施策4-5 雇用の創出				○	○	
基本政策5 安心・安全で快適な“環境基盤づくり”	○		○		○	○
基本施策5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実	○					○
基本施策5-2 道路・交通基盤の整備・充実			○		○	
基本施策5-3 上水道の充実及び農業集落排水事業の推進			○			○
基本施策5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実						
基本施策5-5 交通安全及び防犯対策の充実			○			
基本政策6 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”				○	○	
基本施策6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進				○	○	
基本施策6-2 効率的な行政運営の拡充					○	
基本施策6-3 健全な財政運営の確立						



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 繁きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	○					○	○
	○		○	○	○	○	○		○	○
			○	○					○	○
	○			○	○					○
			○							○
	○	○	○	○					○	○
		○	○	○					○	○
			○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○						○
				○						○
	○	○	○	○						○
			○	○</						

2 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の経緯

★宜野座村総合開発審議会、■計画策定庁内会議、◆計画策定検討部会、◎村民、▽その他

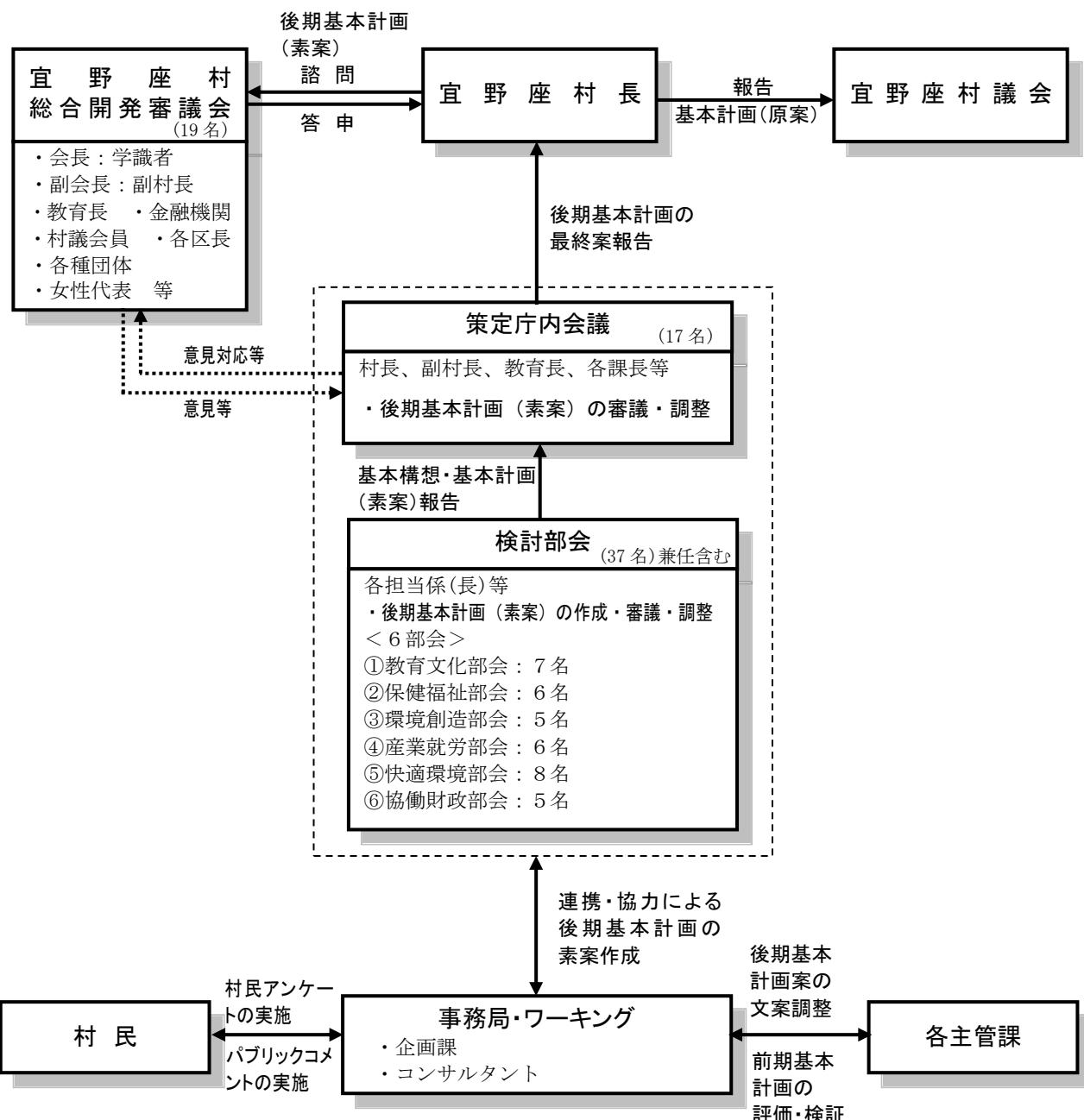
年月日	内 容 等	
令和2年 8月3日	第1回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定庁内会議 ○「第5次宜野座村総合計画・後期本計画」及び「第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定にあたって第5次総合計画策定について ○アンケート調査について ○総合計画及び総合戦略の点検シートの記入について	■
8月4日	第1回 第5次宜野座村総合計画・後期本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定検討部会 ○「第5次宜野座村総合計画・後期本計画」及び「第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定にあたって第5次総合計画策定について ○アンケート調査について ○総合計画及び総合戦略の点検シートの記入について	◆
8月～11月	第5次宜野座村総合計画・後期本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略の点検・評価（シート配布、回収、担当課ヒアリングの実施等）	◆
8月	総合計画及び総合戦略の策定に関する村民アンケートの実施 (16歳以上の全世帯を対象に郵送による2,324件配布/674件有効回収/有効回収率29.0%)	◎
10月	総合計画及び総合戦略の策定に関する転入者及び転出者アンケートの実施 (転入者：郵送による337件配布/97件有効回収/有効回収率28.8%) (転出者：郵送による280件配布/79件有効回収/有効回収率28.2%)	◎
12月25日	第2回 第5次宜野座村総合計画・後期本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定検討部会 ○宜野座村総合計画・総合戦略とSDGsについて ○総合計画及び総合戦略の文案検討シートの記入について	◆
12月～ 令和3年6月	第5次宜野座村総合計画・後期本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画文案（シート配布、回収、担当課ヒアリングの実施等） 事務局による後期基本計画・文案の作成、各担当課に後期基本計画・文案等の返信	◆
6月22日・ 24日・25日、 29日・30日	第3～4回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討部会 ・教育文化部会（第3回 6月25日） ・保健福祉部会（第3回 6月22日、第4回 6月24日） ・環境創造部会（第3回 6月22日、第4回 6月24日） ・産業就労部会（第3回 6月29日、第4回 6月30日） ・快適環境部会（第3回 6月22日、第4回 6月24日） ・協働財政部会（第3回 6月30日）	◆
7月13日	第2回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定庁内会議 ○計画策定の背景となる時代の変化 ○データでみる宜野座村 ○村民・転入・転出者アンケート調査結果 ○総合計画・前期基本計画及び第1期総合戦略の検証	■
7月19日	第1回 宜野座村総合開発審議会（兼委嘱状交付式） 第1部～委嘱状交付式～ 第2部～「第5次宜野座村総合計画・後期基本計画」及び「第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって～ ○「第5次宜野座村総合計画・後期基本計画」及び「第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって ○計画策定の背景となる時代の変化 ○データでみる宜野座村 ○村民・転入・転出者アンケート調査結果 ○総合計画・前期基本計画及び第1期総合戦略の検証	▽ ★



年月日	内 容 等
7月 29日	<p>第3回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定府内会議</p> <p>＜第5次宜野座村総合計画・後期基本計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本政策1 子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり” ○基本政策3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり” ○基本政策5 安心・安全で快適な“環境基盤づくり”
8月 26日	<p>第4回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定府内会議</p> <p>＜第5次宜野座村総合計画・後期基本計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本政策2 生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり” ○基本政策4 魅力と個性にあふれた“産業づくり” ○基本政策6 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”
10月 7日	<p>第5回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定府内会議</p> <p>＜第5次宜野座村総合計画・後期基本計画＞ 前回までの確認等</p> <p>＜第2期宜野座村総合戦略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宜野座村人口ビジョン改定版 ○第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略
11月 2日	<p>第6回 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画及び第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定府内会議</p> <p>＜第2期宜野座村総合戦略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宜野座村人口ビジョン改定版 ○第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略
11月 11日	<p>第2回 宜野座村総合開発審議会</p> <p>＜第5次宜野座村総合計画・後期基本計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本政策1 子どもたちの笑顔があふれ文化を育み時代を担う“人づくり” ○基本政策2 生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり” ○基本政策3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり” ○基本政策4 魅力と個性にあふれた“産業づくり” ○基本政策5 安心・安全で快適な“環境基盤づくり” ○基本政策6 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”
11月 25日	<p>第3回 宜野座村総合開発審議会</p> <p>＜第2期宜野座村総合戦略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宜野座村人口ビジョン改定版 ○第2期宜野座村まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○県立農業大学の施設計画（案）（景観計画との適合等）
11月 25日	SDGs 宜野座村役場職員研修 (一般社団法人 未来技術推進協会認定 SDGs ボードゲームファシリテーターによるカードゲーム等の実施)
12月 2日	宜野座村総合開発審議会会长から村長へ第5次宜野座村総合計画策定・後期基本計画及び第2期宜野座村総合戦略の報告（答申）

3 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の体制及び審議会等の名簿

(1) 第5次宜野座村総合計画策定の体制



宜野座村総合開発審議会



第5次宜野座村総合計画策定庁内会議



第5次宜野座村総合計画策定検討部会(教育文化部会、保健福祉部会、環境創造部会、産業就労部会、快適環境部会、協働財政部会)



(2) 各種会議委員の名簿

1) 宜野座村総合開発審議会委員

	氏名	所属	備考
1	島田 勝也	沖縄大学地域研究所特別研究員及び法経学部非常勤講師	(会長)
2	下里 哲之	宜野座村副村長	(副会長)
3	石川 幹也	宜野座村議会議長	
4	中村 あやの	沖縄振興開発金融公庫 北部支店支店長	
5	玉代勢 幸喜	宜野座村農業委員会会長	
6	宜野座 盛克	宜野座村商工会会長	
7	新里 清次	宜野座村観光協会会長	
8	山城 功	J A宜野座支店長	
9	仲栄真 盛昌	宜野座村漁業協同組合長	
10	新里 隆博	宜野座村教育長	
11	大城 学	松田区長	
12	島袋 全永	宜野座区長	
13	新里 幸美	惣慶区長	
14	比嘉 徳信	福山区長	
15	金武 淳	漢那区長	
16	大嶺 盛光	城原区長	
17	浜比嘉 永子	村内女性代表	
18	森田 智代	村内女性代表	
19	古謝 わかな	村内女性代表	

2) 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定庁内会議委員

	氏名	所属	備考
1	當眞 淳	村長	
2	下里 哲之	副村長	
3	新里 隆博	教育長	
4	比嘉 昭彦	企画課 課長	
5	城間 真	総務課 課長	
6	当眞 涼子	会計管理室 室長	
7	石山 学	村民生活課 課長	
8	平田 義史	健康福祉課 課長	
9	野辺 あやの	健康福祉課 参事	
10	浦崎 正人	産業振興課 課長	
11	金武 哲也	観光商工課 課長	
12	仲間 出	観光商工課 参事	
13	島袋 光樹	建設課 課長	
14	仲間 盛雄	上下水道課 課長	
15	山内 慶一	農業委員会 事務局長	
16	當眞 修	教育委員会 教育課 課長	
17	北城 曜	議会事務局長	

3) 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定検討部会委員

部会名	氏名	所属	備考
①教育文化部会 (7名)	宮里美沙子 (仲吉ひなこ)	健康福祉課（健康推進係）	出産・子育て（母子保健）
	仲程江梨子 (比嘉翼)	健康福祉課（児童福祉係）	子育て（保育、児童福祉）
	津嘉山 由香	教育課（学校教育係）	幼稚園・学校教育
	田里 一寿	教育課（社会教育係）	生涯学習・スポーツ（国際交流（村）も含む）
	石川 耕	教育課（文化財係）	文化活動
	新里 俊文	観光商工課（文化センター係）	文化・芸術
	漢那 憲李	企画課（村づくり係）	国内外の交流活動
②保健福祉部会 (6名)	大嶺 夏子	健康福祉課（社会福祉係）	地域福祉・社会保障
	宮里 美佐子 (新里 由美)	健康福祉課（健康推進係）	健康づくり
	山崎 拓登 (照屋 彩子)	健康福祉課（包括支援センター）	高齢者福祉 包括支援センター
	金武 志門	健康福祉課（社会福祉係）	障がい者福祉
	山城 勝樹	建設課（建設係）	村営住宅
	新里 ゆう子	建設課（建設係）	村営住宅
③環境創造部会 (5名)	平田 大悟 (末石 広樹)	企画課（事業振興係）	土地利用、風景づくり、地球温暖化・省エネ新エネ
	仲間 輔	産業振興課（農村整備係）	地球温暖化・省エネ新エネ、花と緑、農振
	新里 秀輝	農業委員会（農地・農政係）	地球温暖化・省エネ新エネ、花と緑、農振
	山川 和朗	村民生活課（生活環境係）	環境衛生
	山城 勝樹	建設課（建設係）	公園・緑地、地球温暖化・省エネ新エネ
④産業就労部会 (6名)	與儀 徹也	産業振興課（農政係、農振係）	農業・畜産
	佐竹 大河	産業振興課（水産振興係）	水産業
	東 全志 当真 はるか	観光商工課（観光商工係）	観光 商工業、就労・雇用
	伊芸 徳二	総務課（行政係）	情報通信（地域情報化）
	小浜 直哉	総務課（ヘルプデスク）	情報通信（地域情報化）
	宇座 徳彦 平田 大悟 (末石広樹)	企画課 (村づくり係、事業振興係)	情報通信（サーバーファーム）、観光（道の駅）
⑤快適環境部会 (8名)	伊芸 徳二	総務課（行政係）	防災・消防救急・防犯、住環境（外灯等）
	大野 耕太	総務課（行政係）	防災・消防救急・防犯、住環境（外灯等）
	仲村 大輔 (仲地隼人) (玉城良太)	建設課（土木係）	道路交通、住環境（ガードレール等）
	高里 雄立	上下水道課（集落排水係）	上下水道・集落排水
	嘉手川 繁和	上下水道課（水道係）	上下水道・集落排水
	山城 勝樹	建設課（建設係）	住環境（住宅）
	宇座 徳彦	企画課（むらづくり係、事業振興係）	基地問題への対応（基地交渉、国・県への要請等）
⑥協働財政部会 (5名)	山川 和朗	村民生活課（生活環境係）	環境衛生
	宇座 徳彦 平田 大悟	企画課（むらづくり係、事業振興係）	村民参加（村民会議）、広域行政（北部広域市町村）
	島袋 稔子	総務課（行政係、財政係）	村民参加、行政運営（事務の効率化、財政計画、行政評価）、広域行政
	赤嶺 綾乃 (比嘉 力康)		
	城間 みき子	会計管理室（出納係）	



4 第5次宜野座村総合計画・後期基本計画策定の諮問及び答申

(1) 濟問書

宜企第121号

令和3年7月19日

宜野座村総合開発審議会会長 殿

宜野座村長 當 真



第5次宜野座村総合計画（後期基本計画）及び第2期宜野座村総合戦略
の策定について（諮問）

宜野座村総合計画開発審議会条例（昭和50年7月3日条例第20号）第2条の規定に基づき、第5次宜野座村総合計画（後期基本計画）及び第2期宜野座村総合戦略の策定について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

本村の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画）については、昭和52年の第1次計画に始まり、これまで第5次計画の（前期基本計画）まで策定されており、「水と緑と太陽の里宜野座村」づくりに向けた諸施策を実施する上での行政指針として位置づけられております。

また、我が国では人口減少や少子高齢化が社会問題となる中、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するため、各自治体において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することを求めており、本村においても平成27年度に第1期宜野座村総合戦略を策定しました。

現在、村では住民ニーズの多様化・雇用の場の確保・公共施設やインフラなどの老朽化・自主財源の確保・基地問題への対応等多くの課題があります。こうした中で、本村の自然的・歴史的・社会的地域の特性を活かし、自主・自立のむらづくりが求められています。このような見地から第5次宜野座村総合計画（後期基本計画）及び第2期宜野座村総合戦略を策定するため。

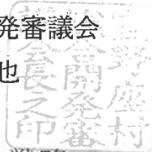
(2) 答申書

令和3年12月2日

宜野座村長 當眞 淳 殿

宜野座村総合開発審議会

会長 島田 勝也



「第5次宜野座村総合計画・後期基本計画」及び「第2期宜野座村総合戦略」
について（答申）

令和3年7月19日 宜企第121号で諮問のあった「第5次宜野座村総合計画・後期基本計画」及び「第2期宜野座村総合戦略」について、当審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本計画の策定中に発生し、現在も感染の拡大が懸念されている新型コロナウイルスは、私たちの日常を一変させ、価値観や社会の在り方に大きな変化をもたらしました。

宜野座村においては、このような大きな社会変動の中、新たな発想と柔軟な対応で村民の安全で安心な暮らしを守り、各種施策の推進に積極的に取り組まれることを期待します。

計画の推進にあたっては、村民の理解と協力が不可欠であり、村民に対しては計画の趣旨、内容等を十分周知するとともに、村民と行政が一体となって協働のむらづくりを今後も継続し、より一層、深化されるようお願いします。

この計画を確実に推進するために、全庁的な連携を密にし、施策分野及び組織を超えて横断的に取り組むとともに、適切な計画の評価・検証を行い、時代に即した柔軟な事業展開に努めることを要望します。

また、各施策にはSDGs（持続可能な開発目標）の基本目標との関連を示していますので、施策との関連を十分意識して計画を推進されるようお願いします。

～ 水と緑と太陽の里・宜野座村 ～
第5次宜野座村総合計画
後期基本計画

発行年:2022(令和4)年 3月

発 行:宜野座村 企画課

〒904-1392 沖縄県宜野座村字宜野座 296

TEL 098-968-5100

